

林泰輔『朝鮮史』の玄采訳著『東国史略』研究

權 純 哲*

A Study on Hyun Chae's *Dong Kuk Sa Ryak*,
Korean-Translation of Hayashi Taisuke's *Chosensi*

KWON Soon Chul

はじめに

第一章 開化期の歴史教科書と

玄采訳編『普通教科東国歴史』

1. 開化期の歴史教科書と「小学校教則大綱」

2. 玄采訳編『普通教科東国歴史』1899

(1) 『大韓歴代史略』1899

(2) 『普通教科東国歴史』の特徴

第二章 玄采訳述『東国史略』について

1. 『東国史略』1906

(1) 内容の特徴

(2) 翻訳の特徴

2. 『中等教科東国史略』1907、1908

(1) 「乙巳新条約」

(2) 「海牙事件及憲議」

(3) 「隆熙時事」

(4) 「結論」

3. 『中等教科東国史略』発売禁止

第三章 植民地期の「朝鮮史」研究と

玄采訳述『東史提綱』

1. 「朝鮮半島史」と「朝鮮史」

2. 『東史提綱』1924

(1) 『朝鮮史編修会事業概要』にみる

「檀君」論争

(2) 『東史提綱』の特徴

(3) 二つの『半萬年朝鮮歴史』1923、1928

むすび

はじめに

本稿は、前稿「林泰輔の『朝鮮史』研究」（本紀要第44巻第2号）と「林泰輔の『朝鮮史』研究の内容と意義」（同第45巻第2号）の後、朝鮮史の近代的歴史叙述の嚆矢と評される林泰輔（1854～1922）の『朝鮮史』（1892）の韓国への影響に

ついて考察すべく、林の『朝鮮史』と『朝鮮近世史』（1901）を訳述した玄采（1856～1925）¹の『東国史略』（1906）を取りあげる。特に『東国史略』以前の「本国歴史」教科書を通じて林泰輔の影響と『東国史略』出版の背景を明らかにし、『東国史略』以後の、玄采の一連の歴史書、すなわち『中等教科東国史略』再版と三版、そしてその四版ともいえる『東史提綱』（1924）にみられる内容の変化を明らかにするとともにその

* クォン・スンチョル

埼玉大学教養学部教授、韓国思想史

時代的意味を考察していく。

玄采は、1873年に漢語訳科に及第し訳官として務め、1894年には統理交渉通商事務衙門で釜山港書記官や翻訳官を務め、外務衙門交渉主事を歴任し、学部（内閣の一部：権）ができた1895年には、外国語学校副教官に委嘱され、1896年1月平康郡守任命の時は漢城師範学校副教官であった。だが、すぐ2月に平康郡守休職令が出るなど、この時からの玄采の動向には不明なことが多いが、このごろから学部の編輯局で教科書編纂に携ったという。1907年1月に学部委員を解かれるが、その理由としては、1906年1月に日韓書印刷会社副社長になり、国民教育会にも参加するなど、実質的に学部から離れて活動していく、統監府体制のもとでの学部の変化についていけなくなったからである²と思われる。とくに1906年ごろに愛国心を鼓吹する書籍を多く訳述出版していたことと関係があったかもしれない。玄采による訳書・著書は、主に学部勤務の1900年前後の時期と保護条約締結前後に集中している。以下の例でみると、とくに歴史関係訳述が多い。

- 『俄国略史』（1898学部←英人闘斐迪著述）
- 『中東戦記』（1899皇城新聞社←美國林樂知著
訳：萬国史記の一部）
- 『普通教科東国歴史』（学部1899）
- 『大韓地誌』（1899学部、1901廣文社←日人所記）
- 『清国戊戌政變記』（1900学部←梁啓超撰）
- 『萬国史記』（1905←岡本監輔・泰西新史）
- 『東国史略』（1906普成館）
- 『法蘭西新史』（1906塔印社：萬国史記の一部）
- 『越南亡國史』（1906←越南亡命客巢南子述・
支那梁啓超纂）
- 『日本史記』（1907普文社：萬国史記の一部か）
- 『幼年必読』（1907徽文閣）
- 『東西洋歴史』（1907普成館←？）

『幼年必読枳義』（1907日韓印刷）

『最新高等小学理科書』（1908日韓印刷←？）

深まりつつあった国家危機のなか国民の国家意識高揚のために、自国史学習の教材が求められていたし、従来の歴史書に対する反省や批判から新たな歴史記述が模索されていたゆえに、その時に世に出た「本国歴史」教科書として玄采訳編『東国史略』初版・再版・三版のもつ韓国近代史学史上の意義は大きい。

したがって本稿の課題は、つぎの二つとなる。林泰輔の『朝鮮史』と『朝鮮近世史』が当時の韓国にどのように受容されたかを明らかにするために、まず玄采訳編『普通教科東国歴史』（1899）を通じて『東国史略』以前の状況について考察した後、『東国史略』について検討する。『東国史略』は1906年に出版され、1907年に書名に「中等教科」という小文字の頭書が加えられ再版が、その翌年には三版が出た。近代の学校制度が整備されていくなか、中等教育の官立中学校が高等学校に名称変更されて間もない時期でもあったことを想起すると、『中等教科東国史略』は、名実とも最も充実した「本国歴史」教科書であったといえる。だが、翌年、発売禁止処分を受ける。版を重ねるに従って、日本の対韓政策に対する批判的記述が多くなったためだろう。このような『東国史略』について検討することを第一課題とする。

つぎは、植民地になってからの変化についてである。日韓併合による国家消滅後、朝鮮人教育現場において帝国日本の「国史」「国語」教育が重視されていくなか、「朝鮮語」は教科として存続するものの、「朝鮮史」は教科から消える。しかし、韓国滅亡の痛ましい歴史を記した「太白狂奴」著『韓国痛史』（1915）³が中国で出版、流布すると、それに刺激された朝鮮総督府は、1916年に「朝鮮半島史編成ノ要旨及順序」を発

表し、朝鮮総督府主導の下、「朝鮮史」編纂が推進されていく。多少の曲折の末、1938年に完結する『朝鮮史』が朝鮮史編修会によるその最終的結実である。この朝鮮史編修会（1924.6）委員になる玄采は、1924年1月に書名を改め『東国史略』とほぼ同じ内容の『東史提綱』を世に出す。『東史提綱』は『中等教科東国史略』と同じ版に修正を加えたものとみられるが、その記述においては『中等教科東国史略』との違いがいくつもある。この相違点を取りあげ、『東史提綱』の同時代的意味を明らかにすることが本稿の第二課題である。この課題のために、植民地期の「朝鮮史」編纂および檀君論議にも触ることにする。また、玄采が世を去ってから3年後に『東史提綱』と同版を用いて書名のみが違う『半萬年朝鮮歴史附圖像』（1928）が出るので、これについても若干の検討をしておきたい。

ちなみに、資料として『普通教科東国歴史』と『中等教科東国史略』（1908）は、『開化期教科書叢書 国史』（亜細亞文化社、1975）収録の影印版を、そこに含まれていない『東国史略』（1906）は学民文化社影印版（1994）を、『東史提綱』と『半萬年朝鮮歴史附圖像』は原本からのコピーを用い、あわせて、韓国国立中央図書館とソウル大学校図書館が提供するデジタル原文をも活用した。以下、引用に際しては、漢字は原文のままにし、直訳を原則とした。なお、文末につけた関係資料を参照されたい。

第一章 開化期の歴史教科書と 玄采訳編『普通教科東国歴史』

1. 開化期の歴史教科書と「小学校教則大綱」

近代韓国において自国歴史書の編纂は、甲午改革後に出来た学部によって推進される。1895

年8月に出された「小学校教則大綱」（学部令第3号）には「本國歴史は、國體の大要を知らしめ、國民たる志操を養うを要旨とする。教科に本國歴史を加うる時には、郷土に關する史談から始め、漸漸、建國の體制と賢君の盛業と忠良賢哲の事蹟と開國由來の梗概を授け、國初から現時に至るまで事歴の大要を知らしめるのを可とする（以下略）」（第7条）と記され、教科名は「本国歴史」（小学校、外國語学校）または「歴史（本国歴史）」（中学校、師範学校）⁴となっていた。この新制度は、日本から移植したものであった。すなわち、「日本歴史は本邦國体の大要を知らしめて國民たるの志操を養ふを以て要旨とす。尋常小学校の教科に日本歴史を加ふるときは、郷土に關する史談より始め漸く建国の体制 皇統の無窮 歷代天皇の 盛業、忠良賢哲の事蹟、國民の武勇、文化の由來等の概略を授けて國初より現時に至るまでの事歴の大要を知らしむへし（以下略）」（第7条）という當時日本の「小学校教則大綱」（1891）⁵と比べてみると、名称も内容も移植の実相は明らかである。ただし、一つ異なっている「開國由來」こそ「本国歴史」たる所以である。

このようにして、すでに制度化された大日本帝国の「国史」教育の影響もあったが、むしろ「独立」が宣言された新生の大韓帝国にふさわしい歴史教科書の模索が強く求められていくこととなる。学部によって編纂が始まる歴史教科書の体裁や傾向を概観すると、とくに本文の冒頭に檀君開國より始まるものが多く、共通して王朝中心の編年体にて帝王の盛業を記していること、文体において漢文体・国漢文混用体の同時刊行⁶から国漢文混用体への移行が目立つこと、そして学部編纂刊行の教科書から民間編纂刊行の教科書が増えていくことなどが特徴として指摘できる。その叙述と内容においては、主に前近代の歴史記述方法を踏襲し、教科書とし

てその内容を簡略にしたに過ぎず、新たな歴史叙述の教科書が期待されていく。この歴史教科書における新たな変化は、強まっていく日本の影響下で教育制度が整備される一方、愛国啓蒙運動の展開と私立学校の増加のなかでみられるようになる。それを象徴する代表的な例が『東国史略』である。

ここでは、開化期の歴史教科書の変化様相を、玄采訳編『普通教科東国歴史』(1899)、『東国史略』(1906)、『中等教科東国史略』(1907)を通して考察していく。『普通教科東国歴史』から取りあげるのは、そこにすでに林の影響が見られるからである。

2. 玄采訳編『普通教科東国歴史』1899

玄采訳編『普通教科東国歴史』(全6巻上下2冊)は、「檀君朝鮮紀」・「箕子朝鮮紀」・「衛滿朝鮮紀附四郡 二府」・「馬韓紀」・「辰韓紀」・「弁韓紀」(以上、卷首)に続く「三国紀」(卷一)、「新羅紀」(卷二)、「高麗紀」(太祖より卷三、明宗より卷四、忠宣王より卷五)と成っているが、学部編輯局長李圭桓の序文(資料①)に「是歲秋、本局の大韓歴代史略一部成る。即ち中學校教科書の一つなり。白堂玄采君が、其書に就き大事を節取し、國漢文を雜じて以て之を記す。既に以て盡く其書の長を取りて、時に己意を以て其不足を補い、勒めて八篇を成す。蓋し小學校に於て之を立てんと欲し、因て以て普通教科書と爲す者なり」とあるように、同年秋に完成したばかりの中學校教科書『大韓歴代史略』を小學校の普通教科書に使うべく國漢文に翻訳出版したのが『普通教科東国歴史』であった。

このように、漢文体『大韓歴代史略』の中學校教科書に対して、國漢文混用体『普通教科東国歴史』の小學校教科書という編纂は、1895年学部が出した最初の教科書といえる漢文体『朝鮮歴代

史略』と国漢文混用体『朝鮮歴史』に継ぐ改訂版ともいえる。

この『大韓歴代史略』とは、檀君朝鮮から高麗までを記した『東国歴代史略』6巻3冊を継いで、朝鮮時代を記した2巻1冊の書名である。形式や内容において続く書物であるが、編纂過程で新たな書名が与えられたのだろうか、巻を前後にして書名が異なっている。先の序文で「大韓歴代史略一部成る」と記した編輯局長李圭桓は『大韓歴代史略』跋文(資料③)で「大韓歴代史略八巻」が完成した、金澤榮が担当したと記す。つまり、編輯局長李は『大韓歴代史略』全8巻と認識していたのである。厳密にいえば、『普通教科東国歴史』は『大韓歴代史略』の翻訳と云うよりは、『東国歴代史略』6巻3冊の翻訳であるが、以下では、便宜上、『大韓歴代史略』に統一して用いる。それでは、まず『大韓歴代史略』からみていく。

(1) 『大韓歴代史略』1899

『大韓歴代史略』は、「檀君朝鮮紀古語云朝鮮地在東方先受日光鮮故謂之朝鮮」・「箕子朝鮮紀」・「衛滿朝鮮紀附四郡 二府」・「馬韓紀附辰韓 弁韓」(以上、卷一)に続く「三国紀」(卷二)、「新羅紀」(卷三)、「高麗紀」(太祖より卷四、明宗より卷五、忠宣王より卷六)、「本朝紀」(太祖より卷七、廢主光海君より今皇帝まで卷八)と成るが、檀君による開国を「史実」として冒頭に記していることを確認しておいたうえ、ここでは、体裁や記述の実態をうかがうために、最後の1894年から5年間の記事を引用してみたい。

三十一年、大革政治。羣臣奉上尊號曰 大君
主 憲宗王妃曰 王太后、王妃曰王后、
王世子曰王太子。

三十二年、新官制成。

秋八月、王后昇遐。

三十三年秋八月、釐正官制。
冬十一月、諡 王后曰明成。
三十四年秋九月、循臣民之請、祀天地于圜丘、
進登 皇帝位 改國號曰大韓、建元曰光武、
尊 王太后曰明憲太后、冊封 明成王后爲
皇后、王太子爲皇太子（下略：權）。
三十六年夏六月、置法規校正所、命議政尹容
善總裁其務。首揭國制、使天下臣民、知君
臣尊卑之定禮。追尊莊獻世子爲 莊宗大王
(中略：權) 以成 先王之遺志、盛德大業、
亹亹不已、實萬世無疆之休、於乎盛哉。

（一字アキ：原文、句読点：權）

ここでみるように、編年体の記述になつていて、出版当時の高宗36年6月、西暦1899年まで終わっているが、「史略」という書名にふさわしいほど、簡略な記述になっていることがわかる。この5年間の一連の改革においては、①「朝鮮国→大韓帝国」の国名の変更があり、②「国王→大君主→皇帝」への称号の変更があり、③独自年号の採択があるので、日清戦争後の「独立」国家の新しい姿は読み取ることができる。じつはこの時、東学農民戦争、甲午改革、閔妃殺害、光武改革など大事件が続くのだが、「大革政治」「新官制」、「王后昇遐」「釐正官制」と記すだけでは、歴史教科書としての不備も甚だしいと言わざるを得ない。『大韓歴代史略』跋文（資料③）には、特に「本朝」資料の不備について担当の金澤榮の不満が述べられていて、学部での歴史教科書執筆に際して相当の苦衷があったことを伝えている。

このような「本朝紀」であったためであろう。『普通教科東国歴史』末尾に学部編輯局長李圭桓が「歴史編輯の始めに、本より檀君自り以て 本朝迄に通して八編に爲さんと欲した故に、上三編が先に行つた日、序を作り其意を述べた。其後、議論が稍や異なり、編して高麗に至りて止

み、纔かに五篇を爲した。願わくは、世の君子は、前後矛盾するを以て焉を恵しく見ること母ければ幸いなり」（資料②）というように、編輯当初の「意」・「欲」から「議論が稍や異り」、すなわち異論があつて高麗まで終つたのである。とすると、不満のまま、「本朝紀」まで書き上げた『大韓歴代史略』の金澤榮とは異なつて、『普通教科東国歴史』において玄采は、前述した「小学校校則大綱」の「国初から現時に至るまで事歴の大要を知らしめる」べき歴史教科書としての不備を承知の上、「本朝」の編訳を諦めたことになる。このときの経験や思いが、のちに玄采にして林の『朝鮮史』『朝鮮近世史』の翻訳出版させるきっかけになったと考えられる。

（2）『普通教科東国歴史』の特徴

さて、『大韓歴代史略』と『普通教科東国歴史』とは、内容において、どのような特徴があるか。以上でみたように、この二つの書物の間には、書名や「本朝」の取扱い、そして卷一と卷首の構成に相違が確認できたが、対比してみられる『普通教科東国歴史』の特徴として、つぎの三つを取りあげてみたい。

第一に、「馬韓紀年」についてである。

『大韓歴代史略』の「馬韓紀附辰韓 弁韓」には、「馬韓王、名準、箕子四十一代孫、朝鮮侯否之子。立二十餘年、爲衛滿所攻、失其國、率其左右宮人、浮海、居韓地金馬郡今益山郡、始號韓王。（以下略）」と始まり、54国名を記すなどの記事に次ぎ、「馬韓紀存疑」と題してつぎの10代の王位継承と在位年数を記す。

哀王、箕準、在位一年

武康王、名卓、哀王子、在位四年

安王、名龜、武康王子、在位三十二年

惠王、名寔、安王子、在位十三年

明王、名武、惠王子、在位三十一年

孝王、名亨、明王子、在位四十二年

襄王、名燮、王子、在位十五年

元王、名勲、襄王子、在位二十六年

稽王、名貞、元王子、在位十六年

王學、稽王子、在位二十五年

(句読点：權。以下同)

そして、つぎのようなコメントを付けている。

按、近世有傳箕子馬韓紀者。自箕子以下、皆稱王、并繫其事、而中多謬贗。蓋杜撰也。獨其箕準稱王、已見於古史。故今只摭其十代號名年紀、姑附於此。然輿地勝覽箕準爲武東王、而此稱哀王、何歟。是又不能無疑也。

【訳】案するに、最近、箕子馬韓紀と伝わるものがある。箕子より以下みな王と称し、それぞれの王の事績を記しているが、中には間違ないと虚偽が多い。おそらく、杜撰であろう。ただ、その箕準を王と称するは、もとより古史に見える故に今、その10代の号と名と年紀を拾い、しばらくここに附す。しかし、『輿地勝覽』では箕準を武東王としているが、ここでは哀王と称するは、なぜだろうか。これまた、疑いをなくし得ない。

これに続く「三国紀」(卷二)の冒頭には「按するに、馬韓の世系名號は、攷える所が無いと雖も、その統が尚ほ未だ墜ちざる故に、開國紀年を以て三國より首にし、以て微かに正統を示す。亦た史家の變例なり（按、馬韓世系名號、雖無所攷、而其統尚未墜、故以開國紀年而首于三國、以微示正統、亦史家之變例也）といひ、馬韓をもって「開國紀年」とし、正統を示すものの、論拠の乏しさのためか、「史家の變例」と断わっている。そして最初の新羅始祖朴赫居世元年の所には、欄外頭書「甲子」とあり、「馬韓開國一百三十八年○新羅赫居世元年○漢宣帝五鳳元年○

日皇崇神四十一年○西暦紀元前五十七年」と記した紀年のもとに記事が始まる。このような紀年記述は「馬韓開國二百三年是歲亡○新羅南解王五年○高句麗琉璃王二十七年○百濟溫祚王二十七年○是歲王莽篡漢○日皇垂仁三十八年○西暦紀元後九年」の馬韓の滅亡を最後にして消える。

「存疑」と「史家の變例」という記述からは、「馬韓紀年」採用に対する編纂担当者金澤榮の躊躇いのような意識もうかがえるが、むしろ、中学教科書としては必要な内容であったと思われる。

いっぽう、『普通教科東国歴史』になると、「馬韓紀」は簡単な記事の後、二字下げで『箕氏年譜』を引き、つぎのようにいう。

箕子が東來した後に國人が推尊して文聖王といい、其後、莊惠王松と敬老王洵と恭貞王伯と文武王椿と太原王孔と景昌王莊と興平王捉と哲威王調と宣惠王索と誼讓王師と文惠王炎と威德王越と悼懷王職と文烈王優と昌國王睦と武成王平と貞敬王闕と樂成王懷と孝宗王存と天老王孝と修道王襄と徽襄王邇と奉日王叅と德昌王僅と壽聖王朔と英傑王藜と逸聖王岡と濟世王混と靖國王璧と尊國王澄と赫聖王駢と和羅王諧と說文王賀と慶順王華と嘉德王詡と三老王煜と顯文王釋と章平王潤と宗統王否を経て、哀王準に至り、馬韓に避居した。箕子の己卯より箕準の丁未まで、合わせ九百二十九年である。哀王の後、武康王卓と安王龜と惠王寔と明王武と孝王亨と襄王燮と元王勲と稽王貞を経て、王學に至り、百濟に滅んだ。歴年が二百二年だという。

この記事そのものが、補足参考のための引用であるが、馬韓の王統を箕子に由来するとして42代929年を記した後、哀王準より王學に至るまでの10代202年の王位継承を明らかに記してい

る。この引用は、『大韓歴代史略』が「存疑」としたのとは対照的であるが、そこには、「存疑」などは小学教科書には相応しくない、不要という判断があったのであろう。

第二に、倭に関する記事についてである。

『大韓歴代史略』の「馬韓開國一百四十五年〇新羅赫居世八年〇漢宣帝甘露四年〇日皇崇神四十八年〇西暦紀元前五十年」に「倭侵新羅邊郡、聞王有神徳、乃還」と記し、つぎのようなコメントを付ける。

按、倭即今日本國也。其國在我邦之東、合羣島而成。歴世寢大、今爲一道三府四十六縣。君主一姓相傳。有曰、彦火火出見、一狹野者、功德始著、是爲神武天皇。傳至崇神天皇、始與我邦通。本史所稱、倭侵新羅邊郡、聞王有神徳、乃還者、是也。厥後、垂仁天皇時、始與新羅脫解王交聘。應神天皇時、百濟人贈千字文一卷、其國之有文字始此。欽明天皇時、百濟王送金銅佛佛經、此又有佛法之始也。孝德天皇、始定國號曰日本、建年號曰大化、置左右大臣及内臣。天武天皇、始令男女結髮。文武天皇、始祀孔子。聖武天皇、始冕服。宇多天皇、始委政關白。先是、其國未有姓、清和天皇、始賜其子貞純姓源氏、而貞純之後有賴朝者、脅制宇多、庶事皆令關白於己、故謂之關白。自是、關白諸姓迭相雄長。至崇德天皇・後白河天皇之間、禍亂相踵、主權漸削而天皇徒擁虛尊而已。自高麗季世至 本朝宣祖時、屢構干戈者、皆關白主之也。至今帝睦仁、慕泰西諸國之富強、改革政治、鋤除關白、益拓疆土。蓋自源氏以來、六百六十年而政權復歸于其君矣。至若我邦交渉之跡之詳、自在於本史。

(句読点、下線：権)

玄采の『普通教科東国歴史』の同じ箇所を直訳したつぎの文と対照して見ると、両方の下線部

分において削除、簡略、補足追加が確認できる。

倭は即ち今の日本である。其國が我國東南に在り、三島を合わせて成り、今に至って二千五百五十餘年、一姓が相傳わり、其始祖は神武天皇である。崇神天皇に至ってはじめて我邦に通じ、其後、垂仁天皇時に新羅脱解王と交聘し、百濟近肖古王時に王仁を遣わして論語と千字文を傳授したので、其國の文字が有るのが此より始まった。百濟聖王が金銅佛と佛經を送ったので、此はまた佛法が日本に入った始初である。また百濟が天文曆法と醫博士と樂人と陶匠瓦匠と鞍工と釀酒人と縫衣工等を遣わしたので、日本がみな此法を彷彿し、其國の學術技藝が此より發達した。新羅文武王時に天武天皇が關白に委政したので、高麗季世より 本朝宣祖時まで干戈を屢構したのはすべて關白の所使である。今に至り睦仁皇帝は泰西諸國の富強を慕って、關白を廢し政治を改革して、疆土を益拓した。大抵、政權を關白が執つてから凡そ六百六十年である。

(下線：権)

『日本書紀』などの日本史料に基づくこのような記述は、当時日本の「国史」教科書類を多いで参照していたことの証しである。古代の日韓文化交流の史蹟は、日本文化の原点をも成していく、日本の「国史」には、欠くことのできないことがらである。

第三には、林『朝鮮史』の影響と考えられる「歴代一覧」と「歴代王都表」の存在である。『大韓歴代史略』にはないものの、『普通教科東国歴史』にある「王號・姓氏・名字・父及輩行・母・在位年數・年齢・后妃」という「歴代一覧」項目も、「歴代王都表」の「建都年代・都名・今名・年數」という項目も林の『朝鮮史』と同じである。「歴代一覧」に「此は本史と或は不同な

【表：歴代一覧（部分）】

王號	姓氏	名字	父及輩行	母	在位年數	年齢	后妃
檀君	桓	王儉或曰王險	桓雄子				非西岬女
箕子	胥餘	武乙子理子			四十	三十九	
赫居世〈居西干〉	朴		蘇伎公養子		六十	七十三	閼英夫人
東明聖王	高	朱蒙 〈一云鄒牟〉	扶餘王金蛙	柳花	十八	四十	卒本扶餘王女
溫祚王	扶餘		朱蒙王二子	卒本扶餘王女	四十四		
太祖〈神聖王〉	王	建 字若天	金城太守隆長子	威肅王后韓氏	二十六 新羅亡後九	六十七	神惠王后柳氏 二重大匡天弓女
太祖〈康獻王〉	李《氏》	且初諱成桂 字君晉號松軒	桓祖〈李子春〉二子	懿惠王后崔氏《←韓氏》《籍永興》 《靖孝公閑奇女》	七 《在上王位十年》	七十四	神懿王后韓氏《籍安邊》 安川府院君卿女
今皇上 《←今王》		熙初載晃 字聖臨號誠軒	興宣大院君應（莊宗《一莊獻世子》曾孫）次子	驪興府大夫人閔氏《籍驪興》廣州府留守致久女	〈二十八（我明治廿四年迄）	〈哲宗二年辛亥生〉	《明成皇后》閔氏《籍驪興》驪城府院君致祿女

處が有るが、今は俗本に姑く従う」と、「歴代王都表」に「此は本史と歧異處が多いが、今は俗本に姑く従う」とある割注の「俗本」とは、林の『朝鮮史』としか考えられない。両書を対照してみると、「歴代王都表」には変更がないが、「歴代一覧」には「檀君・箕子」が追加されて「檀君・箕子・新羅・高句麗・百濟」と成り、補足と変更がある。ここに、『普通教科東国歴史』の各王朝の始祖と「今皇上」に関する記述を【表】にして例示しておく。林の『朝鮮史』と対照して追加・変更部分は《 》に、削除部分は〈 〉に示した。

以上、第一章でみたように、開化期の歴史教科書における「国体」重視、大韓帝国の新たな君主制の記述などの方針は、当時日本の「国史」の影響であった。とくに「檀君朝鮮」を「史実」としたうえ、馬韓紀年の採用は、学部の歴史編輯担当者たちが探し求めた「独立」した新生大韓帝国の歴史上の源流、すなわち「開国由来」の例示として、その象徴的意味は大きい。大日本帝国において万世一系の天皇制国家イデオロギー構築に貢献する「国史」が大韓帝国にとっては見本になっていたのである。

また、『普通教科東国歴史』は、漢文の『大韓歴

代史略』の翻訳とはいうものの、以上でみたように「盡く其書の長を取りて、時に己意を以て其不足を補」った玄采独自の歴史認識をも当然ながら含んでいる。玄采は、「俗本」と言って林泰輔の『朝鮮史』の「歴代一覧」と「歴代王都表」を修正して引用しているように、すでに林の『朝鮮史』を熟知していたはずだが、『普通教科東国歴史』においては、断片的かつ部分的影響の跡がみられるだけである。「本朝」記述を諦めた玄采であったゆえに、彼は、1901年に初版が、翌年に訂正再版が出た林泰輔の『朝鮮近世史』を目にしたときに、もうその翻訳出版を心に決めたはずである。

第二章 玄采訳述『東国史略』について

1906年に出版される『東国史略』は、玄采が林泰輔の『朝鮮史』(4篇5巻)『朝鮮近世史』(上下)を訳述したものであり、安鍾和の序と自序に続き、林の時代区分同様の太古史・上古史(卷一)・中古史(卷二)・近世史(卷三朝鮮紀上・卷四朝鮮紀下)の4巻4冊の構成となっている。奥付には、「光武十年六月十日印刷 定價金 全部四巻 二圓／毎巻五十錢／譯述者 京城桂洞 玄采／発

行者 京城磚洞 普成館／印刷所 京城會洞 普文館／發兌所 京城磚洞 普成館」（／＝改行：権）とある。民間で出版されたことや、安鍾和に序文を頼んでいることからは、玄采と学部との距離を感じざるを得ない。

学部で歴史教科書の編輯に携っていた玄采は、林泰輔の『朝鮮近世史』に出あった瞬間、「本朝」記述を諦めた経験から『東国史略』の翻訳出版を決心し、日露戦争や保護条約締結などによって日韓関係が急転する最中、林の『朝鮮史』の翻訳に取り組んでいたと考えられるのだが、その時の思いはどうであったのだろうか。それは「東国史略自序」(資料⑤)にうかがうことができる。すなわち、玄采は「三國自り以て本朝に至り、皆確かに証據有り、又た各部門類を別けて、人をして一讀せしめて瞭然とせしめる、實に外人を以て之を歧視す可からざるなり。茲に又た之を譯す」と翻訳理由を述べ、林の「朝鮮史」研究に驚きながら高く評価している。また「本邦及び他の各国の事情を推測して編成」した「未来記」の例をあげて「前を懲らし後を毖み、以て其の國家を保つ」と愛国心を喚起している。そして、亡国の状態に陥っている現状を嘆くとともに弱肉強食の国際状況の下、誰もが読みやすい「自国史」の重要性を強調し、「自国史」学習から外国史へ、それがさらに世界情勢に対する認識と実践事業へつながり、「又た我が舊日文化を復し、儼然と獨立國の面目を作る」ことを期待しているのである。「東国史略自序」は、玄采自身の歴史思想がうかがえる重要な資料である。あまりにも長文のため紹介検討はせず、原文と翻訳を附録したので、参照されたい。

この『東国史略』は、1907年に「中等教科」という小文字の頭書が書名に加えられ再版が、その翌年に三版がともに4巻2冊として出る。なぜか、再版から安鍾和の序はなくなる。以下では、まず初版『東国史略』について紹介・考察し、

つぎに再版と三版の『中等教科東国史略』について考察していく。

1. 『東国史略』1906

林の『朝鮮史』『朝鮮近世史』と『東国史略』の目次・頭書を対照した【附表】からもわかるように、おおむね翻訳されているものの、特に「太古史」においては、林の『朝鮮史』を完全省略した部分も多く、新たに書き加えている部分も少なくない。その一方、玄采自身の同時代認識をうかがえる「附甲午後十年記事」も注目される。これらが「訳述」とした所以かもしれない。

まず、『東国史略』内容の特徴として、「太古史」と「上古史」において完全省略された林の『朝鮮史』部分を確認し、それに代わって新たに書き加えられた部分を紹介し検討していく。その後、翻訳の特徴をみてみたい。

(1) 内容の特徴

第一に、林の『朝鮮史』の「総説」が省かれ、「太古史」も大幅書き替えられているが、特に『東国史略』最初の記事である「檀君朝鮮」に注目したい。「檀君朝鮮」記事は、つぎのようである。引用文において林『朝鮮史』「檀君」記事にある部分を下線で示した。

檀君の名は王儉であり、我が東方にはじめて國家を建立なさった王である。祖は桓因であり、父の雄が太白山寧邊妙香山檀木下で王を誕生した。聖徳があったので、國人が推戴して王にしたが、今と相距ること四千二百三十九年前光武十年より計る。下は此に仿う。である。國號を建てて、曰く朝鮮としたが、此は國境が東方にあって、朝日が出ると、萬物が鮮明であるからである。平壤に都を立て、非西岬の女を立てて后に封じ、國界を定め、東は大

海であり、西は支那盛京省と黄海と連なり、南は鳥嶺であり、北は支那黒龍江省と接す。人民にして、髪を編し、首を蓋した。江華島の摩尼山に幸行し、天に祭り、王子三人に命じて城を築いた。即ち三郎城である。文化九月山に遷都し、太子扶婁を支那の夏禹氏塗山會に遣わし、各國と玉帛をもって相見した。其後、子孫が千餘年を傳えたが、箕子が東來した後、其位を遼り、扶餘に遷都した。檀君陵が即ち今江東郡に在る。

(句読点変更：権。以下同)

ここでみるように、『東国史略』の記事は、林の『朝鮮史』と比べて詳細であるが、学部編纂「国史」や当時の他の「国史」教科書と比べても充実と言える。だが、むしろ重要なのは、学部編纂のみならず、他の「国史」教科書も、「檀君朝鮮」を「史実」として述べている点である。檀君朝鮮の開国を、この書の出版年である光武10年＝1906より数えて4239年前とまでいうのである。

これに対して、林の『朝鮮史』の檀君記述の特徴は、どこにあったのか。林は、檀君の朝鮮建国神話を紹介して「荒唐ニシテ、遽ニ信ズベカラズ」とした上、「我紀元前五六百年頃、即商ノ末ニ當リテ其北部平安道ノ地ニハ、人民既ニ住居セシモノナルベシ」といい、朝鮮における人民居住の事実を反映するものと解釈する。林が「内蒙古科爾沁（コルチン）左翼ノ界内」にある北夷「橐離」に求める朝鮮民族の起源説と、この檀君解釈とは整合性がある。むしろ、林の檀君記事のなかで注意すべきは、「或人」の説として紹介した国学者落合直澄（1840～1891）の檀君論である。林が「亦牽強ニ近シ」と批判した落合の檀君解釈は『帝国紀年私案』（1888）⁷の「檀君」条に示されている。前稿で述べたのだが、その要点のみをここに引用しておく。つぎ

の三つがある。

- ①神人＜桓因→桓雄＞の「桓」は「神〈カム〉」であり、それぞれ＜神伊弉諾→神須佐之男＞の略である。
- ②「神市在世理」の「市在」は「須佐」で、即ち「須佐之男」である
- ③「檀君」は「太祈〈タキ〉」で、「素盞鳴尊」の子である「五十猛〈イタケシ〉神」である。

みてわかるように、落合の解釈は、漢字表記を固有語に読み直した時の音の類似性に基づき、「桓因→桓雄→檀君」と「神伊弉諾→神須佐之男=素盞鳴尊→五十猛神」をそれぞれ同じ神に対する名の別表記とみるのであり、これを論拠にして『日本書紀』の「素盞鳴尊、其ノ子五十猛神ヲ帥井テ、新羅國ニ到リ曾戸茂梨ニ居リシ」と「五十猛神ハ一名ヲ韓神ト云ヒタ」とことと「事實大畧符合セリ」というのである。ようするに、天孫降臨の日本の天地創造・建国の神話世界を日本と韓国が共有するものと解釈するのであり、したがって日本と韓国は、同じ天孫降臨の同じ民族となり、兄弟国になるのである。これは、「檀君=素盞鳴尊」説の修正版といえる⁸が、このような解釈はもちろん、発想も林は認めない。林の檀君記事の特徴は、檀君神話に対する解釈のほかに、国学者落合の檀君論に対する批判にあったのである。

玄采をはじめとして、当時韓国知識人が落合の檀君論の存在やその内容を知っていたかどうかは未確認であるが、少なくとも林の『朝鮮史』を通して「檀君」が「素盞鳴尊」の子「五十猛神」だという主張があることは、知っていたはずである。玄采が「上古史」において書き替えた「檀君朝鮮」は、当時韓国の「国史」教科書に共通する「開国由来」の原点であり、特異な

ことではない。林の檀君神話解釈や落合のような檀君解釈が、玄采にどのように受け止められたか、玄采のコメントもないから、わからないが、むしろ、その分、檀君朝鮮の史実記述への執念が強まつていったのではないか、と推測される。

第二に、箕子についてである。

『東国史略』においては、『大韓歴代史略』や『普通教科東国歴史』の「箕子朝鮮」とはせず「箕王歴代」というタイトルを付け、「太祖文聖王の姓は子で、名は胥餘であり、支那商王紂の叔父である。紂が無道で、周武王に滅んだので、王が我が國に避來したが、従者が五千人であった。詩、書、禮と醫、巫、陰陽、卜筮と百工技藝がすべて從來した。國人が立てて王にしたが、今を距ること三千二十八年前である。／平壤を都にし、八條の教を頒布した。王は受競にして士師に拜すると、受競は德行が有る人であり、國人がその政治に化して風俗が純美になった。井田制を定め、王が在位して四十年で崩じた。壽が九十三であった。／其後、莊惠王松と敬老王洵を経て、恭貞王帛に至つては、官制を改め、公服を定め、文武王椿は、律・度・衡を定め、寅月をもって歲首を作し、侍衛軍を置いたが、士卒が七千餘人であった」（/=改行：權。以下同）と記事が始まり、「嘉聖王朔の時には、日本蝦夷島人が入貢し」たとも言う。最後の王である哀王については、つぎのように記す。

哀王準は役夫を秦に遣わして長城を築いたが、これは其強暴を畏れたためである。漢沛公の使臣が来て救援を請つたので、兵萬人を發し往赴した。燕國の降人、衛滿にして西鄙を守らせたが、滿が叛して京師を襲つたので、王が金馬郡今扶餘に出奔し、國號を改めて曰く、馬韓とした。歷世が四十一で、歷年が九百二十九年である。今を距ること二千百十年前で

ある。

衛滿は平壤を窃據し、その傍らの小邑を服屬させたが、その孫、右渠に至つては、支那漢武帝劉徹に滅んだ。歷年八十七年である。

箕子を「太祖文聖王」とするなど、前節でみた『普通教科東国歴史』同様に、「箕子朝鮮」と「馬韓」との正統の繼承関係とともに、「箕王歴代」の事績が具体的かつ詳細に示されている。

いっぽう、林は、箕子について『史記』によりつつも朝鮮史料に基づき比較的に詳細に説明し、「昔殷ノ亡ブルニ當リテ、箕子避テ朝鮮ニ王トナリ、相傳フルコト凡九百年ニシテ、準ニ至リ、燕人衛滿ノ爲メニ逐ハレ、衛氏代リテ之ヲ治ルコト、凡八十餘年ニシテ、漢ノ武帝ノ爲メニ亡ボサル。武帝其地ヲ分チテ四郡トナシ。昭帝又合シテ二府トナス。蓋箕子ヨリ此ニ至ル迄、千有餘年間ハ、皆支那人ノ制スル所ト爲ル」というように、「千有餘年間」の「支那の属国」観を示していた。「支那の属国」観を玄采が認めないのは言うまでもなく、箕子朝鮮について馬韓への正統繼承を明示すべく具体的に説明しているのが『東国史略』の特徴である。

第三に、「三韓」についてである。

「三韓の建国」では、「朝鮮南部漢江以南」に位置する三韓の内、まず馬韓について「馬韓は西部在り、北は黃海と接し、南は日本に臨み、西は海に枕する。凡そ五十餘國で、大きい者は萬餘家であり、小さい者は數千家であつて、総じて十餘萬戸であった。今の京畿・忠清・全羅の三道の地である」と記した後、「哀王準が數千人を率いて來居し、その子武康王卓より王統が相承すること二百餘年になる。即ち安王龜と惠王寔と明王武と孝王亨と襄王燮と元王勲と稽王貞を経て、王學に至り、百濟に滅んだ」という。

辰韓については「辰韓は馬韓の東に在り、北は漢國江原道江陵と接し、南は弁韓と隣して、十

二國があつた。今の慶尚道である。當時に支那人が秦の苦役を避けて馬韓に來ると、馬韓が東界の地を割予したので、十二國中の一つとなつた。因んでまた名づけて曰く秦韓と。恒常、馬韓の制服を受けて自立できず、其王になる者は、みな馬韓人であった。三韓中に智識が最も開發し、錢貨を造り、濶國と馬韓および日本とともに貿易した」と。

弁韓については「弁韓は辰韓の南に在り、また十二國であった。今の慶尚道の南邊にある。辰韓と雜居していた」と、簡略に記すのみである。

ここでも注目されるのは、朝鮮の正統を継ぐ馬韓の歴代王統と三韓における馬韓優位を明示している点である。また、このような歴史認識の端緒は、前述した『普通教科東国歴史』の馬韓記事にあつたが、「馬韓紀年」を採用しない点を指摘しておきたい。

第四に、「上古史」の「三国の分立」では、「支那の漢國が朝鮮の地を分けて郡縣を作ると、未幾に新羅・高句麗・百濟の三國が並起して鼎足の勢を成した」と始まり、続いて新羅についてつぎのように言う。「新羅は古來、辰韓の地である。朝鮮及び秦漢の遺民が東の海濱・山谷の中で分居し、即ち六部である。其中、高墟部の長、蘇伐公が一嬰兒を養っていたが、人となりが聰睿だったので、六部の人々が推戴して王にした。即ち朴赫居世で、新羅太祖である。今を距ること一千九百六十三年前である」と。

高句麗については、「新羅太祖が立ってから二十一年に、高句麗の東明聖王、高朱夢が立った。高句麗は古朝鮮の地である。北には扶餘國があるて、朱夢は扶餘王金蛙の子である。骨表が奇偉だったので、朱夢の兄たちが朱夢を忌み、殺そうとすると、朱夢は恐れ、卒本扶餘平安道成川に至り、沸流江上に國都を定め、國號を高句麗とし、高を以て氏を稱した。今を距ること一千

九百四十三年前である」と。

百濟については、「百濟王高温祚は、高句麗東明聖王高朱夢の子である。初め、朱夢が卒本扶餘に至って、其王女を娶って二子を生んだ。長は沸流で、次は温祚である。然し朱夢が北扶餘に在った時に所生の子、類利をもって太子をしたので、二子が害を見るかと恐れ、烏干・馬黎等十人とともに南へ行った。沸流は彌鄒忽今仁川に居し、温祚は河南慰禮城忠清道稷山《、又曰京畿道廣州南漢山城》に居して、國號を十濟と稱すると、馬韓王が其東北百里の地を割予した。後に沸流が死に、其臣がみな慰禮に帰ったので、これで國號を百濟にした。其系が高句麗と同じで、扶餘より出たので、氏を扶餘とし、王位に即した。高句麗より後れること二十年であり、今を距ること一千九百二十四年前である。／時に樂浪と靺鞨濶、貊、濟の三國間に在る國であるが屢次に來侵したもので、漢山廣州南漢山城に遷都し、慰禮の民を移植し、城闕を立て、馬韓に遣使し、疆域を定め、北は𬇙水黃海道平山猪灘に至り、南は熊川忠清道公州に限り、西は大海であり、東は走壤春川に極まる。政事に用力し、王が即位して27年に馬韓を滅ぼした。」(《 》は再版で追加)と。

このように、「辰韓の地」で「朝鮮及び秦漢の遺民」による新羅、「古朝鮮の地」で扶餘王子朱夢が開いた高句麗、「馬韓」に亡命してきた朱夢の子温祚が開いた百濟と「分立」した三国の説明において、その共通項として「古朝鮮」と「馬韓」の存在が重要である。

以上でみたいくかの例からは、つぎのような点が見えてくる。まず、玄采は「檀君朝鮮→箕子朝鮮→馬韓」の「開國由来」を明記している。つぎに、三国に対して、昔朝鮮の地に國を開いた高句麗と同系の百濟、そして馬韓人を王に迎えていた辰韓の地で朝鮮・秦漢の遺民によって國を開いた新羅、それぞれの説明において共通項「古朝鮮」と「馬韓」の存在が確認でき

る。ようするに、玄采は、林の『朝鮮史』を「訳述」したというものの、北夷「橐離」に朝鮮民族の起源を置きつつも「三韓ハ又自ラ別種」として南方からの流入の可能性をも示していた林の古代史像を受け入れず、『普通教科東国歴史』の古代史記述を継承して「檀君朝鮮→箕子朝鮮→馬韓→三国分立」と大韓帝国の歴史上の正統につながる古代史像を示したのである。

(2) 翻訳の特徴

第一に、省略である。林の『朝鮮史』『朝鮮近世史』と『東国史略』の目次・頭書を対照した【附表】にみるように、完全省略した部分が多い。たとえば、頭書のみをみても、「太古史」において「高句麗ノ五部」「沃沮ノ政治」「三韓ノ政治」「箕子時代ノ風俗」と「扶餘ノ政治風俗」「朝鮮三韓ト我邦トノ關係」などが、「上古史」においては「日本府」「印度ノ古音ニ伽耶加羅ノ類多シ」「駕洛ノ許皇后阿蹠陀國ヨリザル」「金首露ハ印度人ナルベシ」「南部ト北部トハ其文化同ジカラザルコトアルベシ」と「百濟新羅使ヲ支那ニ遣スノ始」「支那ノ封冊ヲ受クルノ始」、「中古史」においては、「二軍、二軍六衛表」「田柴科沿革表」「公蔭田柴表、公廨田柴、公廨田柴科表」「墓地ノ制」「五廟」「衛護」「大夫士庶人皆家廟ヲ立ツ」「元ノ衣冠ヲ服ス、始メテ明制ニ依ル」「飲酒ヲ禁ズ」「穴居」「俗間ニ行ハルル瑣事異聞」、「近世史」においては、「金鏞元露國の保護を求む」「清大院君を還す」「袁世凱大院君廢位を謀る」などの頭書が完全省略されている。

たとえば、林の「太古史」「朝鮮三韓ト我邦トノ關係」では、つぎのように記した。即ち、「蓋朝鮮ノ太古ニ於テハ、北部トノ關係尤多シトス。然レドモ三韓ハ又自ラ別種ニシテ、其朝鮮ニ於ルハ、全ク交渉ナキニ非ズト雖、更ニ南方ニ向ヒテ、我邦ニ通ゼシコト多キガ如シ。今上文ノ述ブル所ニ就テ、太古我邦ト三韓朝鮮トノ關係

ヲ歴舉センニ、檀君ノ五十猛ノ神タルコトハ、事渺茫ニ属スルヲ以テ、姑ク之ヲ措クモ、辰韓ノ我ト貿易ヲ爲シ、天日槍ノ歸化セシガ如キハ、昭々タル事蹟ト云ベシ。其官名ニ臣智ト云フハ國史ニ所謂叱知ナリ、邑借ハ蓋乎佐ニシテ、即長ノ義ナリ。オトヲトハ音相近シ。是皆彼我互ニ相證スベシ。又高句麗ニテハ婚姻ノ約束已ニ定レバ、婿ハ女家ニ就テ宿スト云ヒ、濶ニテハ疾病死亡スル時ハ、舊宅ヲ棄テゝ更ニ新居ヲ作ルト云ヒ、馬韓ニテハ瓔珠ヲ重ンジテ衣ニ綴リテ飾トシ、或ハ頸ニ懸ケ耳ニ垂ルト云ガ如キハ、我太古ノ風俗ト頗相似タリ。又馬韓及ビ弁韓ニテ文身ノ者アリシハ、其倭ニ近キガ爲メナリト云フハ、武内宿禰ノ蝦夷ノ風俗ヲ述べテ、椎結文身ト云ヘルニヨク合ヘリ。所謂倭トハ、蓋蝦夷ヲ指シテ云フモノナルベシ。更ニ我史籍ニ就テ考フレバ、素盞鳴尊・稻冰命ハ、皆新羅ノ國主トナルト云ヒ、忍穗耳尊ハ辛國ヨリ來ルト云ガ如キコト亦鮮カラズ。是ニ由テ之ヲ觀レバ、太古ニ在テ、兩國互ニ往來シテ、其關係ノ繁接ナリシコト疑ナシト雖、載籍闕略シテ、其詳カナルコト知ル可ラザルハ、豈惜ムベキコトニ非ズヤ」という民族起源と関連する日韓関係史跡記事は省かれている。

また、全文省略した金首露記事は『駕洛国記』『東国輿地勝覽』に基づくもので、林は「蓋金首露已ニ印度ヨリ來リ住ス。故ニ其夫人モ亦繼デ至リシモノナルベシ」と解釈し、つぎのようなコメントを付けていた。即ち、「抑當時印度ト支那トハ交通未ダ大ニ開ケザレバ、印度人ノ朝鮮へ來リシコトハ、固ヨリ支那ノ陸地ヲ經過セシ者ニハ非ズシテ、印度ヨリ直ニ海ヲ渡リテ朝鮮ノ南部へ通ゼシ者ニテ、許氏ノ來リシ時、海ヲ渡リテ、海ノ西南隅ヨリシテ北ヲ指スト云ガ如キハ、其航路ヲ證スルニ足ルベシ。是ニ由テ之ヲ觀レバ、駕洛地方、即チ朝鮮南部ノ開ケタルコトハ、夙ニ印度ノ風化ヲ蒙リタル者ニテ、

高句麗地方、即チ朝鮮北部ノ偏ニ支那文明ノ餘光ニ賴ル者ト、固ヨリ同ジカラザルコトアルベシ。此説前人ノ未ダ道破セザル所ニシテ、考證頗煩雜ニ渉ルノ恐アリ。將ニ他日ヲ俟テ之ヲ詳論セントス。故ニ今其大略ヲ述ブルコト此ノ如シ」と。世界文明史理解にも関わる林自身の考証部分であるだけに、玄采の批判や反論がみたいところであるが、ただ省かれている。

また、部分的な省略が随所にみられる。たとえば、「滅ノ風俗・東沃沮ノ風俗・馬韓ノ風俗・辰韓ノ風俗・弁韓ノ風俗」においては大幅な省略があり、簡略な翻訳記述になっている。たとえば、林『朝鮮史』の「第六章 駕洛任那及ビ耽羅」においては、これからみるように、玄采は「大伽耶=任那=駕洛」が同地異名であることと、南加羅などが日本の支配下にあったこと、その任那は真興王により滅んだことを簡略に訳述している。引用文において、《 》は翻訳の際に追加・変更内容であり、下線部が訳されていない。

大伽耶又ハ任那ト云フ。其事蹟彼史ニ載スル所甚ダ詳カナラズ。始祖伊珍阿鼓王一云内珍朱智。ヨリ道設智王ニ至リ、凡十六世五百二十年ニシテ、我紀元一千二百二十二年、新羅ノ眞興王之ヲ滅ボシ、其地ヲ以大伽耶郡トナス。姓氏錄ニハ、任那國王ニ賀室王、爾利久牟王、龍主王、佐利王、牟留知王、豐貴王、等ノ名見エタレドモ、其世次年代詳カナラズ。

大伽耶ハ《我崇神帝ノ時→昔日》、蘇那曷叱知ヲ《日本に》使トシテ鎮將ヲ乞フ。帝塩乘津彦ヲ遣シテ鎮守トス。又王子阿羅斯等モ我ニ《來朝→往き》セシガ、道ニ迷ヒテ垂仁帝ノ時ニ至リテ始メテ謁見ス。帝其國ニ還ラシメ、且國名ヲ改メテ任那ト曰フ。蓋阿羅斯等道ニ迷ハズシテ至ラバ、先帝御間城天皇即崇神帝ニ仕フベキヲ以テ其御名ヲ負ハシメタリト云フ。

神功皇后ノ時ニハ、國王ノ外更ニ日本府アリ。
比自ヒシキ本ホン慶尚道昌寧縣・《その國に》南加羅蓋小伽耶ナルベシ。・トク碌國其地未詳・安羅・多羅慶尚道陝山郡・トクシ卓淳慶尚道金山郡ニ直旨川アリ。恐クハ其近傍ナルベシ。・
加羅《等》ノ七國皆之ニ屬ス。後益附近ノ小國ヲ並セ、總テ任那ト云フ。重臣常ニ駐劄シテ諸韓ノ事ヲ統制ス。然レドモ屢新羅ノ爲メニ侵サレテ、土地漸ク蹙マル。我繼体帝、近江毛野ヲ遣シテ新羅ニ諭シテ其侵地ヲ反サシム。毛野綏御ノ才ナク、其事成ラズ。又百濟ニ命ジテ興復ヲ圖ラシム。府帥河内直等、反リテ新羅ニ交通シテ與ニ力ヲ協セズ。國勢益衰フ。其後新羅ノ爲メニ滅ボサルニ及ビテハ、紀男麻呂、河邊瓊缶等ヲ遣シテ新羅ヲ討ジ、任那ヲ滅ホスノ罪ヲ問ヒ、之ヲ興復セントシタリシガ、終ニ其功ヲ奏スルコト能ハザリキ。

蓋駕洛ト云ヒ任那ト云ハ、皆一部落ヨリシテ、他ノ部落ヲモ併セテ總稱セシモノニテ、唯彼我稱呼ノ同ジカラザルノミ。其境域ニ至リテハ、大抵相異ナルコトナク、皆同種族ノ住居セシモノナレドモ、國力甚ダ微弱ニシテ、常ニ新羅百濟及ビ日本ノ諸國ニ奉制セラレ、後終ニ新羅ノ爲メニ併セラレテ皆郡縣トナル。

また、「第七章 支那及ビ日本ノ關係」の翻訳の様子は、つぎのようである。同様に下線部が訳されていない。

支那二次ギテ其關係尤多キハ日本ナリ。《距今一千五百年前頃》高句麗廣開土王ノ時ニ當リテ、日本ハ新羅百濟ヲ《破リシニ因テ、王ハ之ヲ救ヒテ與ニ→救おうとし日本と》戰フ。日本紀應神帝七年ニ高麗人ヲシテ韓人ノ池ヲ作ラシムト云ヘルハ、是時ノ捕虜ナルベシ。長壽王ノ時使ヲ遣スト雖、日本其表文ノ無禮ナルヲ以テ納レズ。其後遂ニ使聘ヲ通ジ、或ハ僧徒ヲシテ入朝セシム。

寶藏王ノ時我孝德帝ノ朝ニ至リテ《朝貢→聘好》尤屢ナリ。然レドモ其國北方ニアリテ日本ヲ距ルコト遠ケレバ、關係モ亦自ラ少ナクシテ、百濟新羅ノ頻繁ナルガ如キニハ至ラザリキ。百濟ハ《距今一千五百五十年前》近肖古王ノ時、《我神功皇后新羅ヲ征服セヨリ、始メテ日本ニ服屬シ、屢方物ヲ獻ジテ、朝貢絶エザリシガ、辰斯王ニ至リテハ其禮ヲ失ヘリ。故ニ應神帝紀ノ角等ヲ遣シテ之ヲ責ム。國人王ヲ弑シテ謝ス。紀ノ角等阿花ヲ立テゝ王トス。→日本と通好し、》阿花王亦朝貢セズ。因リテ東韓ノ地ヲ奪フ。是ヨリ王ハ太子直支ヲ遣シテ質ト爲シ、先王ノ好ヲ修ム。王薨ズルニ及ビテ、直支尚日本ニ在リ、太子ノ仲弟訓解、國政ヲ攝シテ太子ノ還ルヲ待ツ。季弟碟禮訓解ヲ殺シ、自立シテ王トナル。直支其訃ヲ聞テ痛哭シテ歸ント請フ。《應神帝→日本》兵ヲ以テ直支ヲ送ル。既ニ國界ニ至ル。鮮忠迎ヘテ謂ヒ曰ク、大王世ヲ棄テ、碟禮兄ヲ殺シテ自立ス。願クハ太子早ク之ガ計ヲ爲セト。直支日本ノ兵ヲ以テ自ラ衛リ、海嶋ニ據リテ之ニ備フ。國人碟禮ヲ殺シ、迎ヘ立テゝ王トス。其後蓋歎王ハ、女ヲ送リテ婚ヲ爲シ、又其弟昆支君ヲ質トス。而シテ王ハ終ニ高句麗ノ爲メニ殺サルゝモ、社稷ノ亡ビザルハ、實ニ日本ノ保護ニ賴ルト云フ。三斤王薨ズルニ及ビテ、昆支君ノ第二子牟大日本紀末多ト作ル。日本ヨリ還ル。我雄略帝、兵士ヲ以テ衛送セシム。位ニ即ク。是フ東城王トス。王暴虐ニシテ弑セラル。初蓋歎王ノ昆支君ヲ質トスルヤ、之ニ與フルニ其孕婦ヲ以テス。孕婦途ニシテ子ヲ生ム。斯摩ト云フ。日本紀鷦君ニ作ル。是ニテ斯摩位ヲ繼グ。是ヲ武寧王トス。武寧王以來ハ、數々諸博士ヲ遣シテ交代セシメ聖王威德王ノ時ニ至リテ、任那安羅ハ、新羅ノ爲メニ侵サルゝヲ以テ、恒ニ日本ノ意ヲ承ケテ之ヲ興復セント欲シ、百万力ヲ盡サレタリ。又

高句麗新羅ト戰ヲ交フルニ及ビテ、屢救ヲ乞フ。我欽明帝、紀男麻呂ヲシテ新羅ヲ伐チ、大伴狹手彦ヲシテ高句麗ヲ伐タシム。是ヨリ使聘往來常ニ絶エズ。武王ハ又其子豊ヲ遣シテ質トナス。義慈王唐ノ爲メニ虜セラレ、社稷亡ブルニ及ビテ、福信等豊ヲ日本ニ迎ヘテ立テゝ王ト爲シ。且救ヲ乞フ。我天智帝、阿曇比邏夫等ヲ遣シテ之ヲ救ハシメ、唐將劉仁軌ト白江口忠清道錦江ナルベシ。ニ戰ヒ、終ニ敗績シ、豈高句麗ニ奔ル。而シテ將相以下日本ニ歸化スル者頗多シ。蓋阿花王以來ハ、深ク日本ニ服從シ、日本亦使ヲ遣シ師ヲ出シテ之ヲ保護シ、王位ノ廢立ヲモ左右セシコトアリテ、其内政ニ關セシコト尤大ナリト云フベシ。百濟亡ブルノ《後》明年我紀元一千三百二十一年日本ノ使津守吉祥、唐ヨリ還ルヤ、途暴風ニ遇ヒ、耽羅ニ漂着ス。耽羅王其至ルヲ悦ビ、遂ニ王子阿波岐ヲシテ之ヲ送リ。且方物ヲ獻ゼシム。是ヨリ後凡四十年間、屢日本ニ《朝貢セリ→方物を送る》。蓋其國本百濟ニ屬シ、百濟ノ唐及ビ新羅ニ亡ボサルゝヤ、日本兵ヲ出シテ之ヲ救援ス。是ヲ以テ耽羅ハ新羅ニ臣タルヲ願ハズシテ、我ニ屬セント欲セシ者ナルベシ。

新羅ノ日本ニ於ルハ、建國以來、交通既開ケ、彼我互ニ移住シ《距今一千八百八十年前に》瓠公昔脱解ノ日本ヨリ新羅ニ至リ、迎烏細鳥ノ新羅ヨリ日本ニ來ルノ類。又邊郡ヲ擾サルゝコト屢ニシテ、且本ノ新羅ニ寇セシコトハ、朴赫居世八年以後頗多シ。往來頗繁ナリシガ、其後《我→日本》神功皇后、大ニ兵ヲ舉ゲテ之ヲ攻ム。王力敵セズシテ服屬シ、未斯欣ヲ以テ質トシ、且毎歲調賦ヲ貢ス。後ニ使者朴堤上ヲ遣シテ、誑キテ其質ヲ取り、堤上遂ニ焚殺セラル。神功皇后ノ征韓ハ、其何王ノ時ナリシヤ詳カラナズ。未斯欣ハ蓋我國史ノ微叱許智ニシテ、其質子タルハ、必ズ此時ノ事ナルベシ。是時百濟モ亦使ヲシテ日本ニ朝貢セシム。新羅其貢物

ヲ奪フ。是ヲ以テ我將荒田別等、百濟ヲ帥井テ之ヲ伐チ、比自体等ノ七國ヲ平定ス。是ヨリ以來、屢朝貢ヲモ修メシガ、其闕貢ヲ責ムルコト亦已マズ。或ハ兵ヲ用フルニ至ル。慈悲王ハ《我ヲ畏レテ→日本を拒もうとし》援ヲ高句麗ニ借ル。既ニシテ之ヲ疑ヒ、其兵ヲ殺ス。高句麗長壽王、師ヲ興シテ來リ攻ム。王救ヲ任那ニ乞フ。我鎮將膳班鳩等之ヲ救フ。然レドモ未ダ好ヲ我ニ結ブニ至ラズ。故ニ雄略帝、又紀小弓等ヲシテ之ヲ伐タシム。眞興王ノ任那ヲ滅ボスニ及ビテ、《日本と》大ニ釁隙ヲ開キ、我將紀男麻呂等上任那ニ戰フ。眞平王ノ時、推古帝又境部臣ヲシテ五城ヲ拔カシム。其干戈ヲ交フルコト此ノ如シト雖、朝貢スルコト尚怠ラズ。而シテ眞德女王元我孝德帝大化三年金春秋ヲ《以テ質トナシヨリ、武烈王ノ初二至ル迄、質子ヲ交代セシム→遣し》當時新羅ハ頗強盛ニシテ、師ヲ唐ニ乞ヒ、百濟ヲ并呑セント欲シ、日本ハ又百濟ヲ救ヒテ新羅ヲ討ゼシガ、終ニ和好ニ歸シテ、統一ノ後ニハ屢調物ヲ貢シ、當時ノ調物ハ、金銀銅鐵刀旗綾羅綿絹布皮狗馬驥駒駝等ニシテ、別ニ皇后太子及ビ親王ニ、金銀綾羅等ヲ獻ズル例ナリキ。使聘常ニ往來セリ。景德景恭ノ時我聖武及ビ光仁ノ朝ニ至リテ、日本ハ調ヲ土毛或ハ信物ト稱シ、朝ヲ修好ト稱シ、舊章ニ非ルコトヲ責メテ之ヲ拒メリ。是ヨリ使節來往稍ク疎ニシテ、國家ノ交際ハ絶エタリ。然レバ其初ノ朝貢ト稱セシ者ハ、對等ノ禮ヲ用ヒザリシコト明カナリ。其後、張保皋・甄萱ノ徒、使ヲ遣スコトアリシト雖、亦皆之ヲ受ケザリキ。

以上のように、三国以前や三国時代においても、日本との関係記事が多く省略されていることがわかる。当時の「国史」の朝鮮関係記述と比べると、相当落ち着いた林の『朝鮮史』だが、省略された下線部をみてわかるように、

玄采だけでなく、当時の韓国人には日本中心と朝鮮卑下として受けいがたいたい内容であったのである。

このほかに省略された多くの地図や表などは、印刷上やむを得なかつたとは言えども、知的情報の欠損として惜しまれる。【附表】「目次・頭書対照表」でわかつことだが、たとえば「太古地圖」「三國地圖」「新羅渤海圖」「高麗地圖」などの歴史地図と、「三國殺君表」「九州郡縣表」「渤海府州表」「倭寇表」「文宗官制表」「官制沿革略表・官階沿革表」「田柴科沿革表・公蔭田柴表・公廡田柴科表」「物價表・錢之圖」「東班職官表・西班牙官表」「黨派分裂表」などの表があり、「朝鮮近世史引用書目」や「朝鮮近世史附録年表」もある。

第二に、書き替えである。たとえば、頭書においては「耽羅屢日本ニ朝貢ス→耽羅送方物于日本」「神功皇后新羅ヲ伐ツ→日本神功后犯新羅」「新羅屢調物ヲ日本ニ貢ス→新羅聘使于日本」「世宗薨し文宗立つ→世宗崩文宗立」のように、記事においては「隋ノ文帝→隋文帝楊堅」「文帝ノ子煬帝→堅の子煬帝廣」「唐太宗→唐帝世民」「太宗→世民」のように書き替えられている。これらの例からは、中国に対しても日本に対しても対等な関係を示す記述を心がけていたことがわかる。先にみた「檀君朝鮮」や「箕子朝鮮」は、最も大きな書き替えであるが、玄采からいえば、当然の訂正だったかも知れない。

第三に、訂正である。たとえば、隋の高句麗遠征の時「…初隋軍遼ニ至ル。凡三十萬五千ナリト云フ。然ルニ其還リテ遼東城ニ至ルニ及ビテ、唯二千七百人ノミ」において「三十萬五千」を「一百萬五千」と訂正している。

第四に、補足と追加である。たとえば、林の「安東都護府ヲ平譲ニ置キ、薛仁貴ヲ以テ都護トシ」の後に、玄采は「仁貴は元來我國人である。朝廷の用人が合わざる故に唐に歸したので

ある」を補足している。最後にある「附甲午後十年記事」こそ、『東国史略』において最も大きな補足・追加といえる。以下、これについてみてみたい。

この附録記事は、林の『朝鮮近世史』が日清戦争後の官制改革や講和条約について記し、頭書「朝鮮の獨立定る」のもとに「其第一條に於て、清は朝鮮の獨立を確認することを記したれば、日本の力に頼りて全く清の羈束を離れて獨立國となるに至れり。是實に今王三十二年明治廿八年光緒廿一年なり」と終わっているので、その後10年間の出来事を追加したのである。

冒頭に「日清戦争は全く韓國獨立を扶植しようとした。故に、韓國がまた日本の義に感動したが、意外に干渉が過度で、勸告が刻厲であつて、井上馨が政務干渉と other 制度法律等を一時並行した。此は韓人の憾情を招いた者であった。これで排日黨が露公使韋貝と相を通じた。既にして三浦梧樓が來て、また乙未八月の事變が有つた。自此、韓廷の怨は益甚だしく、日本が一大汚辱を自ら取つたのである」と始まり、日露協商、ロシアの東清鉄道敷設、「清韓両国の独立を認め、全然侵略しない」と約し「露国が満洲で自由妄動できないようにし」た日英同盟、露仏同盟などを紹介し、ロシアに対する日本の宣戰布告までを記している。

当時の周辺列国の動きに対するバランスのとれた記述といえるが、閔妃を殺害した乙未事変に対し「日本が一大汚辱を自ら取つた」という説明や、「自主独立と愛国忠君をもって主義を定め、法令・軍隊・財政を自国が管理するといい、最も中外の同情を惹き起し」た独立協会の紹介は注目に値する。

記事の最後は、「時に日本が一方は露國と交渉し、一方は清國に向かって満洲開放條約を定めたが、露國が太平洋艦隊をもって旅順口で示威し、陸軍は南満洲に集合して、満韓境上で戰備

を修めた。大抵、此事が相待つこと年餘で、光武七年癸卯十二月十二日至っては、回答して曰く、日本が満洲には關係が無く、日露協商はもっぱら韓國に在る、とした。此は其慾が満洲を併存して各國の權利と特權を奪おうとするのであつた。ここで日本が十二月から戰備を修め、翌年二月五日に動兵令を傳へ、外相小村壽太郎が露國公使魯齊人を謝絶して日露の國交が此に従つて斷絶すると、日本艦隊は二月八日に旅順口で露國艦隊を砲撃し、二月十日に日帝の宣戰書が發し、大抵、日露危局の大概が此の如くであった」と日露の開戦で終わる。

以上でみたように、『東国史略』では、林の『朝鮮史』『朝鮮近世史』を訳しながらも、「太古史」を大幅書き替え、「上古史」においては対中国・対日本の従属的関係を記した部分を、できる限り、省くか、対等な関係に書き替えていた。それは「中古史」「近世史」においても同様である。そのようにして、檀君朝鮮に始まり大韓帝国に至るまでの国家の歴史上の正統を明示する玄采の歴史認識の端緒は、前述した『普通教科東国歴史』において出来上がっていたのであり、これをもって林の朝鮮古代史像を退くのである。玄采は「自序」で「外國の如何は論じること無く、乃ち祖國の現今は何の地位を成すかも、亦た一番に推思せず。人民が塗炭にしても矯撃を念わず、國權が已に墮ちても恢復を念わず。惟だ人に對すれば則ち、尚ほ三四千年前の陳腐な古譚を以て作りて正論確義と爲す」と述べているように、当時の古代史論に対する批判をしているが、それは、むしろ「祖国の現今」に対する認識と実踐行動を重視していたためであった。すなわち、玄采が「現時」までの記述に心がけた「附甲午後十年記事」の意味は、まさしくここにある。「三國自り以て本朝に至り、皆確かに証據有り、又た各部門類を別けて、人をして一讀

せしめて瞭然とせしめる、實に外人を以て之を歧視す可からざるなり。茲に又た之を譯す」と述べているように、「總説」の削除、「太古史」「上古史」の書き替え、そして最新史の附録による一方、修正はあるものの「中古史」「近世史」の充実した翻訳によって出来上がった『東国史略』は、林の『朝鮮史』『朝鮮近世史』を大韓帝国の「国史」としての書き直した「翻案」歴史書といえるが、むしろそれゆえに、同時代の韓国人が求めていた歴史教科書に最も近いものになったと考える。

この『東国史略』は版を改めて、玄采が関係していた日韓印刷株式会社より『中等教科東国史略』という書名にて再版と三版が出る。版を重ねるごとに、特に補足の記事が増えるとともに内容も修正されていく。

2. 『中等教科東国史略』1907、1908

『中等教科東国史略』再版（1907）⁹の表紙の中央にある書名の左右に「桂洞玄采著譯」と「自檀君至本朝隆熙元年」とあり、三版（1908）では、「自檀君至本朝隆熙二年」とあって、記述が出版年までに及んでいることを明示している。だが、再版も三版も本文の1頁には、初版同様「玄采譯述」とある。初版から再版、そして三版と、版を重ねるにつれて記事が修正・追加されていくが、とくに「附甲午後十年記事」以後の追加記事が重要である。再版において追加記事は「乙巳新条約」と「海牙事件及禪讓」と「結論」が、三版では、「結論」の前に「隆熙時事」が新たに書き加えられている。玄采『中等教科東国史略』の特徴は、このように生成されていく追加記事にある。

以下、これらの追加記事を順に紹介検討していく。引用に際しては、直訳を基本とし、句読点は適宜変更しており、再版と三版との間の追

加・変更部分は《 》に、削除部分は〈 〉に示す。下線は強調である。

（1）「乙巳新条約」

まず、「乙巳新条約」についてみてみたい。記事はつぎのように始まる。

大抵、韓日兩國は唇齒の勢が有って、韓國が亡ぶと、東亞大局が決裂する。故に日本が維新以來に常に曰く、韓國の獨立を扶植し文明を開導するとし、向者、獨立事で清國と交戦して馬關條約が成り、其後また露國が韓國を并呑するかと恐れて日露戰爭が開いたのである。其開戦初め、韓國の男女老幼が日兵を歓迎して、家人昆弟が相逢うが如くであった。此は韓民が惡政治下で困瘁し、また俄人の兇焰を憚怯し、日俄戰爭を見て皆なが曰く、此は天が日本に手を假りて我が惡政を改め、並びに俄國を摧挫して韓國の百年大計が成るだろう。あに慶幸でないか、と。此は韓人だけが日本を深く信じて疑わなかつたのではなく、並びに在韓の外國人が皆な韓人に向って致賀した。既にして日人が韓國に對し施設が少無く、其引薦する者はただ舊日の詔諱姑息輩であった。韓民が其意向を知ること莫く、むしろ相謂って曰く、此は日本が大戰爭を起したので、韓國に用力する暇が無い故であり、我等が幾個時月を俟って俄國に大勝することを祝う（のが可し）、とし、舉國に（一人も）日人を懷疑する者が無く、數千里に至る長途に軍糧器械を輸運して道路橋梁を修治し、また幾千元幾百元式を捐輸する者が有った。既にして日人が漸々軍用地と稱し土地を占領して家屋を取収し、國內利益を次第に據有し一切の權勢を管轄して、諸般の行動が甚だしく異常であった。此時に當って韓人がまた相謂って曰く、此は我が政府が向者に日本の好意

を知らず妨害した事が多くて憾情が生じたためか。然し、我が人民は元來無罪で、政府は變改して我が人民に必然儘心愛恤するだろう、と。既にして乙巳冬に至り、伊藤博文が大使として來て新條約を唱えた。其條約は即ち韓國保護である。光武九年乙巳十一月十七日に博文が林權助及び長谷川好道等とともに闕内に入つて憲兵に各門を把守させ、新約を議した《ところ、參政大臣韓圭嵩が聽かず、すぐ流配の命に當られた。時に→。此言が出た後に》全國が振動し道路で痛哭する者と嘔唏臆塞して彼此相吊つて曰く、五百年宗社が今日此に至つた。どうして歎惜しないか、とし、基督教人は、公同聯合會を結して上天に祈禱し、皇城新聞記者は、皇帝が許さなかつた勅語と日兵が宮闈に闖入した事と、伊藤博文が恐喝した各般事と、韓圭嵩が捺章しなかつた事と、各大臣が潤職欺負した事と、國權を喪失した事を掲載すると、既にして日本巡査が來て該社を閉鎖した。また十三道儒生が伊藤博文と五大臣を疏斥した。大抵、其條約《に→を稱して》曰く、《五條約と。》

一は《日韓兩國が盟約を比前親密にする事
二は》韓國外部を廢止し外交部を東京に置いて一切の外交権を日本に委託する事
《二→三》は京城に駐する公使を統監に改稱する事　《三→四》は《漢城及び各港→韓國各地》の領事を理事に改稱する事
《五は韓國皇室を尊嚴に保全する事》
右の條約を伊藤博文が上前に固請すると、上曰く、朕が貴皇帝の宣戰詔勅中に韓國獨立を扶植とした句語及び韓日議定書中、獨立保證という説を確信しているところ、大使が来るのをみてさらに歡喜したが、今の此説は果して是れ意外である。あに平日期望していたことであろうか、というと、〈伊藤〉博文が〈むしろ請つて已まことに〉曰く、此は外臣の自意

ではなく、本政府命令であり、此事を認許なさると、東洋平和が永遠になる、というと、上曰く、朕が祖宗以來に大事が有れば、大小の官吏と在外儒賢までに諮詢(して)決處し、また國內紳士人民まで採訪施行する故に、朕が自意擅斷できない、というと、〈伊藤〉博文曰く、人民の横議は兵力で鎮壓します。もっぱら陛下は兩國友誼を念じて處分を即賜下さい、というので、

上曰く、此條は、すなわち無國たる《と一般であつて→が如く》、朕が聞くことはできないと。此の如く四五時〈間〉であった。既にして〈伊藤〉博文が御前會議を開け、といひ、諸大臣に從つて闕内に入ると、日兵が〈多數〉從入し、條約を又請つたので、參政大臣韓圭嵩が《固執→また》不許《する→した》。〈伊藤〉博文が〈また〉陞見を請うと、上曰く、朕が病が有るので、〈退去して〉政府と議論しろ、というと、〈伊藤〉博文が再び諸臣を招いて詰《問⇒責》すると、圭嵩は一向抗議し《法太李榮夏と度大閔泳綺は否を書き》此外に外大朴齊純、學大李完用、内大李址鎔、軍大李根澤、農大權重顯はみな可の字を書いて、此の如く約章に捺印した後、博文と長谷川好道及び林權助等が散歸した。是日は光武九年十一月十八日である。《時に韓圭嵩が内政府へ入つてはじめて外部捺印したのを見て其條約に參列した諸臣を上章彈劾したところ、詔勅が下り、三年定配しろといひ》各大臣が歸家するとき、日兵數三十名が擁護し、また其私第で戒嚴した。當日、城内の人民が此條約に調印したと聞き、紳士及び人民が皆な忿奮激昂して曰く、四千年國家が一朝に賣國賊により亡んだといひ、狂うが如き、醉うが如き者と長歌痛哭した者を枚舉し難く、或は曰く、此の條約は參政が捺印しなかつたので無効になるだろう、また我が皇帝の裁可が無いので空

紙と無異だ、として、議論が紛糾し、遠近の紳士が上疏して時事を痛論し、大臣を彈劾する者が多く、前議政大臣趙秉世は百官を率いて上奏して、國を誤った五大臣を正罪しない、といい、また駐京する各國公使に書を致して、會同談判を請い、並びに日本公使林權助に書を致して其無理たるを責め、屢日、闕外で待罪し〈たが、日兵が擁護して加平郡郷第に送歸した。〉

前輔國閔泳渙は郷第に往っていたところ、回來して百官とともに伏闕上疏し大勢を挽回しようとしたが、拘拿の令を承り、時勢が爲す可きことができない。それで自刎し死ぬとき、遺書をもって韓國人民に警告した。其書に曰く、國恥民辱が此に至ると、我が人民が將且生存競争中で殄滅する。大抵、苟且に生を要むる者は死に、死を期する者はかえって生きる。諸公はどうして此を諒せざるか。泳渙は一死をもって皇恩に仰報し、並びに我が二千萬同胞兄弟に謝す。泳渙はたとえ死んでも死なず、諸君を九泉下で陰助す。我が同胞は千萬奮勵して志氣を堅確にし、學問に益勉め、結心戮力して我が自由獨立を回復するならば、死者が眞々中で喜笑するだろう、と。また各公館に書を致して曰く、泳渙が國の爲めにするが善くなくて、國勢と民計が此に至った。泳渙は徒に一死をもって皇恩に報し、我が二千萬同胞に謝す。死者は已矣だが、我が二千萬人民が將且生存競争中で殄滅するだろう。貴公使はどうして日本の行爲を諒しないか。貴公使は幸に天下公議をもって貴政府及び人民に歸報して我が人民の自由獨立を贊助しない。そうなれば、死者は眞々中に感喜する。嗚呼、閣下は大韓を輕視し、我が人民の血心を誤解すること勿れ、と。泳渙が死んだ後に、全國が振動して街巷で噴咽した者が皆な痛哭し、哀慘な景状が天昏地暗であり、各公使及

び在韓外人が來て吊う者が皆な涙を流して滂沱であつて、日本公使林權助もまた甚だ悲痛だった。其忠義の感人が此の如くであった。先是、泳渙が平理院門前で待命したところ、鍾路の旅人家に入つて死のうとするとき、挽救者が有るかを恐れ、侍人を遠地に散遣し、懷中小刀を出して頸を刺すと、刀尖が細少で傷が深くなかった。ここで咽喉に向つて亂刺すること數十次で、ようやく命が絶つた。其家人が晩後に入來して驚惶審視すると、刀痕が頸上に縦横していた。泳渙の母は年が七十餘で、其報を聞き泣かずに曰く、吾兒が國事に死んだ。また何の恨みが有ろう、と。泳渙の稚子が三人である。先是數日に、泳渙が其母親に拜辭し、また其妻を顧み稚子の背を撫でて、悄然と悲感な色が有つたが、傍人が其心を知ること莫かつた。此は其老母と弱妻稚子を捨て難くてそうしたのであろう。

条約締結をめぐる皇帝高宗と伊藤とのやり取りや伊藤と大臣の言動をこのように詳細に記し、それに対する報道内容と両班儒者や人民の反応をも紹介している。とくに高宗の拒否の姿勢や参政大臣韓圭嵩の拒否、保護条約の無効や不法性を主張する世論と閔泳渙自決に対する詳報は、読者に大きな影響を与えたに違いない。引続き、趙秉世、參判洪萬植、駐英公使李漢應、学部主事李相哲、兵丁金奉學などの抗議自殺をも記し、学校の廢学や市肆の撤廃をも伝えた後、この条約の結果として起つる、駐日公使趙民熙の撤還と統監府の設置について記述していく。

そして、このように保護国になった歴史的経緯について、つぎのようにコメントしている。

大抵、韓國が此境に至つたのは其歴史を論じれば、向者、韓・俄が方密な時に日本人が常に曰く、俄國が韓國を并呑するとしたが、其

俄國と開戦に及び初めに韓・俄成約を毀破し、其交通を拒絶させた。既にして日本が鬱島及び鴨綠江沿岸の土地森林権を占有し、三面漁業と京義・京元・京釜鐵道と通信機關と河川航行等の諸権を占め、日人が且つ曰く、韓國が反覆無常であり、やむを得ず操制する、と。其實は對韓經營に失策が多かった。向者、日清戰役の後、日本が萬一雍容勸告して開明に漸く臻らしめたならば、韓人が應當、感服したろうが、其做作が太急太苛であって、《鑾乘》輿が俄館に播遷したのである。大抵、韓人の反覆は、其素志ではなく、日本人が激出したのである。また韓人から言えば、十數年來に政令を修めず、生民が塗炭に陥り、百度が俱廢して隣人にして唇亡齒寒の憂を成した。此を論じれば、今日此境に至ったのも、韓國政府の自ら取ったのである。

然し扶危恤隣する道は、其政界を澄清にして人民を撫安するのが可しいが、今は然らずして、愚人を利用して以暴易暴に蹊田奪牛がどうして美事と謂えようか。此は韓人の不幸のみならず、《日本にも→東洋の》不幸な事である。

(改行：權)

日本の失策だの、韓國政府の自業自得だのという指摘とともに、手先を利用した暴力の連鎖や越権と違法をはたらく保護條約体制を「韓人の不幸」のみならず、「日本にも不幸」と「東洋の不幸」とした結論も注目される。

また、「韓國農商業を発達する」名目で行われた日本興行会社からの一千万円借款に対し、「利子は毎百圓に六錢五厘で、保證は海關稅納であり、即ち手數料居間口文が百萬圓である」と説明し、その後、官庁の改・建築、水道の敷設、道路の測量、日本人俸給の増加などを取り上げ、さらに顧問・補佐官・巡査など日本人の招聘雇用者が数千人になったことをも指摘し、「何時に

韓國利益が發達し、鉅款を償還しよう」と國家の財政破綻を憂慮する記事も続く。

このほかに、「合郡問題」、「初学教科書を日本国文で編輯し、日語を読習させ」ること、京義鐵道敷設時のトラブルなどをも記述し、前参判閔宗植の義兵蜂起について記した後は、つぎのような意見をつけ加えている。

大抵、日本の對韓策が三十年來に、其始めには征韓論であり、其次は太東聯合論であり、又其次は曰く并存、曰く保護、曰く帝國主義、曰く殖民政策、と。先是、俄國と開戦の初めに韓人が日本を《信じて兵士を歓迎し、軍事に盡力酬應して→甚だ喜んで》俄の敗するを日々に望んだ。此は、韓・日が同種同文で〈一衣帶水を隔てて〉唇齒輔車の勢が有るだけでなく、また日本は先進國であり、隣邦を顧念する、と《いい、韓人の傾向がすべて日本に幅湊したが→言ったのに》、其戰勝後に及び對韓政策が人心を拂した。ここで韓人が或は暴舉を起こし、或は海外に奔走申訴した。

すなわち、明治維新以後、のちに「(大) アジア主義」と呼ばれる日本の對韓政策や政論の流れを簡単明瞭に指摘し、日本に対する韓国人の期待が背信感にかわり、武力抵抗と亡命活動に至った事情を述べ、日本の侵略性を批判している。

続き、全国の警務官と日本人警務補佐などの配置、駐美日本領事に対するハワイ在住韓人の保護拒否、日本の京釜鐵道買収と統監府の鐵道局の新設、日本巡査と兵丁の闕内出入りと各宮門の把守、豆満江・鴨綠江沿岸森林伐採事業、間島問題、日本軍港として鎮海湾と永興湾の借与、通信院の廃止、地方制度調査問題、全國商民の蕩產、官内官制の変更、国有不動産調査会、日本留学私費生、国債報償趣旨書、日人渡来者、擎天塔の輸去、五大臣暗殺供状、財政顧問官目

加田種太郎、崔益絃臨死遺疏、大臣変更について記している。

以上の引用文にみる限り、三版において細かな補足修正が行われているが、とくに①伊藤の言動、日本軍の動き、保護条約の無効と不法性を主張する韓国人の世論、韓国高官の抵抗自殺と義兵蜂起などに対する詳細な記述、②日本政府の対韓政策、韓国政府高官の分裂様相、韓国人の日本への依存意識などに対する分析と批判は、緻密な情報収集の上に、玄采自身の歴史認識・判断がつけ加えられたものである。以下で見る記事においても同様である。

(2) 「海牙事件及禪讓」

つぎに「海牙事件及禪讓」についてである。

① まず、1907年6月15日にオランダのハーグで開かれた万国平和会議の開会様子を簡単に記した後、「七月五日外電」の韓国派遣委員が韓国の独立恢復を懇請した「控告詞」を引用している。

吾等が皇令を祇承して貴總代表前に昭告する。向者、我が韓國の自主たるは、千八百八十四年に各國の公認した所であり、即ち現在貴國もまた承認しているはずだが、千九百五年十一月十七日以後、日人が兵權で韓國を逼めて其固有な各國國際交渉の權利を奪ったのである。故に今に特に日人の狡謀と及び我が一切の法律政權を破壊した事を將って詳明に三條を作つて謹呈する。一は、一切の政事を日人が韓廷の允諾を待たず擅に施行し、二は、日人が海軍勢力を仗り韓國に反対し、三は、日人が韓國の一切法律風俗を破壊した。貴總統が公理を按じて斷すれば、可く日人が公法違背したことを知るだろう。試問するに、すなわち韓國がすでに自主たる地で、どうして日本人にして我が國際交渉を干預して遠東平和局面を震蕩しようか。然し、もっぱら日人が我

が國際交渉権を敗壞した故に、敵使等がたとえ敵皇の全權使命が有っても斯會に參列できない。此は敵使等の深く惜しむところである。貴總統は此事に意を加えなさい。敵國が國際交渉の權利を放棄するは、敵國の本意ではなく、すべて日本が壓制した故である。故に、敵使等が貴總統前に赴懇し、望むところ、濟弱扶危し助力を慨施して、敵使等にして萬國平和公會に參列して日人の韓國での一切施爲を申訴させれば、幸甚幸甚。

また、7月1日のハーグ電により、韓国委員李相嵩、李儒、李璋鍾のハーグまでの経路や発言などを紹介し、7月6日、李璋鍾の「千九百五年十一月十七日、韓日協約に皇帝の調印が無いことを指摘して、韓国が日本に外交権を委任した事実が無いのに、日本が保護政策を行うのは不可だ」という国際協会での公開演説をも紹介している。

② 日本の対応について記し、つぎのようにいう。

日本各當局者の言に曰く、此事は韓國が列強前で日本を侮辱したといい、(大石正巳は)又曰く、此事は禪讓が可しいと、又曰く、韓皇が日本に親來謝過するが可しいし、以上の責任は韓國內閣を總辭職させ、繼後内閣は日人で組織して萬般政務を日人手中に入れ(て名實とも保護國を作)るのが最も宜しく、また軍部と徵兵令を廢して外交事務と同じく我が陸軍省で掌轄し、宮内・度支兩大臣を擇んで宮中を監督させる。此は我國對韓策の第一好機會であり、萬一然らざれば、韓國は我が厄介物拘縛及沮戯物になり、事端が續出するだろう、と。

③ これに対応して、韓国内閣會議をも紹介している。16日の會議後、18日に内閣大臣八員

が海牙事件による困難を免れる方策を奏している。以下の三点である。

一は、光武九年十一月十七日の新約に御璽を押す事

二は、皇帝の攝政を推薦する事

三は、皇帝が東京に親幸して日皇に謝過する事

そして、李儒の忠憤自決を伝える東京電のニュース、日本外務大臣林董の韓京入りと伝位の詔（19日）、人民の日本巡査との接戦、総理大臣李完用家の放火、新協約七条（24日）、軍隊解散（30日）などの記事がつづく。

④ 義兵の蜂起が全国的に拡散していくのであるが、義兵の武装化により戦争を彷彿するほどの郷村の混乱状況をつぎのように記している。

該徒等が洋銃獵銃等を携持し断髪人に遇うと、曰く此は一進會だとし、殺戮する。此は乙巳新條約時に一進會において國內に宣言して日本の保護を受けるのが可いとした故である。また其中で會を藉勢し、郷民を凌壓した故である。これに該徒等が邑村間に入つて衣糧を討索し銃械を収集し、長吏を殺し檄文を馳傳すると、民心がさらに紛擾した。其該徒が回った後に及んでは、日兵が謂うに、此地の人々が義兵を容留したから即ち義兵である、として、家屋を焼き人民を殺し、數月間に民戸數萬が焼燼し人民死者が無數だった。それで人民は棲止が無くて、さらに義兵に投入し、其外溝壑に墳した者と男女老幼が無罪被殺された者が處々皆然り。また各處の盜賊と亂類が義兵と稱し、人民を迫害し財物を勒取する故に、人民が義兵及び日兵より困逼され、一時を安過すことができず、流離飄泊した。

引き続き、「禪讓」によって「八月二日に各大臣等が新皇帝陛下勅旨を奉り、年號を改めて曰く隆熙とし、太皇帝府號は承寧と、宮號は德壽とし、九月には太皇帝第三子英親王垠をもって皇太子を封じた」と、新しい皇帝による親政の開始を告げる。これは、三版において新たに追加される「隆熙時事」の冒頭記事となる。再版は、その後「十月十七日、日本皇太子が渡韓し、皇帝が仁川港に幸して接見し、政府諸大臣が歓迎会を組織し、韓日兩國の親睦を祝賀し、大小官吏は各其の俸給を捐して歓迎費を支用した者も有り、提燈會を設けて歓迎門を築く者も有つて、市街が熱鬧で官署が紛忙だった。／時に韓政府では調査局を設置し、國有と帝室有の財産文書を整釐して前日各官司の不法収税を撤罷し、人民の私有で帝室に付屬した者は一併該主に還歸させた」（/=改行：権）という当時の皇太子の韓国訪問と調査局の設置まで記して終る。

ここでは、外信の適切な引用、日本政府当局者の発言や韓国政府会議の紹介、そして義兵と日本軍の狭間にいる郷村の混乱状況の記述が、ほかの出来事の記述とともに相互関連付けられていることがわかる。

（3）「隆熙時事」

隆熙への改元記事より始まる「隆熙時事」は、俞吉濬・張博・趙義淵らの帰国赦免記事の後、「先是に、韓國紳士等が〈民智を發達し國權を回復させようとして〉自強會を組織し、殖産と教育に注意して政府に建議し、或は地方で實行したが、治安に妨害するとし、解散させ、新聞條例を制定して關係した事件は記載できず」と、愛國啓蒙運動への政府の弾圧を伝えている。そして断髪問題、皇帝即位礼式などの記事が続くが、ここでは、吟味すべき記事を紹介してみたい。

① 「間島問題は清廷で抗議を提出し、日本

公使と北京で交渉を開始し、韓政府でも該地に行政官吏を設置した」という間島問題記事が三版では、隆熙2年1月記事の後、つぎのように書き直されている。「先是、清日間に間島問題が起きたが、今は間島派出所長日本人齋藤季次郎が報告するに、韓人男女が七萬二千七十六口であり、戸敷が一萬五千三百五十六戸であって、清人の人戸は二萬に過ぎない、と。」

② 曾彌荒助の副統監任命記事はつぎのようにある。

日本が曾彌荒助をもって副統監を押し韓国に赴任して統監を補佐させ、各部で顧問官等を解任し、從來協辦の職を次官と稱して日本人をもって叙任し、十三道に事務官と主事等を置くが、また日本人を用い、其外にも曾往の雇傭の名を除去し、直に韓國官職に占居した者が多くて殆ど三分の二を占據《すると、世人が謂うに、此の如くんば、幾月を過ぎずして韓國官職は日人に盡く歸るだろう、と。→し》

③ 日本皇太子の韓国訪問につき「十九日に日本皇太子が 大皇帝に陞見すると、陛下は統監府に親臨勞問し物品を賜り、日本太子が我が皇太子の日本留學を請い、各學校に寄付金を給し、五日後に還國した。」と。

④ 義兵を起こした閔肯鎬に、帰順の意志を表し武器返納を勧める觀察使（地方長官：權）に対する閔の答書を紹介している。

今、皇帝傳位が陛下の本意か。君父が被脅し、人民が魚肉であり、疆土が他國に入った故に、愚等が義旅を起こしたので、兵出無名ではない。また村落の燒燼と人民の離散をもって義兵に歸咎するが、大抵、義兵の起りは、日人の無道の故である。然らば、其咎めるはどこに在るのか。また義兵が解散すれば、我が民

が日人より受困せず太平を享くべきか。且つ宣諭使に言わせるにしても、單騎で諭飭するのが可いのに、此を爲さず外兵が隨來するのは、我等を誘殺しようとするのではないか。

このような社会情勢に対して、内部（内閣の一部：權）から地方郡守へ出された訓令をも紹介している。すなわち「地方人民が誤解暴動した後に、窮屈愚氓は禍殃を被り、城邑閭里は邱墟を成した。我が陛下におかれて恩詔を特下して、不日歸化させよ、と宣した」と。また、忠清・江原・全羅・平安の四道に宣諭使を送り、曉諭したことをも紹介し、「またも該徒等が京城を侵入するとの説があり、日兵が城門に速射砲を掛置し、城外附近に巡回した」と、風説情報に対応した日本軍の森厳な警戒体制を物々しく紹介している。

⑤ いっぽう、韓国人の教育啓蒙運動について「俞吉濬等が興士團を組織し、内外國書籍を参考して國民の教科書を編輯するのに、皇太子が一萬圓を頒下なさった。また趙義淵等は興工團を發起して國民工業に從事した」とか、「先是ニ、紳士李鍾浩、李東暉等が教育に専力して京鄉各地に學校を設けて學生が數萬に計った。此は數千年來に初めて有る事である。自此に國內人士がさらに感奮して學會を組織し、學事を講究し、文化の風が漸く開いた」と記している。

⑥ そして「隆熙二年一月一日に、大皇帝陛下が陞見した日本高等官五百餘人中に統監府官吏が二百餘名であり、各部に現職官吏が二百餘名になった」と、「皇后陛下が入學なさり、學部が諸般冊子を進獻し、教師は宮内部次官小宮の夫人に定めた」と、「學部では、日本人百餘名を聘渡し、全國内に普通學校の機關を主張せようとする」と、「大審院と控訴院と地方區裁判所を設施し、法官は日本より聘來する」と、日本の保護國統治のあり様を伝えている。

⑦ と同時に「三月二十三日に韓國前顧問官美國人須知分が美國桑港に至って韓國人より射撃を受けて死んだ」ことをも記し、さらにつぎのような記事を載せている。

此は須知分が美國新聞に日本の對韓政策を賛揚して掲載した故であり、また須知分の携帶した書類は韓國に妨碍が有るという。既にして須知分の凶音が日本に至ると、日廷が該遺族に金十五萬圓を贈與し、我が政府では五萬圓を贈與するという。

桑港報に曰く、須知分が韓人に對して曰く、韓國が宮内では失徳が太甚し、頑固黨は百姓の財産を搶奪し、また百姓が愚昧であつて獨立資格が無いので、日本に歸ざれば、俄國に被奪したのだろう、といふ、華盛頓へ向おうとしたとき、玉蘭市停車場で韓人田明雲が六穴砲を出して射撃したが、忽然と後面から砲丸が又來て一丸は田明雲に中り、二丸は須知分に中った。此は韓人張仁渙である。此の人も須知分を殺そうとして來待して久しつかった、という。

これに該地警察官が須知分及び田明雲は病院に送り、張仁渙は押去し、既にして問招すると、明雲曰く、日本が宣戰時に言うに、韓國獨立の爲めに俄國と開戦すると言つたが、今は我が韓の國權を奪い、財政を枯渇し、官職を占取し、憲兵・巡査が全國に遍満した故に、我が美國に來て學業を修めた後に、國家に獻身しようとした。今、須知分が各處に通信して、韓人が歡迎する、感服するという故、我が此の賊を殺そうとしたのである、という。

張仁渙は曰く、須知分が我三千萬同胞を毒殺するので、此の賊を殺さなければ、我が同胞が滅亡する故に、我が殺身成仁しようとしたのである、という。

日本政府が推薦して韓國政府の外交顧問を務めていたStevens, D. W暗殺事件に対する両国政府の対応を記す一方、外信からの詳細な引用には、日本の對韓政策に対する玄采の批判が如実に示されていて注目される。

(4) 「結論」

最後に、再版で追加された「結論」部分を引用しておきたい。

大抵日本が我國を干渉して以來に騒擾が多端であつて百姓が寔安できなかつた。然し改良された者が亦多い。即ち宮内の弊端を一掃し、巫ト・祈禱・祭祀等の病國・傷財《することを禁止し→と》並びに外國を援け世界を擾亂する者を《斥退→禁止》し、官吏の貪暴を戢め、迂儒の舊習を矯して觀る可き者が多い。此を論じれば、日本の功がまた多いといえる。然し惜しむ可き者は、日本が《久遠な計を思わず→數十年來に我國の爲めに忠を謀つたが、今は戰勝した威に乗じて餘勇を賣い、遠慮が無くて》近利を貪り、《清俄兩大戰の功効を収めるのが遅かつた→以暴易暴に蹊田奪牛であつて、東亞大局の百年大計を謀らず、此が豈失策でなかろうか》。嗚呼、天が或者、日本の満盈を戒めて然るのか、未可知なり。且つ又大いに《憐れむ→憂う》可き者は我が韓人が《依頼思想が尚存し》但に日本の始終が無いことだけを怨尤し、自修自立《する思想が無い→していない》ので、どうして慨然となしののか。

この結論においては、①近代の日韓關係を「干渉」と捉え、だが②改良されたものも多く、それを「日本の功」と評価する一方、③《久遠な計→東亞大局の百年大計》をはからず、「失策」と批判する。④「戰勝した威に乗じて餘勇を賣

い、遠慮が無」い日本の侵略性を指摘し、「日本の満盈を戒め」る一方、「自修自立《する思想が無い→依頼思想が尚存》する韓国人の反省を促している。

以上、みてきたように、『東国史略』において、玄采自身が「近世史」の最後に「附甲午後十年記事」とした補足追加記事は、版を重ねるにつれ、「乙巳新条約」と「海牙事件及禪讓」、そして「隆熙時事」と「結論」と新たに修正追加され、「本朝」の「現時」までの歴史が克明に書き記されていた。とくに、①重要事項を的確に取りあげ、記事にしている点、②国家政策や人民の意識に対する批判が注目される。

林の『朝鮮史』『朝鮮近世史』を訳述したとしても、今までみたような『中等教科東国史略』であったがゆえに、教科書として使用禁止の処分を受け、ついには発売禁止となったのである。

3. 『中等教科東国史略』発売禁止

『東国史略』出版後、1906年8月27日に普通学校令が出されて、「日語」が新たな教科目に加わる。そして同日に出た同施行規則において「歴史」は、「事跡の大要を教え、國民の發達と文化の由來と隣邦の關係等を知得せしめることを要旨とする」と決まる。新たに「隣邦の關係」が加えられたのである。「隣邦」大日本帝国の保護国になった所以であろう。

さらに『中等教科東国史略』三版が1908年7月15日発行されて間もない、8月28日に定まった教科用図書検定規程（学部令第16号、官報9月1日掲載）¹⁰による検定や私立学校教科用図書認可の審査においては、政治的・社会的・教育的の三つの方面から観察し、それぞれの細目が示された。このようにして『中等教科東国史略』を検定し、また認可の審査をする制度装置は、整って

いったのである。

たとえば、政治的方面の細目は以下のようのことであった。

- (A) 韓國と日本との關係並兩國の親交を阻礙し又は非議することなきか。
- (B) 韓國々是に違戾し秩序と安寧を害し國利民福を無視するが如き言説なきか。
- (C) 韓國の固有の國情に違ふが如き記事無きか。
- (D) 奇矯にして誤謬なる愛國心を鼓吹する事なきか。
- (E) 排日思想を鼓吹し又は特に韓國人をして日本人及其の他の外國人に對する惡感情を抱かしむるが如き記事及語調無きか。

ちなみに、社会的方面の細目には、「(B) 社会主義其の他社會の平和を害するが如き記事無きか」があった。

これらを伝えている『朝鮮教育史考』（1927、総督府視学官高橋濱吉著）は、この検定の「副産物として如何なる思想が現れてゐたかと言ふ貴い資料を得ることゝなつた」としたうえ、「社會的方面に於て不適當の記事は餘り見當らなかつたと言ふ。然しながら政治的方面的觀察に至つては頗る寒心すべきものが多數にあつた。修身・國語（本期に於ては國語と韓語）・漢文・歴史に於ては特に甚しきものが多くあつたと言ふ」と当時学部の発表を紹介しつつ、これらの図書に現れた政治的事項を類別してつぎの9種をあげる。

- 第一種、正面より韓國現時の状態を痛論する者。
- 第二種、過激なる文字を用ひて自由獨立を説き、國權を挽回せざるべからざるを切言する者。
- 第三種、外國の事例を引きて我が國の將來を

警告する者。

第四種、寓語を巧みに設けて他國に依頼するの不可なるを諷刺する者。

第五種、日本及其の他の外國に關係の有る史談を誇張して日本及其の他の外國に對する敵愾心を挑發する者。

第六種、悲憤せる文字を以て最近の國史を叙して日韓國交を阻礙する者。

第七種、本邦に固有なる言語・風俗・習慣を維持して外國に模倣するの不可なるを説き排外思想を唱導する者。

第八種、國家論と義務論とを掲げて不穩の言説をなす者。

第九種、大言壯語を用ひて漠然誤謬の愛國心を鼓吹する者。

以上の諸種の政治的事項を概括すれば

一、裏面と表面より韓國の現状を破壊せんとする精神を煽揚する者。

二、排日思想を鼓吹して韓國と日本との親交を阻礙せんとする者。

三、褊狭なる誤謬の愛國心を挑發して子弟を誤らしむる虞慮の有る者。

の三となる。(学部編輯局の調査による)

そして、収録した「圖書検定規程が公布されてから隆熙三年十二月一日に迄」に「使用を絶対に禁止」した図書39種の書名と著作者名リストのなかには、『幼年必読』『大韓地誌』『萬国史記』『中等教科東国史略』『東西洋歴史』『幼年必読釈義』と、玄采のものが最も多い。また、「隆熙三年五月五日出版法附則第十六条」による発売頒布の禁止となった8種の書名と著者リスト、玄采の『幼年必読』『幼年必読釈義』『中等教科東国史略』『越南亡国史』と『(国文越南亡国史論)』、金大熙『二十世紀朝鮮論』、安国善『금수회의록(禽獸會議錄)』、尹致昊『우순소리(笑話)』を載せている。

『中等教科東国史略』が「正面より」「過激なる文字を用ひて」「悲憤せる文字を以て」「大言壯語を用ひて」か否かは見方如何によるが、「韓國現時の状態を痛論」「自由獨立を説き、國權を挽回せざるべからざるを切言」「最近の國史を叙して日韓國交を阻礙」「漠然誤謬の愛國心を鼓吹」したとして、制裁を受けるに余りあるものであったことは、今までみた通りである。このように詳細な規制項目による思想統制は、韓国併合を前にして、より厳しくなっていたのである。

第三章 植民地期の「朝鮮史」研究¹¹と 玄采訳述『東史提綱』

『東国史略』の発売禁止に象徴される言論・出版統制は、韓国併合を機にして、さらに徹底的に行われるが、そのいっぽう、併合の必然性や必要性を啓蒙する言論が活気を増していく。とくに、日韓併合を正当化する歴史上の言説が流行るのである。喜田貞吉の『韓国併合と国史』(1910. 11) や『歴史地理臨時増刊朝鮮号』(1910. 11) はよく知られているが、林の批判した落合の檀君解釈を継承する書物も多く出回っていたことは、見逃すことのできない重大な事実である。たとえば、佐伯有義著『韓国併合の旨趣』(1910. 10)、西川權著『日韓上古史ノ裏面』(1910. 12)、福田東作著『韓国併合紀年史』(1911. 10)において「五十猛命=檀君」説は、韓国併合の歴史的意味を新たに意識させる材料になって反復されていき、朝鮮総督府発行の啓蒙用パンフレット『併合の由来と朝鮮の現状』(1923) も「内地と朝鮮とは、古より極めて密接な關係があつて、遠く神代に於て既に素盞鳴尊の半島の地を治めたまふた事蹟もあり」と書き出しているのである。韓国併合は、日本神話

が現実化した「復古」そのものであったとする日本中心の一方的な歴史観¹²は、ぶれることなく一貫して語られ、朝鮮人の意識に強制的に注入されていくのである。

そのいっぽう、植民地期の「朝鮮史」を語るとき、朝鮮総督府による朝鮮史編纂事業や『朝鮮史』全35冊を抜きにすることは出来ない。後述のように、この「朝鮮史」編纂・編修事業において、朝鮮人委員と日本人委員・顧問との間で行われる檀君の取り扱いを巡る議論は、日本神話世界への「復古」とする韓国併合の歴史観の朝鮮人への強制的注入が続く現状と無関係ではない得ず、それがまた、玄采『東史提綱』出版の理由にもなるのである。

以下、玄采『東史提綱』の同時代的意味を明らかにするために、まず植民地朝鮮における「朝鮮半島史」と「朝鮮史」の編纂事業について概観した後、『東史提綱』について考察することにしたい。

1. 「朝鮮半島史」と「朝鮮史」

「朝鮮史」編纂事業とは、1915年7月「官庁執務の参考に供し、並に一般公衆に閲讀せしめ、併合の趣旨を誤解することなからしめんとする目的で出された初代朝鮮総督寺内正毅の「朝鮮半島史」編纂の命令により始まったものである。これは、当時、日本の背信と不当な韓国併合を批判した「太白狂奴」著『韓國痛史』(1915. 6)が上海で刊行され、朝鮮にも出回っていたことに刺激されてからのことであった。著者朴殷植(1859~1926)は『韓國独立運動之血史』(1920)をも著し、上海の大韓民国臨時政府大統領を務めるなど、独立運動のリーダーでもあった。

朝鮮総督府『朝鮮半島史編成ノ要旨及順序』¹³(1916. 9)には、つぎのように記されている。

(前略) 朝鮮人ハ、他ノ殖民地ニ於ケル野蠻半開ノ民族ト異リテ、讀書屬文ニ於テ敢テ、文明人ニ劣ル所アルニ非ス。古來史書ノ存スルモノ多ク、亦新ニ著作ニ係ルモノ尠シトセス。而シテ前者ハ獨立時代ノ著述ニシテ現代トノ關係ヲ缺キ、徒ニ獨立國ノ舊夢ヲ追想セシムルノ弊アリ。 後者ハ近代朝鮮ニ於ケル日清・日露ノ勢力競爭ヲ叙シテ朝鮮ノ向背ヲ説キ、或ハ韓國痛史ト稱スル在外朝鮮人ノ著書ノ如キ、事ノ真相ヲ究メスシテ漫ニ妄説ヲ逞ウス。 此等ノ史籍カ人心ヲ蠱惑スルノ害毒、眞ニ言フニ勝ヘサルモノアリ。然レトモ之カ滅絶ノ策ヲ講スルハ、徒ニ勞シテ功ナキノミナラス、或ハ其ノ傳播ヲ激勵スルヤモ測ルヘカラス、寧ロ舊史ノ禁壓ニ代フルニ、公明的確ナル史書ヲ以テスルノ捷徑ニシテ、且効果ノ更ニ顯著ナルニ若カサルナリ。是レ、朝鮮半島史ノ編纂ヲ必要トスル理由ノ主ナルモノトス。若シ此ノ書ノ編纂ナカラムカ、朝鮮人ハ漫然併合ト聯絡ナキ古史、又ハ併合ヲ呪詛セル書籍ヲ讀ムニ止マルヘク、斯クテ荏苒年所ヲ經ハ、當面觸目ノ現象ニ馴レ、今日ノ明世カニ併合ノ恩恵ニ由ルコトヲ忘却シ、徒ニ舊態回想シ、却ツテ改進ノ氣力ヲ失フノ虞ナシトセス。斯ノ如クムハ、如何ニシテ朝鮮人同化ノ目的ヲ達スルヲ得ンヤ。
朝鮮半島史ノ主眼トスル所ハ、大體左ノ如シ。
第一 日鮮人ノ同族タル事實ヲ明スルコト
第二 上古ヨリ李朝ニ至ル群雄ノ興亡起伏ト
歷代ノ革命易姓トニ依リ、衆民ノ漸次疲憊ニ趣キ貧弱ニ陥リタル實況ヲ叙シテ、今代ニ及ホシ聖世ノ惠澤ニ依リ、始メテ人生ノ幸福ヲ完ウスルヲ得タル事實ヲ詳述スルコト上。
第三 編成ハ悉ク信頼スヘキ事實ヲ基礎トスルコト。
(句読点、下線：権)

ようするに、朝鮮総督府は、「人心を蠱惑する害毒」である「併合と聯絡なき古史」や「併合を呪詛せる書籍」に勝る「公明的確なる史書」として「朝鮮半島史」編纂を計画・実行したのである。その主眼とする「日鮮人の同族たる事實を明すること」などの「朝鮮人同化の目的」という政治性も如実に表われていて、そのスローガンの理不尽さと矛盾は、今さら指摘するまでもない。

この「朝鮮半島史」編纂については、「全編を上古三韓・三國・統一後の新羅・高麗・朝鮮・朝鮮最近世史の六編に別ち、更に之を章節に分け、各節には更に細目を付して起稿することになり、「半島史編纂の準繩となるべき正確な年表を作成する必要を認め」「大正七年度末に至るまで専ら史料蒐集に努めたるが、新に發見せらるゝもの豫想外に多く、編纂豫定の如く進捗せざる爲、年限延長の止むなきに至れり。斯くて上古三韓・三國・統一後の新羅及び朝鮮の四編に就きては一應脱稿したるも、高麗・朝鮮最近世史の二編は脱稿に至らず。其の間職員の轉出死亡等ありて、之が後任を容易に得難き際、偶々大正十一年十二月朝鮮史編纂委員會設置せられたるを以て、半島史編纂事業は一應中止することとなれり」と、『朝鮮史編修会事業概要』(1938) が伝える。すなわち、1922年、朝鮮総督府訓令による政務總監を委員長とする朝鮮史編纂委員會が設置され、「民衆の教化に先だって学術的調査・研究の必要」という判断(中村栄孝の回顧¹⁴) があつて、「朝鮮半島史」が中止になったという。そして、さらに編纂の完璧を期するために1925年、勅令による朝鮮総督府朝鮮史編修会官制が公布され編纂事業が本格化し、編年体の史料集のような『朝鮮史』全35冊が1938年に完成するのである。

ちょうどこの時(1923)に創立した朝鮮史学会¹⁵は、朝鮮史研究とその普及を目的として、

一般史講義、分類史講義、特別講義となる朝鮮史講座を開き、1923年9月から翌年12月まで『朝鮮史講座』全十五号を刊行する。総督府学務局編輯課長・朝鮮史編纂委員會編纂委員の小田省吾が主導した朝鮮史学会のこの『朝鮮史講座』の総序には「歴史は事実の記録でなくてはならぬ」と、歴史叙述における「実証性」が強調されている点が注目され、朝鮮史の新たな研究のために、第一に、従来の朝鮮の史書にみられる中国史料への依存傾向の問題を指摘し、むしろ日本史料と、時代によっては西洋側の史料の重要な¹⁶を強調し、第二に、考古学の発掘成果と金石文の史料としての重要性を主張している。このように、「民衆の教化」という観点からはやや専門的という嫌いがあつたかもしれないが、朝鮮人講師も少数ながら講座を担当しており、さらに雑誌のような形式で1年4ヶ月にわたって行われていた『朝鮮史講座』は、「所謂通俗歴史」¹⁷として、じつは当初半島史編纂の目的に応えた最初の業績といえる。

最近、中止となった「朝鮮半島史」稿本の第一編・第二編・第三編・第五編そして第六編一部の存在が明らかになり、「朝鮮半島史」編纂作業は、執筆担当者やその内容からみて、1927年に出る朝鮮史学会『朝鮮史大系』5冊につながっているという指摘¹⁸があるが、むしろ『朝鮮史講座』の存在意味を考慮する必要がある。朝鮮史学会会長小田省吾は、中枢院編纂課長事務取扱として早くから関係していたからであり、じつは『朝鮮史大系』「総序」で「朝鮮史講座」の「朝鮮一般史」のところを「再版」した¹⁹と述べている。「民衆の教化」を目的とした当初の「朝鮮半島史」編纂の趣旨は、薄れることなく、朝鮮総督府ではなく、朝鮮史学会によって実現されていったのである²⁰。

また、朝鮮史学会の『朝鮮史講座』が終わってからほぼ一年後、1926年1月から7月まで朝鮮

史学同攷会は、朝鮮史編修会の事業内容を紹介し、さらに広く朝鮮史への関心を呼び起こし、朝鮮史の知識を普及する役割を担った『朝鮮史学』²¹ を発行する。第一号の「刊行之辭」に「吾等の朝鮮史を研究するとは、第一国史のためにあり、既に国史の一部をなした朝鮮史のためにあり、将たまた東洋史研究の上から見て、最も必要なることを感ずるのである。」とあるように、大日本帝国の官学アカデミズムのなかに「朝鮮史学」もその地位を確保しつつあったのである。この大日本帝国の官学アカデミズムにおける朝鮮研究は、1926年に開学した京城帝国大学（予科は1924年）が、その中心を担うことになる。朝鮮総督府の中枢院、朝鮮編修会、そして京城帝国大学という機関を軸にして、調査研究が進められていき、様々な学会²² も設立され、実証主義を標榜する歴史研究の様相を呈していく。

このような雰囲気の中で執筆された啓蒙的な「朝鮮史」において、「檀君朝鮮」とは見えもなく、中国史料に基づく箕子と衛満による古朝鮮の記述があるだけである。その一方に「神代に於て既に素盞鳴尊の半島の地を治めたまふた事蹟」の存在を述べる朝鮮総督府『併合の由來と朝鮮の現状』(1923) のような言説は、やむこともなく、教育啓蒙を通して朝鮮人の意識と生活にまで浸透していくのである。朝鮮史編修会委員をつとめていた玄采が『東国史略』の書名を替えて『東史提綱』を出版するのは、ちょうどこの時であった。

2. 『東史提綱』

1924年1月に出版される『東史提綱』4巻1冊の標題紙には「玄百堂先生著」とあり、奥付には「著作及発行者」が玄采、「発行及発売元」の大昌書院・普及書館の「主」は玄采の息子である玄公廉と記されている。完全自費出版と推測さ

れる。『東史提綱』は、『中等教科東国史略』三版と対照して見ると、「自序」省略の上、目次が二段組みに変更され、一頁は一行28字の14行の前著と同じであるが、章節のタイトルの左右に余裕をもたせ、前著の三版を修正したものと思われる。本文1頁には、「東史提綱卷一／漢水玄采譯述／太古史／檀君朝鮮」とあり、書名を除き、同じである。

しかし、『東国史略』と『東史提綱』の目次と頭書を対照した【附表】でみると、内容においては、多少の修正が加えられていて、本稿が注目するのも、その前著との相違点である。発売禁止となった書籍を再び出版するには、修正・変更は必要であったろうが、25年の歳月が経った後、旧著の再版を決心するには、どのような理由があったのか。それを紐解くために、出版に際しての玄采自身の「謹告」に注目したい。前著との相違点については、『東史提綱』の特徴を検討する際に考察することにし、ここでは、まず、目次の裏につけ添えられたその「謹告」から手がかりを探ってみたい。

今按近來史家所著、檀君以來疆域及事蹟鑿々有據、乃歷代懸案從以解決、豈顯晦有數而然歟。然未可知者、羅麗以至李朝、諸史家、罕有及此者、設及之、語焉不詳、此固何哉。僕老矣、孤陋無聞、曾以舊本爲眞諦、嗚乎泥古勢或然、非今豈曰識時、竊願諸君子假我時日、庶更究源委、使眞面目重新展開、以供讀者諸氏／癸亥十二月 日 漢水玄采

【訳】今、最近の歴史家の著書をみると、檀君以来の境域や事績については詳細に根拠があって、歴代の懸案は従って解決している。どうして顯・晦に数があつてそうであるか。しかし、未だ知らないのは、新羅・高麗より李朝に至る諸史家に、これに及ぶものが殆んどない。たとえ及んだとしても、言及するだ

けで詳らかでない。これは、固りどうしてだろうか。僕は老いて、孤陋で聞えもないが、かつて旧本を真諦と思っていた。ああ、古に拘り、その勢いで或はそうだったのだろうか。今でなければ、どうして時を識ると言おうか。密かに諸々の君子に願うに、私に時日を仮してくれることを、更に詳細に研究して眞面目を新たに展開させ、読者に提供することを庶う。(1923年)

ここで、玄采は檀君以来の境域や事蹟が最近の研究によって明らかになったことを強調し、檀君研究への自分自身の意欲をも示している。じつは、玄采がこのような「謹告」をつけた背景をなしたものとして、まず朝鮮史編纂委員会第一回会合(1923.1.8)の議案審議における檀君の取り扱いをめぐる論戦に注目する必要がある。

(1) 『朝鮮史編修会事業概要』にみる

「檀君」論争

朝鮮史編纂委員会第一回会合の第一日、黒板勝美による第二議案「編纂綱領決定の件」の説明があり、第二日に行われた議案審議に際して、朝鮮人委員から「檀君朝鮮」の取り扱いが最初に問い合わせられた。

鄭萬朝「三國以前と有りますので檀君朝鮮まで這入つて居るものと心得て宜しいですか」に対し、黒板「是れは區分の名稱で有りまして三國以前と云ふ名稱については更に研究致したい」と、李能和「朝鮮の上代には檀君朝鮮・箕子朝鮮・衛滿朝鮮が有りますから三國以前を古代朝鮮としては如何」に対し、稻葉岩吉「當時の朝鮮は現代の朝鮮とは地域が違つて居りまして、現代の朝鮮から申せば、一地方に限られて居つた名稱でありますから、寧ろ三國以前として漠とした名稱を附けて置いた方が宜しいかと思ひます」と、李能和「建國神話に就きまして

は民族の精神を發揮するものでありますから、是非収載することに致したい」に対し、栢原昌三「檀君・箕子のことは建國の主要なる事項でありますから、網羅することに致したい」と、李能和「朝鮮には檀君と箕子との二聖がありまして、史家は箕子にのみ重きを置き、檀君を輕んずる傾きがありますが、檀君をも同様に取扱はれるやうにしたい」に対し、黒板「檀君・箕子との記事は人に依つて見解が違ふのでありますから、(中略: 権) 委員の間に意見が違ふ場合には其の意見を併せて載せることに致したい」と。第三日の最初の質問も、魚允迪「檀君と箕子とは如何に取扱はれる御積りですか。三國の前に収載せられるものと心得て宜しいですか」に対し、黒板「檀君・箕子の記事は記載するつもりでありますが、(中略: 権) 建國史料の年代の不明なるものを何處に入れるかと云ふことは今後御相談をして極めたい」という問答が朝鮮人委員と日本人委員との間に行われた。

このような質疑問答は、議案第二の編纂綱領において、編集の形式は編年史とす、但し必要に応じ分類史(風俗・宗教・文学・芸術・歌謡等)を編纂す、編纂の区分は第一編三国以前、第二編三国時代、第三編高麗時代…と示され、また編纂の体裁において、年月日の不明なるものは、関係事項の次に之を類収し綱文を別掲す、という項目があつたことに由るものであつた。このように異論はあつたが、ほぼ原案通りに決定したのである。

1924年6月6日、勅令による朝鮮史編修会官制が公布されて、修史事業に拍車をかけることになる。その委員に委嘱された玄采は、檀君の取り扱いをめぐる委員会での以上の議論は把握していたと思う。それゆえに、委員会第一回会合のあった年の末に、玄采は先にみた「謹告」を認め、あらためて『東史提綱』を世に出したと考えられる。そして玄采が世を去つてから3年後、

『東史提綱』と同じ内容の『半萬年朝鮮歴史附圖像』(1928) が世に出る。

結局は、第二回朝鮮史編修会委員会 (1927. 7. 12) において「第一編と第二編を合併して一編に纏め、新羅統一以前となすことを適當と認め」、「三国以前」は区分から消える。後にみるように『三国史記』を基本資料にすることに決めるのである。

そのような曲折の末、『朝鮮史』第一編は、朝鮮史料・日本史料・支那資料となり、1932年3月に発行された第一巻「朝鮮史料」は、「甲子 新羅 始祖赫居世居西干元年」より始まり、「神代」「素菱鳴尊、新羅國ニ到リ曾戸茂梨ノ處ニ居リ、東ニ渡リテ出雲國ニ到ル」と始まる第二巻「日本史料」(1932. 3発行) と、「古朝鮮」「殷ノ箕子、朝鮮ニ走ル。周ノ武王、因リテ朝鮮ヲ以テ封ズ」と始まる第三巻「支那史料」(1933. 3発行) の記年のないのとは体裁が異なって、三国以前の記事はない。

檀君の記事は、「甲申 新羅 始祖赫居世居西干二十一年 高句麗 始祖 東明聖王元年」に『三国史記』関係記事の後の『三国遺事』王暦「新羅第一赫居世甲申。築金城。○高麗第一東明王甲申立。理二十年。姓高。名朱蒙。一作雛蒙。檀君之子。」のつぎに、収録された。すなわち、この割注にある「一作雛蒙。檀君之子」を説明するために『三国遺事』卷一「古朝鮮」が引用され、また同巻一「高句麗。即卒本扶餘也。(中略：権) ○中略 壇君記云。君與西河河伯之女要親。有產子。名夫妻。今按此記。則解慕口私河伯之女。而後產朱蒙。壇君記云。產子名曰夫妻。夫妻與朱蒙異母兄弟也。」が引用され、その欄外頭書は「壇君之子夫妻」とある。引続き『東國李相國全集』卷三「古律詩東明王篇并序」が引用されている。この最初の記事の欄外上の頭書には、このような壇君関係資料についてつぎのようにある。

○壇君、三國史節要外記云東方有畎夷方夷于夷黃夷白夷赤夷玄夷風夷陽夷等九種而初無君長有神人降壇木下國人立爲君國號朝鮮時唐堯戊辰歲也初都平壤後徙都白岳是爲檀君至商武丁八年乙未檀君入阿斯達山爲神、朝鮮世宗實錄地理志所載檀君古記者、綴合此文與東國李相國全集所引舊三國史東明王本紀以稱之

【訳】壇君とは、『三国史節要』外記に云う、東方に 畦夷・方夷・于夷・黃夷・白夷・赤夷・玄夷・風夷・陽夷等の九種有りて、初め君長無く神人有りて壇木下に降りる。国人立てて君と為し、国を朝鮮と号す。時、唐堯戊辰の歳なり。初め平壤を都し、後に都を白岳に徙す。是れ檀君と為す。商の武丁八年乙未に至りて、檀君阿斯達山に入りて神と為す、と。『朝鮮世宗實錄地理志』に載る所の檀君古記とは、此の文と『東國李相國全集』の引く所の「旧三国史」東明王本紀と与に綴り合わせ以て之を称す。

ここで、後世の編集による檀君関係の記録をすべて「東明王本紀」に係わる付隨記録とみる『朝鮮史』編集者の立場がうかがえるのである。この結果を受けて、第六回委員会 (1932. 7. 21) で崔南善は、「高句麗東明王のところに引いた三国遺事の檀君古記の中の『昔有桓國』とあるべきところを、後の淺人の妄筆にかゝる『桓因』に従ひたるが如き」校勘の問題を指摘していたが、参考のために、編修会第八回委員会 (1934. 7. 30) において展開される檀君の取り扱いをめぐる論戦内容とその後の檀君の取り扱いについて、以下、紹介しておきたい。

崔南善によって「…檀君・箕子は朝鮮史の甚だ重要な部分であるに拘らず、本會の朝鮮史は之を収載すべき第一編に割注にしか見えません」と指摘され、幹事稻葉岩吉は「本會の編纂方針として採用した編年體の形式の下に於ては、

之を採入れる場所がない」と答えると、崔は「檀君・箕子は其の史實のみに執着しないで、その思想的・信仰的に發展したものを纏めて別篇として編纂した方がよい」と提案する。「檀君・箕子は歴史的人物でなく神話的のもので、思想的・信仰的に發展したのであるから思想信仰方面から別に研究すべきものであつて、編年史の中では取扱い難い」という顧問黒板勝美の説明に対し、崔は「少なくとも朝鮮人の間にはこれが歴史的事実と認識されたものであります。然るに本會の朝鮮史に之を採入れなかつたのは我々朝鮮人として甚だ憾み多いことであります。これが爲に本會の朝鮮史は朝鮮人の間によく徹底されて居りません」と批判する。まるで同床異夢のようなこの対話に双方立場の相異は凝縮されている。これに受けて「第一編の朝鮮史料に檀君記事を収録しなかつたのは、該事實が基本資料として決定採用せる三國史記に見えない爲であります。次に箕子は既に支那資料の中に於て十分に収めたと思ひます。尤も檀君の事に關しては高麗恭愍王の前後の人物である白文寶が、檀君の年代に關して上疏したものがあり、又李朝世宗の時に之を祠ることに就いて種々議論されたものがあります。私の考は白文寶の所か、又は世宗の所に之を採入れたらどうかと思ひます」という稻葉幹事の説明通りにことは進んでいく。

稻葉が云った高麗末期の事例については、「恭愍王廿四年廢王元年の條に恰當なる記事（白文寶卒去）²³ を検出し、檀君に關する古來の文獻を採録致しました」（1935. 7. 5 第九回委員会、稻葉發言）のであり、「世宗の時に之を祠ることに就いて種々議論された」とは、頭書「檀君祠堂」の下に「司醞注簿鄭涉、平壤ニ於テ、箕子祠堂ト別ニ檀君祠堂ト建テソコトヲ請フ。之ニ從フ。」（1935. 1 発行第四編第三卷）とあるのみである。ちなみに、『三国遺事』の編者「僧一然示

寂」とある「高麗忠烈王十六年七月」（1934. 7 発行第三編第五卷）条には、人物と著書の紹介の最後に「外ニ三國遺事九卷アリ」とあるのみである。

以上で見たように、編纂委員会においても、編修会においても、朝鮮人委員が提議した「檀君」の歴史的意味はもちろん、思想・信仰上の意味も、編年体という編集方針には馴染まないとして排除され、「別篇として編纂」提案も完全に黙殺されたのである。

このような展開は、『東史提綱』出版から後のことであるが、「謹告」をつけた玄采の思いは、檀君をめぐる議論の経過から充分理解できたと思う。当初この朝鮮史編修会の委員として玄采が、このような檀君の取り扱いについて何をどう考えたか。ちょうどその時に彼が出した『東史提綱』の特徴から探ってみたい。

（2）『東史提綱』の特徴

『東史提綱』は、『中等教科東国史略』と同文の「檀君朝鮮」より始まり、それに引き継ぐ内容も、多少の追加修正はあるものの、『中等教科東国史略』とほぼ同じである。ここでは、『中等教科東国史略』と『東史提綱』の相異点より玄采の意図や思いを探っていきたい。変化したことは、大きくつぎの三つがある。

第一は、記事において新たに「檀君紀元」が用いられている点である。たとえば、檀君を国人が王に推戴した4239年前「戊辰」の割注に「光武十年丙午計下倣此」とある「檀君朝鮮」に続く「箕王歴代」において、箕子を国人が立てて王にしたのが「今を距ること三千二十八年前光武十年丙午計檀君紀元一千二百十一年」（下線は強調：権。以下同）と記し、「檀君紀元」を追記している。本文の最後の頭書「定朝鮮獨立」記事まで「自此、朝鮮が全く清國の羈絆を脱し、獨立國となつた。此は光武皇帝三十二年乙未、今を距るこ

と十二年前光武十年丙午計檀君紀元四千二百二十七年西一千八百九十五年」と同様である。ただし、不注意であつたろうか。新たに追加した記事には、檀君紀元を記さない箇所が目につく。なお「附甲午後十年記事」においては、割注に「光武」「隆熙」のみ用いられ、「又附韓國併合顛末明治大帝史中朝鮮總督府公布全文」においては、明治紀年の後に大韓帝国の「光武」「隆熙」紀年が追記されている。

ここでの基準年である光武十年とは、『東国史略』初版発行の1906年であり、それ以後変わらぬ玄采の基本的立場の表明と思われる。またこの紀年表記には、檀君から大韓帝国に至るまでの正統に対する玄采の意識が凝縮されている。

第二は、『中等教科東国史略』と比べ、さらなる追加記事の存在である。【附表】でみるように、たとえば「上古史」には「新羅季世と日本關係」と「工藝產業文學教法及方術傳於日本」という新たな章がある。このほか、頭書のみをみると、「支那と日本の關係」における「天日槍住居日本、編入百濟民」や「教法、文學、技藝等」の「陝川海印寺藏經閣」があり、「近世史」においては「文化及黨爭」の「ト筮、文章、詩律、繪畫、古山子地圖、火砲砲車、瀝青法、木牛流馬自鳴鐘、小汽車、金臂鉤、電報器械、鎰器扇簾等、蓋器、木工、農業、種桑種柳、商賈、京城市塵、八道鄉市、堤堰」などがある。みてわかるように、主に日韓關係と文化・科学技術に関する記事である。

「新羅季世と日本關係」の概容は、頭書「新羅人作亂、不許入日京、新羅人陰造戎器、日本置邊備、新羅人三名不知所在、日廷祈禱」から推測できるが、たとえば「新羅人作亂」の記事はつぎのようである。

新羅憲德王十一年、今を距ること一千八十七年前光武十年丙午計檀君紀元三千一百五十二年西暦八百二十年に日本に遠江、駿河に在る新羅人七百餘名

が作亂し、民舎を焚き官穀を劫奪したので、二州兵を以て伐つと、羅人が乗船逃走した。既にして壹岐島の民三百三十人を選んで兵械を携え、要害を據成した。此は羅人が頻年來窺するためであり、また羅人の入京を不許したが、其形勢を偵探するか恐れた故である。

また「工藝產業文學教法及方術傳於日本」においては、「大抵、日本の工藝、産業、文學、教法及方術の發達が全く朝鮮より傳わったものが多い」とした後、新羅の場合についてつぎのように述べる。

始祖朴赫居世三十一年に王子天日槍が日本に往く時に陶工が從去して其地近江に居し、新羅陶器法が日本に始めて傳わる。

奈解王四年西暦二百年に日本神功皇后が來伐し、織工を擄去して大和四邑に分置し、綾を織らせた。

味鄒王十五年西暦二百七十六年に任那人が日本に至って大池を鑿り、名して曰く、韓人池と。其後、日本の諸國船五百隻が攝津武庫で會して焼失したが、日本が謂うに、此は新羅船の所爲だ、として責めると、味鄒王が良匠を送って船を造り、新羅の造船法が此時に傳わる。實聖王十二年西暦四百十四年に日本帝見恭が疾が有つて新羅醫士を徵した。病が瘳つた後、厚く賞して遣還し、其後、見恭が棄世すると、新羅が往つて弔うに船八十艘に樂工八十人を載送して殯宮で樂を張つた。新羅樂が日本に始めて傳わる。

眞平王二十八年西暦六百七年に金佛像を遣り、長さが兩尺であった。蜂岡寺に安置し、新羅はまた名僧慧隱、慧雲等を遣り、是に至つて三韓佛法が日本に盡く傳わる。(句読点変更:権)

この新羅の6件に続き、高句麗の4件、百濟の

10件の紹介があり、それを総括して新羅は10種、高句麗は12種、百濟は27種を列挙して、それらの日本への伝授事実を記している。

玄采は、渡来人の反乱に関わる記事からは、「日韓共生」多難さを暗示する一方、文化・科学技術の伝授記事からは、日本への文化・科学技術の伝授者としての朝鮮人意識高揚を期待していたと思われる。

第三には、最も政治性の強い部分の削除である。まず、『東国史略』以来の玄采「自序」が除かれ、前著とほぼ同文の「附甲午後十年記事」の後に、「乙巳新條約、海牙事件及禪讓、隆熙時事、結論」の代わりに「又附韓國併合顛末明治大帝史中朝鮮總督府全文」が付されているのである。「自序」削除によって、その政治性のほかに林泰輔『朝鮮史』の翻訳という由来情報もなくなった。「結論」も不要と判断したのだろう。ようするに、玄采の輝かしい同時代歴史記述は、すべて除くしかなかったのである。

『明治大帝史』とは、明治天皇死去4ヶ月後の正元年11月に、笠原幡多雄編で公益通信社と文明社が共同出版したものであり、この附録の文は、同書第31章「日韓合邦、李王家の優遇」の後半部にあたるが、玄采の翻訳は「韓國併合顛末書」前の同章の途中から始まっている。しかし、眞の「韓國併合顛末書」の冒頭の約2頁分が訳されていない。「附甲午後十年記事」との関連に配慮したからとも考えられようが、むしろ翻訳開始部分も「韓國併合顛末書」冒頭も「明治三十七年二月」と始まっていて、不注意による翻訳ミスのように思われる。

「韓國併合顛末明治大帝史中朝鮮總督府全文」を直訳すると、つぎのようになる。なお、『明治大帝史』と対照し、変更・追加は《 》に、削除は〈 〉に示した。下線部は強調である。

明治三十七年《光武八年甲辰》二月に至り、日露

交渉が年餘を亘った《が←日露交渉斷絶し》、仁川・旅順の二海戦と又鴨緑江役に《爾來我は軍事的行動優秀の爲め》連戦連勝して露國勢力を驅逐し、韓廷をして露韓條約の破棄を宣告せしめ三十八年《光武九年乙巳》十一月に日韓條約を締結した。これで韓國內で日本勢力が旺盛になり、其内政の改善に努力せり。是に至り財政・外交・警察事務等の主要政務に日本の顧問《が着々と施政した←ありて、施政着々改善せられんとす》既にして日露和約が成《った後は益々←り、ポーツマス條約を締結し》韓國の政事、軍事、經濟各方面まで日本の卓絶な利權で、韓國が日本の保護國になった。天皇陛下が伊藤博文をもって韓國統監を任命し、伊後←銳意保護の實を擧げしむ。是に於て伊藤統監莅任二年半で保護の實權が日本の手中に入り、保護政治の創業舞臺は殆んど成功せり。四十二年《隆熙三年己酉》六月には《伊藤》博文が樞密院長になり、副統監曾彌荒助が第二統監を任じた。此年十二月に《前統監伊藤》博文が哈爾賓で兇變に遇い、これで日本國民が大いに激奮すると、既にして尋で》李容九・宋秉畯等の率いた一進會の日韓合邦《論←請願運動》が起り、此時に《統監曾彌荒助》は別庄で養病していたが、明治四十三年隆熙四年庚戌五月に陸軍大臣寺内正毅が統監を兼ね、前遞信大臣山縣伊三郎は副統監になり、政府の訓令《で←を體して》最後断案を決《し、←せんとし以て韓國に任に就けり。／明治四十三年》七月二十二日に《韓國統監寺内》正毅が京城に入り《參内して韓皇に謁見す》八月十六日に總理李完用《とともに交渉すること←は寺内統監と會し、重要問題の交渉を開き、後》數次で兩國政府の意見が合一し、遂に兩皇帝裁可で二十二日には併合條約を成したのである。これで統監府を廢し總督府を置《いた←き寺内統監總督

に任せらる。而して》。其顛末は當時朝鮮總督府の公表した《書に依る全文は左の如く、←韓國併合顛末書は簡にして要を悉くせり。依りて左に其全文を掲ぐ。》

〈明治三十七年二月…日韓議定書は前文及び六ヶ條より成り、即ち…同年八月二十二日…協約に調印…蓋し二月の議定書に依りて日韓兩國の關係は大に進みたりと雖も、韓國に於ける施政改善の事たる決して容易に非ず。且つ外交に關する議定書の取極は韓國政府が同議定書の趣旨に反する協約を第三国と締結するを得ざるの一項に限り一般外交の處理に亘りて詳言する所なし。是れ即ち本協約を以て更に兩國の關係を一層明確に規定したる所以なり。：約2頁〉

明治三十八年《光武九年乙巳》九月に日露兩國間、締結した〈ポーツマス〉條約第二條に露國政府は《日本←帝國》に對し韓國の政事、軍事、經濟上に卓絶した利益《と←有する事を承認し、帝國が》、又韓國で指導保護及監理するを阻害《しない←し又は之に干渉せざる》と約し、又先是、同年八月十二日、日英同盟に亦是日本が韓國で政事・軍事・經濟上に卓絶な利益を承認し、〈大不列顛國は日本國が該利益を擁護増進せんが爲めに正當且つ必要と認むる指導監理及保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認すと規定し、乃ち一方に於ては日英同盟約款を支持し、他方に於ては日露媾和條約の承認に依り〉自此、日韓關係は日露戰爭終決と相先後して日本の地位が益々鞏固になった。〈帝國政府は乃ち此の新關係に基き韓國に對する保護指導を全ふして益々兩國を結合する利益共通の主義を鞏固ならしめんことを欲し〉此目的をもって同年十一月十七日に〈所謂日韓新條約〉五條約を成すと、即ち、一外交受取、二統監駐箚、三日韓條約の繼續、四各領事を理事と稱、五韓皇室保護である。こ

れで、〈本協約は日露戰役中に於ける議定書及び協約を享けて之を大成したるものにして永く日韓兩國關係の基礎たるべきものなり。此に於て帝國政府は愈々在京公使館を撤廢して統監府を置き、統監を駐劄せしむるに決し、同年〉十二月二十日に統監府及理事廳官制を公布し、翌三十九年《光武十年丙午》二月一日に各事務を開始して統監府を設置し、韓國外交を《日本←帝國》政府管理下に置き、又内で施政改善が漸次就緒したが、然し一朝に數百年積弊を一洗し《難く←保護の實を擧げんこと固より容易ならず》、加えて維新する際に〈上下の人心動もすれば、其嚮ふ所を誤り、各般の〉妨害が百出したが、〈偶々〉明治四十一年光武十一年丁未夏に至って海牙密使事件が起つた。統監が更に韓國政府代表とともに〈一の協約を訂立し、日韓兩國の關係を一層密邇せしむるの必要を認め、同年〉七月二十四日に協約を訂立すると〈先づ前文に於て、兩國政府が韓國の富強を圖り韓國民の幸福を増進せんとする目的を有する事を宣明し、次に〉、一韓國政府の施政改善と、二法令制度及行政處分と、三司法及行政の區別と、四高官任免と、五統監の推薦した日本人を任用と、六外國人傭聘であり、以上の六條は盡く統監の指導及承認を聽き、七明治三十七年《光武八年甲辰》日韓協約〈第一條〉の財政顧問を廢する事。〈此協約は明治三十八年の新協約と互に相補ひ特に韓國の内政改善に關しては既往三種の協約に規定する所に比し〉これで日本保護權の範圍を一層擴張し、明治四十二年《隆熙三年己酉》七月十二日には司法及監獄事務を《日本←帝國》政府に委任し、五條約を成すと、一司法及監獄事務の委任、二韓國人の任用、三韓民に對し協商又法令に特別規程が有つた者の外には、韓國法規を適用し、四經費は《日本←帝國》政府が負担する、とし、〈次で十月、統監府裁

判所令、司法廳官制及び監獄官制を公布し、十一月一日より之を實施し、超へて明治四十三年隆熙四年庚戌六月二十四日には韓國警察事務を委託して統監府警察官署の官制に公布し、（七月一日より之を實施したり、蓋し生命財産の保護は司法及び警察の確實に遂行せらるゝによりて始めて其完全なることを得べければなり。）如此に統監府で韓國を保護下に置いて、爾來四年餘に禍根を杜絶し平和を確保（してせんが爲めに其施政の改善に努め、其》効果が甚だ大きかった。然し尚ほ韓國現制は治安の途に臻ることができなかつた。（到底之に對して一大革新を加ふるの、避くべからざること瞭然たるに至り）これで日本政府は韓國を日本に併合して時勢の要求に應じようとするとき、即ち韓國全權委員の會同協議した結果、明治四十三年《隆熙四年庚戌》八月二十二日《陰曆七月二十九日》韓國併合に關する條約八個條に調印した。

- 一、韓國皇帝陛下は韓國全部の統治權を帝國皇帝陛下に讓與する事
- 二、帝國皇帝陛下は是を承認する事
- 三、帝國皇帝陛下は韓國皇室に對して相當な尊稱威嚴及名譽を享有し、又此を持保する爲に充分に歳費を供給する事
- 四、韓國皇族の名譽及待遇に享有と並び必要な資金を供給する事
- 五、勲功が有る韓人に對して榮爵授與及恩金を附與する事
- 六、帝國政府は韓國の施設を擔任し、韓人の身體及財產に對し充分に保護し、又其福利の増進を圖る事
- 七、韓國官吏を登用する事
- 八、本條約は韓國皇帝陛下の裁可を經て公布日より効力が發生する事

此條約に關する各種法規は八月二十九日に公布すると同時に帝國皇帝陛下は詔書を發した

ところ、惟うに、韓國現制は治安の持保が完全でなく、國內の疑懼する念が常に充溢して、民が安堵できない。すなわち東洋平和を永遠維持し、帝國安全を保障するに、即ち禍亂の淵源になる韓國現制に革新を加え此を帝國に併合するが、此は不得不然な事である。これで公共する安寧の維持と民衆の福利を増進するだろう。此に對して韓國皇帝陛下及其皇族各員は併合後でも相當の禮遇を受けるようにし、即ち前韓國皇帝を冊して昌徳宮李王とし、皇太子又將來世嗣を王世子とし、太皇帝を德壽宮李太王とし、其儕匹を王妃、太王妃、王世子妃とし、又李囉及李熹を公とし、其配匹を公妃として、總て待つことを皇族禮をもつて殿下の稱呼を用いる。又韓國民衆は帝國皇帝陛下の綏撫下に立て其康福を増進させるようとする。今に先ず韓國舊刑諸般罪囚中、情狀の悶諒する者に對して特に大赦を行い、積年逋租及本年租稅を減免させ、又韓國々號を改めて朝鮮とし、此に總督を置き、皇帝陛下の命を承り、陸海軍を統率し、諸般政務を總轄せしめ、此を中外に宣示し、また帝國政府は、韓國との間に條約があり又韓國で最惠國待遇を受けた獨逸國、亞米利加合衆國、奥地理洪牙利國、白耳義國、清國、丁抹國、佛蘭西及大不列顛國、伊太利國、露西亞國の各政府に對し

- 一、韓國と列國間の條約は無効に歸し、帝國と列國間、現行條約は、其適用を限り朝鮮に適用させ、從って朝鮮に在留諸外國人は其從來享有した領事裁判權を失し、帝國法權下に立つ事
- 二、從來條約の關係で今後十年間、朝鮮から外國に輸出、又外國から朝鮮に輸入する貨物及び朝鮮開港に入る外國船舶に對して現在と同率の輸出入税及噸税を課す事

以上の如く宣言し、又其他修好諸外國に對して韓國を帝國に併合し、爾今帝國と列國間の現今條約は其適用を得るに限り、朝鮮で適用する事を宣言し（以下略）

実際の「韓國併合顛末書」は、この引用文にあるタイトルからここまでであるが、玄采は『明治大帝史』にしたがって、これに続く8月29日の「日韓併合條約」公布、30日の「朝鮮總督府官制及其他同府の諸官制並び諸令等」の公布と11月1日付施行、新總督府幹部の名簿に続き、8月29日公布の「前韓國皇帝を待つに皇族の禮遇を以て」する詔勅、9月2日の「李王冊封式」記事、そして10月7日の朝鮮貴族令による「爵記奉授式」と朝鮮貴族名簿までを訳している。

『明治大帝史』編者の同章末尾のコメント「叙し來りて往古を顧みれば、二千五百餘年に涉る日韓交渉は、我の屬となり、支那の附庸となり、或は和となり戦となり、同盟となる分離となる、茲に至りて全く併合成り、開國以來の懸案を解決したりと云ふべし、然りと雖ども、彼の頑迷の民を教へて文明を扶植し、産業を奨励し振作して、啓發を以て日本化せしむる、義務責任は、吾人母國民の雙肩に掛れり、故を以て吾人は一層奮闘の時期に際せるを自覺し、併合後の美果を認めざるべけんや。」は、訳されていない。もちろん、總督府公布「韓國併合顛末書」でないからであろうが、玄采として訳したい内容ではなかつたからであろう。

以上でみてきたように、玄采が『中等教科東國史略』第三版を修正し、書名を『東史提綱』と改めて出版した背景として、植民地朝鮮における韓國併合の歴史的由来に関する言説と、「朝鮮史」編纂過程での檀君の取り扱いをめぐる論争があつたことに注目した。1909年発売禁止となつた『中等教科東國史略』であったため、当局の

制裁を受けそうな部分の削除はいうまでもなく、書名変更も戰略上必要であったと思われる。

本稿が注目した変更部分において、「檀君紀元」の採択は、玄采の主張したい最重要点であったと思う。「又附韓國併合顛末明治大帝史中朝鮮總督府公布全文」において明治紀年の後に大韓帝国の「光武」「隆熙」紀年の追記も同様の考え方からであろう。

つぎに日韓文化交流史蹟の新たな追加は、文化的優位を誇示しようとする玄采の意図があつたからであろう。

最後に、「又附韓國併合顛末明治大帝史中朝鮮總督府公布全文」とは、「附甲午後十年記事」に続く記事として「韓國併合顛末」を示し、その内容は、明治天皇の死去後、その偉績を讃えようとして出版された『明治大帝史』収録の「朝鮮總督府公布全文」であることを前面に表明しているのである。これについて、總督府に迎合したと指摘・批判はできようが、省略の散見や欠落部分の存在から意図的不誠実な翻訳と疑われそうな玄采としては、発売禁止となつた書物を再出版するための最低限の戰略的措置と理解すべきであろう。

ようするに、このときの玄采の出版意図は、すでにみたように、別にあったのである。それは、何よりもまず、朝鮮民族の祖先である檀君朝鮮の闡明と、朝鮮人への周知広報にあり、また古代日本文化に貢献した文化交流事蹟を新たに追加することによって、朝鮮人の誇りうる民族精神の保持にあつたと考える。『東国史略』「自序」で「惟だ人に對すれば則ち、尚ほ三四千年前の陳腐な古譚を以て作りて正論確義と爲す」と、当時の古代史論を批判していたものの、もはや「祖国の現今」に言及できなくなつた玄采の歴史記述においては、むしろこれが生涯最終メッセージとなつたのである。

(3) 二つの『半萬年朝鮮歴史』 1923、1928

玄采死後、1928年に『東史提綱』と全く同じ内容の『半萬年朝鮮歴史附圖像』が出版される。目次前に附録した「圖像」だけが異なり、本文1頁には「半萬年朝鮮歴史卷一／漢水玄采譯述／太古史／檀君朝鮮」とあり、書名を除き、同じである。附録した図像を列挙すると、「檀君、箕子、李太祖、乙支文德・武王金庚信・孤雲崔致遠・文成公安裕、益齋李濟賢・圃隱鄭夢周・牧隱李穡・庵村黃喜、梅月堂金時習・思庵朴淳・忠壯公金德齡・梧里李元翼、龜船・忠武公李舜臣・忠愍公朴慶業・仙源金尚容、文谷金壽恒・尤庵宋時烈・眉叟許穆・明齋尹拯、夢窩金昌集・疎齋李頤命・寒圃齋李健命・二憂堂趙泰采、知守齋俞拓基・耆隱朴文秀・大院君・忠正公閔泳渙」である。檀君、箕子、李太祖が最初から各々1頁を飾っていて印象的である。標題紙の中央にある「半萬年朝鮮歴史附圖像」の左右に「京城德興書林發行」と「玄白堂先生著」とあるが、奥付には「原著 玄白堂／著作兼發行者 金東縉／校閱者 朴海默」とあって、権利関係の移転がうかがえる。ここで注目したいのは、新しい書名と校閱者の朴海默である。それは、もう一つの『半萬年朝鮮歴史』がすでにあったからである。

1923年に徳興書林より出た『半萬年朝鮮歴史附肖像』の奥付には「著作者 朴海默／著作兼發行者 金東縉」とある。「著作兼發行者」が同一で、朴海默の著作であり、「附肖像」と「附圖像」と異なるものの、その中身は両方とも全く同じである。「附肖像」を「附圖像」に改めたのは、「龜船」が含まれていたからであろう。

このように、発行元の徳興書林の金東縉が「著作兼發行者」として朴海默著『半萬年朝鮮歴史附肖像』を出した直後、玄采『東史提綱』が出版されたが、玄采死後、その版権を買い取った徳興書林の金東縉が新たな「著作兼發行者」になり、朴海默の校閱で同名の『半萬年朝鮮歴史』を発行

したものと推測される。二つの『半萬年朝鮮歴史』の関係は、本稿の課題とは直接関係ないが、当時の檀君理解の一例として朴海默著『半萬年朝鮮歴史附肖像』について若干紹介しておきたい。

朴海默著『半萬年朝鮮歴史附肖像』の構成をみると、著者の序に続き、目次があり、「箕氏朝鮮の王統圖」と「肖像」の後、「第一章 太古史」「第二章 中古史」「第三章 南北朝史」「第四章 高麗史」「第五章 近朝鮮史」「第六章 最近史」となっていて、この目次を見るだけでも、玄采のものとの違いがわかる。朴海默は、高句麗・百濟・新羅の三国時代を「中古史」とし、統一新羅と渤海を「南北朝史」とする特異な時代区分をしている。以下、「太古史」の「第一節 三神と桓國 ハンベと朝鮮 扶婁の繼承」を直訳しておく。基本的に敬語表現になっている。記号は原文のままで、原文には句読点がない。

桓因は天であられ、桓雄は神であられ、桓儉は神人であられる。即ち三神一體上帝であられる三神帝釋帝釋は天竺語で上帝を帝釋という。生産化育を掌る。であられる。○桓因一云檀因におかれては、無上の上に位なさり、無形の形を體なさり、無爲の爲を作なさり、無言の言を用いられ、大世界を主宰なさる。即ち上帝であられ、○桓雄一云檀雄におかれては、上帝の性で萬物を創造なさる。即ち天王であられ、○桓儉一云檀儉におかれては、天王の命と精で萬民を教化なさる。即ち人宗であられる。三神が各その神が有るのでなく、主體は一上帝であられ、作用は三神になられる。もっぱら神であられる上帝におかれて、無形で有形を生なさって虚空があり、世界が生まれた。もっぱら神である上帝におかれて、無爲で有爲を化なさって萬物が生まれた。もっぱら神である上帝におかれて、無言で有言を成さつて萬民が化した。これで三神一體の上帝であ

られる。

古昔、桓國桓は（ハン）、國は（ウル）、主は（ニム）といふので、（ハンウルニム）の漢譯だという。帝釋桓因の神子であられる桓雄におかれて、父帝の命で人間を弘益せしめる爲に上元甲子に天符三印を握られ徒衆三千を率られ、太白山今白頭山頂神檀樹下に降りられた。これが即ち神市であられる。

東方遼初に君長が無く、立たせて國家を建設し民族を統治なさるとき、神の教を設けられ我東條教を仙教と誤指するが、實は檀君の設けた條教である。風伯・雨師・雲師を置かれ、五事一曰穀、二曰命、三曰病、四曰刑、五曰善惡。を主理なさり、人間三百六十六事を治められ、團部三千を置かれ、全世界を理化なさり、神熊氏と交合なさりて、上元甲子距今四千三百八十年十月初三日に桓儉を誕生なさった。すなわち「ハンベ檀君」であられる。

ハンベハンは「天」で、ベは「祖」である。檀君又は桓君といふ、天君の意である。の御姓は桓であられ、御諱は王儉又は壬儉であり、「ニムコム」の漢譯である。であられる。神聖の徳で萬民を教えられ、君臣男女の倫理の分と衣食居住の制度の節と編髪蓋首の法がはじめて定めるのが有った。距今四千二百五十五年戊辰に全民族の推戴で君位に臨御なさり「ニムコム」になられ、國號は倍達那羅倍達は檀木の名で、倍は祖で、達は輝である。天祖の輝を天下に布する義である。又は後人が月が輝が有るので月を「ダル」というのであり、那羅は國の名である。となさり、都を太白山今白頭山下に奠められて壬儉城又は王儉城と稱し、匪西岬河伯の女を娶られ后妃となさると、王子八人を生まられ、二十三年庚寅に都を平壤今支那蓋平縣に移られ、國號を朝鮮人の始は祖で、日の始は朝である。檀君におかれて始降なさるは日が始出るの如き「朝」であり、鮮は光輝の明さを指稱するのであり、古語で國が東方に在って先ず朝日の光鮮を受くるを朝鮮という。に改められ、二十八年乙

未に高矢を命じて、人民に稼穡を教えさせられ今は農夫が田疇間で餉飯を對しけば、先ず一匙の飯を除き、念じて呼んで曰く、「ゴシネ」という。大概高矢氏が稼穡を教えた恩を忘れないようにすること。三十七年甲辰に九年の洪水が有り、彭虞を命じて高山大川を定め道路を通じ萬民を奠居せしめられ、神誌で書契を掌らせられ、五十九年丙寅に穴口今江華島の海、摩尼の丘に幸行なさり、城壇を築き祭天の禮式を舉行せしめられた。此は報本の儀の始であり、王子三人を命じて穴口傳燈山上に城を築かせられると、これが即ち三郎城であり、神尼洞闕在鼎足山を建てさせられると、此は外寇を防禦する備の始である。六十七年甲戌に太子扶婁を遣わせられ、支那夏禹の塗山會で玉帛を交換し、善隣の友誼を講せしめられた。此は外交の始である。六十八年乙亥に都を白岳今九月山山下唐藏京今莊莊坪に徙られ、九十三年庚子三月十五日に阿斯達山即九月山へ入られ、再び化神御天なさった。開天なさつてから二百十七年であり、君位に臨御が九十三年であられた。太子扶婁が立つ。

扶婁大王が賢德が有り福が多くて、後に國人が財神に尊奉した。後嗣に聖子と神孫が繼承し、傳世が四十七で、歷年が一千四十八年で、扶餘に國を遷し、國號を改め扶餘と稱し、平壤支那錦州舊都附近の地方一帯を支那亡命客箕子に割與した。

簡単に要約しながら、説明すると、

①桓因=天、桓因=神、桓儉=神人。

②三神一体上帝である三神帝釈において、主体は一上帝で、作用が三神である。

ようするに、檀君神話の「桓因→桓因→桓儉」父子關係を「天・神・神人」と解釈し、この三神は、主体である一つの上帝の作用であるというのである。

③桓國とは、桓は（ハン）、國は（ウル）、主

は(ニム)というので、(ハンウルニム)の漢訳である。

この(ハンウルニム)とは、韓国語で一つ、あるいは、大きい世界、あるいは、宇宙の(尊敬する)絶対者と説明できる。

④桓雄が設けた神の教、すなわち我東倧教について仙教とは誤りで、実は檀君の設けた倧教である。

⑤桓雄と神熊氏との間で生れた桓僕、すなわち「ハンベ檀君」とは、ハンは「天」で、ベは「祖」であり、檀君は、天君の意である。誕生が、今より4380年前、即ちB.C.2458年という。

⑥姓は桓で、諱は王僕であるが、又は壬僕ともいい、「ニムコム」の漢訳である。

「ニムコム」とは、韓国語で君主、王を意味する。君位についたのが今より4255年前、即ちB.C.2333年という。

⑦国号の倍達那羅とは、倍達は檀木の名で、倍は祖で、達は輝である。天祖の輝を天下に布する義である。又は後人が月に輝が有るので月を「ダル」といった。那羅は國の名である。

⑧都を平壤今支那蓋平縣に移して、国号を朝鮮と改めたが、朝鮮とは、人の始は祖で、日の始は朝である。檀君が始めて降りたのが、日が始めて出るが如き「朝」であり、鮮は光輝の明さを指して称するので、古語で国が東方にあって先ず朝日の光鮮を受けるから朝鮮という。

以上でみたように、韓国の固有語をもって神話の言葉を解釈し、檀君朝鮮誕生の歴史を描いているのである。落合の檀君解釈を彷彿させる。

このような解釈のもとで、「桓国→倍達那羅→朝鮮」の国勢が微弱して郡雄が蜂起し「列国の峙立」(第二節)状況になるという。このようにして展開される朴海默の『半萬年朝鮮歴史附肖像』

の特徴として、つぎの2点を指摘しておきたい。

第一に、「開天紀年」を採用している点である。『三国志』魏志東夷伝に出る様々な種族や古代国家のありさまを「列国の峙立」と記し、それら種族すべてが「檀君の後(裔)」だといい、記事の中の紀年を「開天して何年」あるいは「開天何年」と記している。たとえば、「箕氏朝鮮の太祖文聖王」は「開天一千三百三十六年」に朝鮮に来たと、「高句麗始祖東明聖王」は「開天二千四百癸亥距今一千九百八十年に東扶餘で誕降し」たと、駕洛国は「開天二千四百九十九年壬寅に金官國今金海で創建し」たと、朝鮮王朝の「李太祖」は「開天三千八百四十九年壬申秋七月十六日丙申に壽昌宮で即位した」と、「開天四千三百二十一年甲子に高宗の即位」とある。

第二に、「神教」すなわち「倧教」を各時代の文化記事の最初に置き、重視している点である。「上古の文化」の「宗教」については、「桓雄神祖が神の教即ち倧教を設け、檀君ハンベが祭天報本の禮を行い、神の教で人間を弘益した後、檀朝だけでなく、各國がすべて祭天教を信奉した」と記し、三国になると、「神教は句麗では三月と十月に、百濟では四仲月で、新羅では十月に國人が大会して祀天祭を奉行する。句麗では敬天教で、新羅では崇天教で、百濟では主神教である。檀朝及扶餘以後傳來した拜天教である。即ち神祖を崇奉する倧教が盛行したが、中葉以後に儒佛兩教が輸入してから漸次薄弱した」と記し、高麗になると、「王儉教は十月二日に燃燈し天神に祀し、家家が信奉したが、悠久に微弱であった」と記し、李朝になると、「檀君を崇拜する教は微弱失し、ただ朝廷で崇靈殿、三聖祠、塹城壇に遣官致祭するのみである。民家では三神と成造神と業主嘉利等に春秋或は朔望に祭祀のみを行うだけである。倧教としては茫然不知し、倧教は微微流來して、若干得道した者があるだけである」と記す。

朴海默のいう檀君の教えを中心とする宗教とは、1909年に羅詰によって創始された檀君教、後に名を改めた大倧教との関連性²⁴を考えられるが、それは、本稿の関心外のことである。学部で歴史教科書編輯に携わって以来、本稿でみてきたように、玄采は、檀君朝鮮を「史実」として重視し続けていたのである。朝鮮総督府『併合の由来と朝鮮の現状』(1923)などによる日本中心の一方的な歴史観の言説が朝鮮人の教化のため、朝鮮人同化のために日々にその強度を増していくなか、「朝鮮史」編纂に際しての檀君の取り扱いをめぐる論争が行われたが、その時、朴海默は『半萬年朝鮮歴史附圖像』を、玄采は「謹告」を添えて、生涯最後の仕事として『東史提綱』を世に出したのである。檀君への玄采の思いが買われたためであろう。『東史提綱』に朴海默の旧著の肖像が加えられて「原著 玄白堂／著作兼発行者 金東縕／校閲者 朴海默」の『半萬年朝鮮歴史附圖像』が世に出たのは、玄采死後のことである。

むすび

林泰輔の『朝鮮史』の韓国への影響について考察すべく、玄采の一連の「国史」書、すなわち『普通教科東国歴史』、『東国史略』と『中等教科東国史略』(1908)、そして『東史提綱』と『半萬年朝鮮歴史附圖像』を取りあげ、今まで考察してきた。本稿は、テキストの比較対照という研究の性格上、資料の紹介を心がけたために、分量の長いものになってしまった。ここでは、その考察内容を簡単に整理し、玄采訳述『東国史略』の史学史上の意義について考えてみたい。

第一に、1895年に出された「小学校教則綱領」には「本国歴史は、国体の大要を知らしめ」とあり、学部によって編纂された玄采訳編『普通教

科東国歴史』では、「馬韓紀年」による「檀君朝鮮→箕子朝鮮→馬韓→三国分立」という大韓帝国の歴史上の正統につながる古代史像が示めされた。これは、日本の「小学校教則綱領」のみならず、万世一系の大日本帝国の「国史」観に影響を受けたものだが、それを見本にしながらも、むしろ、大韓帝国の現実の要求へ応えられる国史教科書を模索した結果である。この『普通教科東国歴史』収録「歴代一覧」と「歴代王都表」において、本稿が課題とする林泰輔の『朝鮮史』の部分的かつ断片的影響を確認することができた。また、当時「本朝」歴史編輯の不備が憂慮される中、玄采が『普通教科東国歴史』で「本朝」記述を諦めた経験は、林泰輔の『朝鮮史』『朝鮮近世史』の翻訳出版につながる契機となつた。

第二に、『東国史略』は、玄采が林の『朝鮮史』『朝鮮近世史』を翻訳しながら、省略、書き替え、訂正、補足・追加を行つて、大韓帝国の「国史」としての書き直した「翻案」歴史書であるが、むしろそれゆえに、同時代の韓国人が求めていた歴史教科書に最も近いものになったと考える。

『東国史略』の特徴としては、つぎの二つがあつた。

一つは、史実としての「檀君朝鮮」を記述し、「檀君朝鮮→箕子朝鮮→馬韓→三国分立」と大韓帝国の歴史上の正統につながる古代史像を示したことである。このような玄采の歴史認識の端緒は、『普通教科東国歴史』にあったが、『東国史略』において「馬韓紀年」は採らず、出版年の「光武十年」を基準にした年数を記している。

『東国史略』の古代史像は、北夷「橐離」に朝鮮民族の起原を置きつつも、「三韓ハ又自ラ別種」として南方からの流入の可能性を示していた林の古代史像を受け入れず、『普通教科東国歴史』の古代史記述を継承したものであった。

いま一つは、「本朝」の「現時」までの記述を中心がけた玄采の同時代に対する歴史叙述として「附甲午後十年記事」の存在である。保護条約締結を機にして韓国の状況はいうまでもなく、日韓関係も急変するのは、おそらく、玄采が翻訳中の出来事であったろう。だが、1904年日露戦争開始で終わる「附甲午後十年記事」で記せなかつたことは、再版、また三版において補足追加されていく。これら「祖国の現今」について記した玄采の追加記事こそ『中等教科東国史略』固有の成果である。

第三に、『中等教科東国史略』三版になると、「附甲午後十年記事」の後に、「乙巳新条約」と「海牙事件及禪讓」と「隆熙時事」と「結論」とあり、玄采の「本朝」の「現時」までの歴史記述は最高峰に達する。再版では、保護条約の後、ハーグ密使事件を機にして再び韓国情勢が急変すると、「乙巳新条約」と「海牙事件及禪讓」と「結論」が、三版では、そこに「隆熙時事」が新たに修正追加された。

「現時」歴史の記述は、たとえば、三版の保護条約締結前後の、①伊藤の言動、日本軍の動き、保護条約の無効と不法性を主張する韓国人の世論、韓国高官の抵抗自殺と義兵蜂起などに対する詳細が記述、②日本政府の対韓政策、韓国政府高官の分裂様相、韓国人の日本への依存意識などに対する批判は、急変する現実に対する徹底した情報収集の上に、玄采の歴史認識・判断がつけ加えられていて、読者を感動させるに余りあつたと思う。ハーグ事件関係記事においても同様である。Stevens暗殺事件記述における外信引用は、韓国問題がすでに世界化していることを暗示するものでもあった。

大韓帝国にとって最もふさわしい歴史教科書が期待されているさなか、このような『東国史略』・『中等教科東国史略』再版・三版の存在意義は大きい。とくに、①重要事項を的確に取りあ

げ、記事にしている点、②国家政策や人民の意識に対する批判が適宜記されている点、③海外での抵抗運動に対する外信を引用するなど世界の与論、世界への関心に目を配っている点などが、歴史教科書としては新しい試みでもあり、評価に値すると思う。しかし、保護条約以後、軍隊解散などによる国権喪失の大韓帝国であつたがゆえに、保護の宗主国でもある隣国に認められなければならない。教科として歴史、学問として歴史のもつ政治性の両極端の対立がここにあらわれる。古代史における大韓帝国の歴史上の正統の明示、「附甲午後十年記事」とその後の追加記事によって示された大韓帝国「現時」の歴史記述は、『中等教科東国史略』の核心となるが、当時大韓帝国の最も良い歴史教科書は、大日本帝国にとっては最も「厄介なもの」であつたのである。教科書検定審査制度の導入によって「韓国と日本との親交」を阻害する書物は、発売禁止など処分されることになり、『中等教科東国史略』三版は、発行後間もなく、発売禁止となつた。

第四に、25年前に禁書となつた『東国史略』を『東史提綱』に名を改めて世に出した玄采の意図・目的は、併合後から、朝鮮人の日常生活にまで浸透していく韓国併合の歴史観と、朝鮮総督府の「朝鮮史」編纂に際しての檀君無視に抵抗するためであった。林によって批判された落合直澄の「檀君=五十猛神」説は、「素盞鳴尊の韓国統治」説とともに、大日本帝国の韓国併合の歴史観を構成する主な要素であった。日本の神話に基づいた一方的な歴史観であった故に、無視することも出来た玄采が、朝鮮編修会顧問に委嘱され、檀君の取り扱いを巡る議論に接したときに、帝国アカデミズムの暴力性に憤慨し且つ失望したに違いない。『中等教科東国史略』において、政治性の強かつた「自序」をはじめとして附録追加の「乙巳新条約」と「海牙事件及

「憲議」と「隆熙時事」と「結論」の削除は、禁書であった故にやむを得ない判断であったろうが、新たな「檀君紀年」の導入と日韓文化交流史蹟の追加こそ、玄采の『東史提綱』出版の第一目的であった。すなわち、実証を標榜した官学アカデミズムによる民族意識抹殺の危機感からの対応であった。

以上のように整理すると、林の『朝鮮史』の影響が確認できた『普通教科東国歴史』から林の『朝鮮史』と『朝鮮近世史』を訳述した『東国史略』(初版)、『中等教科東国史略』再版と三版、四版にあたる『東史提綱』、五版となる『半萬年朝鮮歴史』の、玄采の一連の「国史」記述にみられる変化の意味、また、その中で共通し、また一貫している史像の意味について、本稿は考察したのである。

変化の例としては、林の『朝鮮史』との比較対照から見える記事の削除、書き替え、追加があった。『普通教科東国歴史』では「馬韓紀年」が、『東史提綱』では「檀君紀年」が用いられ、相違があった。「附甲午後十年記事」に次ぐ記事の追加と入れ替えもあった。時々刻々と緊迫していくこの「祖国の現今」の出来ごとの叙述は、玄采にとって「国体の大要を知らしめ、国民たる志操を養うを要旨とする」歴史教科書として最も重要であった。

そのいっぽう、共通し一貫した史像には、「檀君朝鮮→箕子朝鮮→馬韓→三国分立」と続く歴史上の正統に基づく古代史像がある。『普通教科東国歴史』で示され、『東国史略』に継承されてから変わらなかった。もう一つ、一貫していることに、文化重視の姿勢がある。これは、林の「朝鮮史」研究の特徴でもあったゆえに、その訳述である『東国史略』においては当然のことである。『東史提綱』において文化関係記事が追加されたことも同様である。

韓国併合の翌年、林は「朝鮮人同化」の可能性を水準高い朝鮮の歴史文化に求めていたことを想起すると、いわゆる「文化統治」の下で展開された朝鮮史編纂事業での檀君議論でみたように、朝鮮文化に対する目線と理解は、日本人と朝鮮人との間に、その開きが増していくことがわかる。当初より朝鮮人の日本人化であった「同化」政策が徐々に現実化していくにつれ、「国史」の延長線上で韓国併合の歴史観が朝鮮社会へ強制的に浸透していく一方、「朝鮮史」は官学アカデミズムの世界に吸引されていく、これに直面した朝鮮知識人には、民族正体性の危機に対応しそれを保持するために、古代の歴史へ関心が強まる一方、民族宗教への傾斜も現れるようになる。色褪せた『東史提綱』とそれに次ぐ『半萬年朝鮮歴史』がその一例であり、崔南善の「不咸文化論」(1925)は端的例と言えよう。

いわゆる近代歴史学を語るときに、林泰輔の『朝鮮史』は、東洋史学における「朝鮮史」の嚆矢と評されている。その理由としては、「国史」と距離を置き、外国史として叙述した点にあり、具体的にいえば、①朝鮮民族起源論、②对中国の政治・外交関係と対日本の軍事・外交関係、そして日本への文化伝授という隣国関係史、③朝鮮文化の先進性の宣揚、④権力構造や政治経済の制度史、において林の先駆は明らかである。一方、林の『朝鮮史』『朝鮮近世史』を訳述した玄采の『東国史略』『中等教科東国史略』は、先駆的業績として評価できる、①『普通教科東国歴史』に基づく「国体」の継承、②従属の対外関係の是正、③文化重視の叙述の継承と発展、④制度史の継承、⑤「現時」歴史の重視と発展、において大韓帝国の「国体の大要を知らしめ、国民たる志操を養うを要旨とする」「本国歴史」の最高峰に達したと考える。玄采の『東国史略』におけるこのような達成は、林の著書の読解と翻訳を通じて体得した歴史叙述と、「現時」を生き

ながら現場観察と情報収集そして分析批判に基づいた玄采自身の歴史認識によって可能であったのである。

このような評価をして本稿を終えながら、これら歴史書がそれぞれ歩んできた「歴史」、いいかえれば、彼らの「朝鮮史」研究の歴史、その書物の歴史を顧みると、林の「朝鮮史」も玄采の「東(国)史」も日韓併合以後のそれ以前との落差は甚だしいものがある。それは、国家存亡の危機の下での統治権力との関係のなか、そして植民地統治下の官学アカデミズムとの関係のなか、それぞれの書物のもつ時代的意味の違いにはかならない。

注

1 玄采については、盧秀子「白堂玄采研究」『梨大史苑』第8輯1969、朴容淑「玄采の東國史略考」『又軒丁仲煥博士還暦紀念論文集』1974、崔敬鎬「開化期國史教育の實態研究;玄采の『東國史略』と林泰輔の『朝鮮史』の比較分析を中心』『李元淳博士華甲紀念史學論叢』教學社1986、李東燮「玄采の‘愛國啓蒙史學’に関する一研究—1909年発売禁止された禁書を中心に』『仁荷史學』第4輯、1996、鄭求福・李英華「玄采編譯『萬國史記』の史學史的性格』『清溪史學』13、1997、ジョン・ウンキョン「開化期玄采家の著・譯述及び発刊書に関する研究』『書誌学研究』14、1997、キム・ヤンス「朝鮮転換期の中人門中活動—玄徳潤・玄采・玄樞など川寧玄氏の譯官家系を中心』『東方學志』102、1998、Park, Jong-Seok「開化期譯官の科学教育活動:玄采を中心に』『韓国科学教育学会誌』2009などがあり、日本では、沢田哲「開化期の教科書編纂者としての玄采」『韓』109、1988があるぐらいである。

2 以上、玄采については、前掲の沢田論文と、李東燮論文、ジョン論文を参照。

3 これは、「世界近史」のシリーズとして大同編訳局より発行され、表紙裏には「本書局発行」「各国近史集目録」に「強國近史 第一集英國史 第二集德国史 第三集法國史 第四集俄國史 第五集奧國史 第六集意國史 第七集日本史」と「亡國近史 第一集越南史 第二集高麗史 第三集緬甸史 第四集印

度史 第五集波蘭史 第六集埃及史 第七集猶太史」とあり、次頁に「鑒於亡、所以圖其存也。凡世界之亡國史、熟非可鑒。而韓唇齒之國也、其存亡關乎中國者甚切、則其史、非最近最要之借鏡乎。但外人所編諸種小品、率多夾實、捫籥謂月、往往有之、讀者病焉。幸此書出於韓國遺老之述、爲海內外孤本、信而有徵、該而不漏、非坊間所刊之比。其間文字或有不溝通處、爲存其真、並不脩削。而蓋著者之意、非徒哀告於天下、欲以警其國人者、故悉仍之。讀者諒且詳之」と案内している。同年上海で出された越南・朝鮮・緬甸・印度・波蘭・埃及となる『亡國鑑』(殷汝驥編纂、泰東図書局、1915)の「韓國痛史」案内には、「是書、係韓國遺民手編。以亡國之人、敘述其身歷目睹之慘、倍覺沈痛、據實直書、信而有徵。迥非坊間刊本、或顛倒是非、出自逢譯、或道聽途說、附以臆造者。可比令人讀之、不禁泫然以泣、悚然以懼。並附該國古蹟・風景及李氏皇室・韓廷人物等銅版四十餘種。頹靡之狀、活現紙上、確是自弱自亡之借鏡我國民、其猛醒乎。不可不入手一編、引爲殷鑑也」とある。

4 森田芳夫著『韓国における国語・国史教育』原書房、1987

5 「小学校教則大綱」は、1872年の「小学校則」と1881年の「小学校教則綱領」に続くものであった。「小学校則」においては「史学輪読」として「王代一覽等ヲ獨見輪講セシム」(上等小学第七級)「國史略等ヲ獨見シ來テ解説セシム」(同第六級・五級)、「萬國史畧ノ類ヲ以テ獨見輪講スルコト前級ノ如シ」(同第四級)、「五洲紀事等ヲ獨見輪講スルコト前級ノ如シ」(同第三級・二級・一級)とあったが、「小学校教則綱領」の「歴史」においては「歴史ハ中等科ニ於テ之ヲ課シ日本歴史中ニ就テ建國ノ體制、神武天皇ノ即位、仁德天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政蹟、源平ノ盛衰、南北朝ノ兩立、德川氏ノ治蹟、王政復古等緊要ノ事實其他古今人物ノ賢否、風俗ノ變更等ノ大要ヲ授クヘシ。凡歴史ヲ授ケルニハ務テ生徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成セシコトヲ要ス」とあった。「小学校教則大綱」は、その間の歴史研究の成果と歴史教育の経験により改善したものであろう。黒田茂次郎・土館長言編『明治学制沿革史』明治39年、神田修・山住正巳編『史料日本の教育』学陽書房、昭和60年を参照。

6 『朝鮮歴代史略』(学部1895:漢文用体)=『朝鮮歴史』(学部1895:国漢文混用体)、『東国歴代史略』・『大韓歴代史略』(学部1899:漢文用体)=『普通教科東国歴史』(学部1899:国漢文混用体)がその例である。

7 『帝国紀年私案』「凡例」(明治21年)に「予、明

治八年上世年表ヲ、十二年上世年歴考證ヲ、十八年訂正紀年ヲ、十九年一月此書ヲ編纂スト雖モ、未タ脱稿ニ至ラサリシヲ、此頃上古年代論ノ世上ニ囂々タルニ逢ヒ、遽ニ取捨ヲ加ヘ、一篇ノ書トナシ、帝國紀年私案ト名ク」とある。

8 今西龍「檀君考」『青邱説叢』卷壹1930.6 (『朝鮮古史の研究』収録) は、伴蒿蹊(1733~1806)『閑田耕筆』の記事を紹介し、「檀君=素盞鳴尊」説すなわち「素尊即檀君説を最初に唱へし對馬人は何等の根據なき想像説を流布せるものといふべし」と、また「落合直澄は紀年私案に五十猛神を以て檀君なりと説きしも、其説は世に聞えずして終れり」といい、檀君=素盞鳴尊 説も「檀君=五十猛神」説も批判している。だが、落合説を批判している林『朝鮮史』に対する認識が今西にあつたか、疑わしく、後世研究者における林の『朝鮮史』に対する評価の一端を見るような気がする。

9 再版本は、韓国ソウル大学図書館が提供するデジタル原文を用いた。

10 朴志泰編著『大韓帝国記政策史史料集VI』先人文化社、1999

11 この植民地時期の「朝鮮史」研究の部分は、権純哲「高橋亭の朝鮮思想史研究」『埼玉大学紀要教養学部』第33巻第1号1997の関係部分を修正補完したものである。

12 一例として岩本善文『上古之半島統治裏面史』東方文化研究會1925を取りあげることができる。「本書は遠く神代の古より説き起して、神功皇后の新羅親征に及び、更に内新羅、百濟、任那、高句麗、外支那歴代諸朝室に對する我朝廷の内治外交策を叙し、終に天智天皇の半島放棄に至る上下一千數百年、古代我半島統治の裏面を觀察して、其處に何ものか新しき暗示を捕へんと腐心した、著者研究の餘録であります。/半島と我國とは、古より最も密接な關係があり、殊に神功皇后親征以後は、四百數十年の長歳月が、恰も今日と同様に…其形式は異つても…費されたるのであります、現在我々の味ひつゝある苦心は、又我祖先の同様に辛苦したところでなければなりません。/然るに朝鮮に對する新らしき事實の調査は、今や遺憾なく進められて、著作に編纂に其數汗牛充棟も啻ならぬ有様でありますが、單り上古の我日鮮關係史に至りては其の關係最も密接でありましたに拘はらず、僅かに學者の著書二三を有するのみで、而も未だ首尾一貫之を解説論定したものがありません、如斯は文化施政の今日甚しき缺典ではありますまいか、著者半島に居住すること茲に多年、窃かに歴史の此缺典を憂へ日支鮮三國の史籍に準據し其裏面に潜む史實の首尾を考查して兩

國々民祖先の遺業を彷彿たらしめんと欲し、茲に本書を著した次第であります。/しかし由來日鮮の歴史は各特有の編史態様を備へ、之を考査照合するに其年代に於て其記述に於て何れに連鎖結合点の存在するかが既に問題であります、百濟の如き王者の名前歴然と我國史に存在するものさへ、兩國紀年の對照をなす場合、百二十年干支二回轉の誤差ありと認められて居ります、其真偽何れに據るかが既に問題の時、兩史内容の結合考査に至りては更に至難中の至難事であります、著者固より學者ではありません、本書の叙説又嚴密なる史學の尺度を以て量らるるとき幾多毀譽褒貶の岐るゝことも覺悟の前であります、しかし且鮮古代史の結合は學者として未だ容易に論定し得ない時期に在ります今日、此大膽なる試みをなすのは、寧ろ學者ならざる著者の任務と心得ました、世人若し本書を以て史書として取扱ふの危懼を感じる者あらば、之を一種の創作戯曲として見らるゝも亦不可ありません、冀くは著者努力の一端が半島關係人士の爲に温故知新の一助となれば以て本書の目的は達せられたものであります、幸に著者の微衷を諒とし一讀を賜はらむことを。/大正十四年二月／京城の寓居に於て／著者識す」という自序の前には、朝鮮總督府朝鮮史編纂委員の篠田治策は「頃日、本書の著者岩本善文君來て、私に本書の序文を書けと言ふ、歴史のことは私の専門外であつて、深く之を知らないが、…/惟ふに半島民生の撫恤と、其國土の開發を圖るは我國古來の傳統にして共存共榮以て其幸福を一にすることも、其必要決して今日に始つたのではない、近古以降兩國の疎隔を見たのは長き道程の一變態であつて、今や當初の出發点に換元せられ、永く提携融和の基本に立歸らんとする時、世人動もすれば其本を忘れて末を求めるとする傾向あるは遺憾である。本書の内容未だ靜讀の暇を有せないが、著者の意向を聞くに、本書もと舊きものゝ中に新らしきを見出さんとする、著者朝鮮研究の一端であると言ふ、死せる歴史にあらずして、活ける歴史を捕へんとしたものと察せられる、固より上代文獻の缺陷多き兩國々史に於て其遺漏なき完璧の推定を下すことは、之を將來斯學の發達に待たなければならぬ、唯之を形に求めずして心に捕へ其心を推して古を計ね今を律するの資料たらしめんとすることは、今日に於て之をなすも早くはない。/此意味に於て、本書説述の或部分が今日史學の定説に合はないからと言つて、本書の價値を沒することは不可である、寧ろ或心の誇張が力強く其處に描れたことに於て、單なる史書の及ばざる長所もあらうと思ふ、兎に角異論紛々たる日鮮古史の著作に於て首尾一貫自由の討究を發表したる著者の勞苦を多とすると共に、如斯熱烈なる研究慾が今後朝鮮の有ゆる方面に涌然として興起するこ

とを希望して止まない次第である。／大正十四年五月／朝鮮總督府朝鮮史編纂委員／法學博士 篠田治策」と序文をよせ、高橋亨は「岩本義文君朝鮮鐵道協會雜誌編輯のかたはら朝鮮歴史の研鑽に從事すること多年、先づ其の上古の韓半島統治に關する部分を卒業し近く剖刷に附して江湖に頒たんとす、惟ふに歴史は繰返さずと云ふは歴史哲學の主張する所なりと雖、然れ共若し姑らくあまりに具体的史實の個性に執着するなくして、之を一の因果律の實現と觀る時は、歴史は確に繰返すものなり、少なくとも大体に於て吾人の理性に同一充足律の線索に由りて、其の解釋を提供するを否む能はず、秦漢の興亡は元明の興亡に於て繰返し現時の支那は周末王室式微にして、諸侯利を争ひ雄を競ひたるに恰似するにあらずや、故に歴史は之を讀む者に當時警戒反省の機會を提供し、由りて以て失敗を未然に防ぎ崩壊を事前に支ふるを得む、歴史が繰返すものに非ずとなさば歴史の人類に與ふる所以の功益其の大半を減ぜん而已。／支那、朝鮮、日本が今の如き地理的分布を取りてより何萬年此に漢人、韓人、日本人の占住してより何千年、荒邈として遠く有史以前に溯る、然れ共如是地理的形勢に於て如是民族が國家社會を如是に形作りたりとすれば、三者の接觸交渉及競爭が必ず何等かの定まりたる型式に出で、而して其の型式に依りて產出されたる結果が積集に積集して、終に或時代時代に至りて酷似する顯著明較なる事實の現れとなりて繰返さるるは遙くへからざる史的因果なり、但し現在の人々は常に切離されたる刹那的時期に生くるが故に、徐々に動き進みつゝある型式の發展、換言すれば因果律の具体化を覺知せず、懵然として或は現在に満足し或は現在を悲觀す。／獨り達觀の人能く百世以て知るべきの明を懷き、衆に先ちて憂ひ、衆に後れて樂む。／日韓併合以來此に十五歳餘、之を日韓關係の悠遠なるに比すれば眞に一轉瞬なり、以て日鮮の關係を根本的に從て永遠に解決せるものとなすが如きは、夏虫の氷を知らざるに似たらん、日鮮問題の眞の永遠の解決は日本人の民族的價値の不斷の向上即日本の國力日本人の品位絶えざる發展の外、何物に向つても之を求むる能はざるなり、若し然らずして現状を以て得々たるものには槿花一朝の榮に誇りて己に颯として秋聲の梧葉に音づるゝを覚えざる者なり／余は岩本君の上古の半島裏面史は必ず切實に此教訓を今日本人に與ふるものなるを信じ、其の極めて有益なる著述なるを喜び、敢て一言を冕して以て江湖に薦む／大正十四年五月三日／於京城旭街官舍／文學博士 高橋亨」と序文を寄せている。また、京城師範学校教諭である日笠護著『日鮮關係の史的考察と其の研究』四海書房1933もある。

13 正確な資料名は、『朝鮮半島史編成ノ要旨及順序

朝鮮人名彙考編纂ノ要旨及順序』である。関連して、永島広紀「日本における近現代日韓關係史研究」『日韓歴史共同研究委員会第1期報告書』(第3分科)財團法人日韓文化交流基金ホームページ、2002～2005が参考になる。

- 14 中村栄孝「朝鮮史の編修と朝鮮史料の募集」『古文化の保存と研究』黒板博士記念会編1953。
- 15 朝鮮史学会会則には「(前略) 第二條 本會ハ朝鮮歴史ノ研究並ニ其ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス。第三條(略)。第四條 本會ハ其ノ目的ヲ達セシムカ爲メ左ノ事業ヲ行フ。イ、講義錄「朝鮮史講座」ノ發行ロ、朝鮮歴史ニ關スル著作物ノ發行 ハ、講習會ノ開催。第五條 本會發行ノ「朝鮮史講座」ハ毎月一回發行滿一ヶ年ヲ以テ完了ス。(以下略)」とあり、役員としては、「總裁 有吉忠一(政務總監)、會長 小田省吾(学務局編輯課長、朝鮮史編纂委員)、顧問 石塚英藏(東洋拓殖總裁)、朴泳孝(中枢院顧問・朝鮮史顧問)、李完用(中枢院副議長・朝鮮史顧問)、川村竹治(南滿州鉄道社長、貴族院議員)、長野幹(学務局長・朝鮮史委員)、大塚常三郎(内務局長)、黒板勝美(東京帝大教授文学博士)、丸山鶴吉(警務局長)、權重顯(朝鮮史顧問)、有賀光豊(朝鮮殖産銀行頭取)、安藤又三郎(南滿鉄京城管理局長)、三浦周行(京都帝大教授文学博士)、美濃部俊吉(朝鮮銀行總裁)、篠田治策(李王職次官・朝鮮史委員、法学博士)、關野貞(東京帝大教授工学博士)、評議員 稲葉岩吉、李龍和、高橋亨(文学博士)、荻山秀雄、今西龍(文学博士)、栢原昌三、小倉進平、大原利武」と、朝鮮史編纂委員会の主要メンバーを含め、政界・財界・官界・学界のトップクラスの人々からなっている。
- 16 総序に「(前略) 朝鮮半島は、其の一方が大陸に接續し、また他の一方が一葦帶水の日本列島に隣して居る關係上、半島の内外に起つた重要な事件は、彼我相互に影響して、一波萬波を生ずる状態であつた。故に朝鮮歴史を取扱はんとするに當つて、大陸と日本との史料から全然獨立せんとするも到底不可能な事である。殊に最近世史の如きに至つては、西洋の史料迄も沿ねく博搜して、始めて事實の真相を闡明することが出来るのであらうと思ふ。古來、半島と支那との間には、從屬的關係が永續した爲め、半島の學者は可なり支那の史籍を讀破して、半島史實の裨補に勗むる所であつた。然るに、日本と西洋との史料に至つては、殆ど參照せられなかつたと云つても過言ではない。是れは從來の大なる缺陷であるから、朝鮮史の新たな研究は、先づ此の方面から其の第一歩を踏出さなければならぬ」とある。

- 17 『朝鮮史講座』要項号（1923.7）「小田講師」の「上古史」。同号には「朝鮮史講座は、朝鮮史の公開的講演である。／朝鮮史講座は、朝鮮民族の成立を簡明に説示せんとするものである。／朝鮮史講座は、朝鮮の文化を徹底的に講明せんとするものである。／朝鮮史講座は、朝鮮の経済組織を縦横に説破せんとするものである。／朝鮮史講座は、朝鮮の社會を端的に説明せんとするものである。／朝鮮史講座は、日本と朝鮮との唇齒關係を公平に説明せんとするものである。／朝鮮史講座は、朝鮮滿洲不可分の原則を自由に説明せんとするものである。／朝鮮史講座は、朝鮮の人情・風俗・美術・工藝・教育・法制・古蹟・遺物等一切を擧げて描寫し盡さんするものである。／朝鮮史講座は、此一大使命を提さけて社會に出づるものである。／朝鮮史講座の講師は、各科專攻の諸大家が網羅され、各自蘊蓄を傾倒し盡されるから、其の内容は最も權威あるものである。／朝鮮史講座の文章は平易親切、説明は通俗丁寧である。／朝鮮史講座は、朝鮮を理解せんする最大經捷である。／朝鮮史講座の内容につき大要を知らんとするものは、朝鮮史講座要項を一讀せよ。」という案内チラシがある。
- 18 桂島宣弘「植民地朝鮮における歴史書編纂と近代歴史学」『季刊日本思想史学』No. 76、ペリカン社、2010. 6。そこに、ジャン・シン「朝鮮総督府の朝鮮半島史編纂事業研究」『東北アジア歴史論叢』23号別冊、2009. 3（韓国語）の紹介がある。『季刊日本思想史学』No. 76は「特集—植民地朝鮮における歴史編纂：「併合一〇〇年」からの照射」であり、本稿と関連する論考が多いが、精査する時間がなくて、簡単に紹介するしかなかった。
- 19 朝鮮史学会『朝鮮史講座 一般史』の「総序」と『朝鮮史大系』の「総序」は活字書体も版も全く同じであり、最後の二段落の文章、すなわち頭書「本《講義→書》の目的と其の態度」と「本講座の區分」のみ修正されている。その一つは、「…本《講座→著述》に於ける一般史《講義→叙説》の目的は、朝鮮半島の沿革並に朝鮮民族の過程を最も穩健なる態度を以て、出来る限り正確に研究せんとするのである。隨つて舊套に《執→捉》はれざる點は多々ある積であるが、強ひて奇矯の言説を弄し、内地の爲め將た朝鮮の爲め特に筆を曲げて、都合よきことを羅列する陋を學ぶものではない。余等常に秉公持平の心を以て、前《陳→輩》學者の新研究を緯とし、新出の史料を經として筆を執ると共に、從來朝鮮史家の意見は、能ふ限り尊重する考である。又本史の《講義→叙述》は成るべく平易簡明にして、煩瑣なる考證《は之》を避け、一般の理解に便せんとする考である。彼の斬新又深遠なる研究を發表して、其の是非を學界に問はんとする如きは、決して本《講義→著述》の目指す所ではない。／本《講義→書》は、《嘗て本朝鮮史學會が發行した朝鮮史講座に於て》朝鮮《一般史として發表した所のものを、今回取纏めて再版に附したのである。曩には該》一般史を《ば》上世・中世・近世・最近世の四時代に區分し（以下略）』『朝鮮史大系』にて追加・修正部分を《 》に示す：権）とある。『朝鮮史大系』全五冊の原書房の復刻版（昭和50・51年）の田川孝三の解題によると、「中国・朝鮮・日本の根本史料はもとより、考古学的調査、また多くの文献的研究の成果をふまえた最初の学術的權威ある通史として、高い評価が与えられた古典的名著」と、『朝鮮史講座』は、當時最も進歩した研究の成果を網羅したものであり、權威ある朝鮮研究書として広く歓迎されたことはいうまでもない。『朝鮮史大系』はこの講座を稍改訂増補したものである」という。
- 20 啓蒙的朝鮮歴史書には、小田省吾『朝鮮小史』（魯庵記念財団、1931）、今西龍『朝鮮史の栄』（1935）、総督府『朝鮮史のしるべ』（施政25周年記念、1931。1932改訂版。末松保和執筆）がある一方、黃義敦『新編朝鮮歴史』（1923）、高裕相編輯『五千年朝鮮歴史』（1930）、崔南善『兒時朝鮮』（1927）同『朝鮮歴史』（1931）、普通学校教育研究会『普通朝鮮歴史』（1932）などの朝鮮人研究者によるものもあった。
- 21 第一号の「刊行之辭」には「（前略）朝鮮は開國が久しいから、堆積した歴史的記録を見るることは勿論であるが、地理上の關係から他の諸國に比し社會革命が割合に少いので、文化の様式が古來甚だしき變化を呈せずにゐるものが多い。…これらのこととは、朝鮮人中に注意さるる向きの多くあらざることも想像されるのであるが、吾等朝鮮史學研究者から見れば、限りなき興味を呼び起すのである。吾等の朝鮮史を研究するトは、第一國史のためであり、既に國史の一部をなした朝鮮史のためであり、將たまた東洋史研究の上から見て、最も必要なるトを感じるのである。（中略）朝鮮史研究は近來メツキリ發達してゐるのである。考古的方面では南鮮に於ける慶州、北鮮の平壤は、何といつても我が半島の誇りである。然かのみならず、數年前から総督府の朝鮮史編纂が行はれ、高等教育機關の成立を見たことなどが、因をなし果をなして、小規模ながら京城を中心とする朝鮮史は、緊張氣分を以て充されてゐる。我が『朝鮮史學』の發刊は全くこれらの氣運に促されたものと云つてよい。（下略）」とある。なお、第三号より

所在を京城府長谷川町七十六番地から西小門町朝鮮史編修会内に変更、編修会の会則と職員表を掲載している。

22 学会については、後に『青丘学叢』を出した青丘学会（1929年設立）、また『震檀学報』を出した震檀学会（1933年設立）の活動がある

23 「恭愍王廿四年（廢王元年）十二月」（1935年3月発行の第三編第六巻）条に「稷山君白文寶卒す」のところの上疏文の中に檀君が出る。すなわち「上疏シテ事ヲ言フ、曰ク、國家、東社ヲ世守シ、文物禮樂古ノ遺風アリ。意ハザリキ、寇患屢々作リ、紅巾京ヲ陥レ、乘輿南遷セントハ。之ヲ言ヘバ痛心スペキナリ。今喪亂ノ後ニ當リ、民、生ヲ聊シゼズ、宜シク寛恩ヲ霑シ、以テ遺黎ヲ惠スベシ。且ツ天數循環シ、周シテ復タ始マル七百年ヲ一小元ト爲シ、三千六百年ヲ積ミテ一大周元ト爲ス。此レ皇帝王霸理亂興廢ノ期ナリ。吾ガ東方、檀君ヨリ今ニ至リ已ニ三千六百年、乃チ周元ノ會タリ。宜シク堯舜六經ノ道ニ遵ヒ、功利禍福ノ説ヲ行ハザルベシ。是ノ如クナレバ、上天純祐、陰陽順時、國祚延長ゼン。願ハクハ、睿廟、清謙寶文閣ヲ置クノ故事ヲ念ヒ、天人道德ノ説ヲ請究シテ以テ聖學ヲ明カニセン。且ツ鄉谷皆ナ正シケレバ國家理スベシ。唐鄉キニ大中正ヲ置キ、國初亦タ事審ヲ置ク。今宜シク大小内州郡事審ヲ復置シ、非違ヲ糾察ゼン。新羅好ミテ佛法ヲ崇ビ、民喜ビテ出家シ、郷驛ノ吏、悉ク徭賦ヲ逃ガル。士夫、一子アレバ亦タ皆ナ祝髮ス。自今度牒ヲ給シ、始メテ出家セシメ、三丁足ラザルモノハ、並ニ聽サザラント」という記事である。なお、白文寶記事の最後には、「性、廉潔正直、異端ニ惑ハズ、善ク文ヲ屬ス。子ナシ。（高麗史卷一一二列伝二五白文寶 高麗史節要卷二九恭愍王二十三年十二月 三國遺事王暦東明王 紀異卷一古朝鮮 星湖僕説卷九上經史編論史門三星祠 【附載】東國通鑑卷四九高麗紀恭愍王二十三年十二月）」とある。「檀君に関する古來の文献」とは、これらの文献のことなのか。

24 佐々充昭「韓末における檀君教の「重光」と檀君ナショナリズム」『朝鮮学報』第180輯2001によると、ここで紹介した朴海默のいう「宗教」は、大宗教の教理であることがわかる。

【資料】

【資料①：普通教科東國歴史序】

「使天下之人、盡從事於漢文乎、則其工甚苦、其成甚難、殫竭心氣凋瘁變以爲之、猶且有不成者。嗚呼、天下大事、非止漢文而已、奈之何。欲驅天下之人才而錮之於此乎。使天下之人、盡從事於國文乎、則見聞易滯、靈識難長、雖使悉通五音、能傳三譯、而猶或有不周者。嗚呼、天下之文字、非止國文而已、奈之何。欲驅天下之人才而局之於此乎。然則如之何、其可也。支那曾公國藩、嘗病宋學太高、其弊爲虛偽、漢學大實、其弊爲穿鑿、乃斷言曰、學者當以宋學爲本而通之以漢學。今吾亦欲使天下之人、以漢文爲本而通之以國文、如車輪鳥翼之不偏廢、則其或曾公之遺意乎。是歲秋、本局大韓歷代史略一部成、即中學校教科書之一也。白堂玄君采、就其書節取大事、雜國漢文以記之、既以盡取其書之長、而時以己意補其不足、勒成八篇。蓋欲立諸小學校而因以爲普通教科書者也。余取而讀之、其辭辨其理暢、如善歌者能使人笑且泣也。雖氓隸婦孺、苟能知字者、皆可一聞而通其意、有以知東方四千餘年治亂興廢長短得失、如在目中、其功豈淺淺哉。嗚呼、天下之人惟在善導之而已。今以我國三千里疆域之大、五百年培養之深、曷嘗有乏才之歎而出於世界各國下哉。白堂本慷慨士、博覽時務之書、深察大局之勢。蓋嘗歎我國人才之偏於文藝一事而不周於他務、故今爲是書、欲使人人易讀、油然理順、發其神識、然後進而放于天下之遠略、以盡其才。龍驤鳳翥、成就尊君愛國之大事業、而播令譽於萬國者、將沛乎、其莫之禦也、其意尤豈不可感哉。余亦蒿目時艱者也。故竊不勝奮憤而爲之言」

光武三年九月七日學部編輯局長李圭桓序」

(句読点、下線：権)

【訳】

「天下の人々にして悉く漢文に従事させれば、その努力は甚だ苦しく、その達成は甚だし難く、

心氣を竭くし果してやっても、なおかつ成しえない場合がある。ああ、天下の事が漢文のみに止まらないのに、どうして、天下の人才を駆けてこの漢文に拘束しようとするのか。天下の人々にして悉く国文に従事させれば、見聞は滞り易く、靈識は長け難く、たとえ五音に悉く通じ三訳を伝えられるとしても、なおカヴァーできない場合がある。ああ、天下の文字が国文のみに止まらないのに、どうして、天下の人才を駆けてこの国文に局限しようとするのか。それでは、どうすれば、よいか。中国の曾国藩は嘗て、宋学（性理学）は甚だ観念的であり、虚偽の弊害があるが、漢学（考証学）は甚だ実事的であり、穿鑿の弊害があることを問題視した。そして、つぎのように断言した。学者は宋学を基本にして漢学を以てそれに通すべきである、と。今の私も、天下の人々にして漢文を基本にして国文にも通じさせ、車の両輪や鳥の両翼のようにしたいのである。すなわち、これが或は、曾国藩の遺意であろう。今年秋、本局（学部編輯局）においては、中学校教科書の一つとして『大韓歷代史略』を成した。白堂玄采は、その書について重要事項を取り立て、国文と漢文を混ぜて記した。その書の長点を悉く取り、ところどころ自分の意見でその不足を補い、つとめて八篇を成した。思うに、小学校に於て之（本国歴史）を立てようと欲し、因って普通教科書にしようとしたのである。私がこれを手にとつて読んで見ると、その表現は弁えており、その論理は関連づけられていて、歌の上手な人がよく人を笑わせたり泣かせたりすることのようである。百姓、奴隸、婦女、子供であっても文字のわかるものは、みんな一度聞いてその意味に通じ、東方四千余年の治乱興廢・長短得失を目の中にあるかのように知ることができる、その功績があに浅いか。ああ、天下の人々を善く導こうとするのみである。いま、我が國の三千里

境域の大きさと、五百年培養した（歴史の）深さを以て、どうして人材が乏しいとの歎きがあり、世界の各国の下に出ようか。白堂は、元来慷慨の士であり、時務の書を広く読み、大局の勢を深く観察していて、嘗て我が國の人材が文芸一事に偏って他務に周らぬことを嘆いたゆえに、今この書を成して、人々にして易しく読み、自然と（内容の）理にしたがい、自分の良識を啓発させようとしたのである。然る後、進んで天下の遠略を發揮してその才を尽くし、登っていく龍や飛び上がる鳳のように、尊君愛國の大事業を成就し、万国に名誉を広める者が将来、盛んになることを禦ぐことは出来ない。その尤もな思いを、豈感じられないか。余も時の艱難を憂うものである故に、密かに奮憤に勝たずにこれを言ったのである。（1899年）」

【資料②：普通教科東國歴史の末尾の編輯局長
李圭桓識】

「歴史編輯之始、本欲自檀君以迄 本朝通爲八編、故上三編先行之日、作序述其意矣。其後議論稍異、編至高麗而止、纔爲五篇。願世之君子、幸毋以前後矛盾而見恠焉 圭桓識」

（句読点：権）

【資料③：大韓歴代史略跋文】

「是歲夏、余忝編輯之務、大韓歴代史略八卷成、前參書金君澤榮所勤也。爲之跋曰、公記事曰國史、私記事曰野史、誌狀曰家史、合此三史、參互取舍、然後一代之史可得而議焉。今此史略一書、自麗以上前史具在、苟吾善裁之則得矣。若本朝則不然。自國初至景廟、可據者惟有寶鑑及野史數種、而金櫃石室之藏、莫得以考焉。英廟至純廟、惟據寶鑑而已。憲廟至哲廟、則並寶鑑而無之。夫以景廟以前言之、其紀載之備、議例之詳、已不能侔前史者乎。故金君之爲此也、每執筆向余咄咄者屢、而余所以據發潤澤之者、無

幾焉。噫茲非難哉。世之君子、其或有以諒吾人今日之苦心、而不深罪焉、則幸矣
光武三年十一月三日學部編輯局長李圭桓跋」
（句読点：権）

【資料④：東國史畧序】

「醒以警醉、善以懲惡。立言垂訓、以告百世者、莫之若史、豈易易言哉。吁衡時局、萬國諸史皆所以提醒創善。而惟我韓、自崔致遠年代曆、金富軾三國史、秉筆諸家繼踵而起、以至本朝、文獻彬彬然於斯足徵。一自己丑閔粹・戊午金駟孫・己酉安命世以後、讀書種子、遂以史爲諱、轉相爲戒。寥寥數百年、公私文籍、蕩然無記。國勢陵夷、世道日下。馴致現今當局之事變、未始不由於此一諱字。嗚呼、權奸專擅、雙視賢良、於是極矣。昔、孔子魯人、不諱本國之史、述春秋一部。上起魯隱、下止定哀。與其徒三千、講究時王之制。奈之何、近世之儒、皆誦法孔子、而茫昧於本朝之史、只講諱例、豈不謬哉。其所以諱者、適所以掩目而蔽其明。況隣人并我所諱者而暴白於天下者乎。此吾所以喟然也。日、友人白堂玄采、示余以所譯東國史畧、要余一言。遂書此以應之、曰、昔之鎖國、今則已開。我之所諱、人則不諱。從今而始知天下之公、當與天下共之。白堂子其勉之哉

丙午夏五月上澣涵齋安鍾和書于桂萱山房」

（句読点一部変更：権）

【訳】

「醒めるを以て酔うを警め、善きを以て悪きを懲らしめる言葉で教訓を垂れて百世に告ぐのに、史の如きはない。易しく言えようか。時局にあたり、万国のさまざまな歴史はみな、醒めるに導き善を作るので、ただ我が韓国は、崔致遠の「年代曆」や金富軾『三國史』より歴史家が続出して、本朝に至っては文献が明かであってここにおいて徵するに足りる。しかし一旦、己丑（1469）年の閔粹史獄・戊午（1498）年の金駟

孫史禍・己酉（1548）年の安命世史禍以後、読書家は遂に歴史（を書くこと）を忌諱と思うと、転じて戒めることになって、もはや数百年。公私の文書や書籍には、がらがらと記したもののが無い。国勢が衰え、世道は日に下がる。現今当局の事変になっても、始からこの諱一字に由らざるが無い。ああ、権奸が専断して賢良を監視すること、ここにおいて極まっている。昔、孔子は魯の人であったが、本国の史（を書くこと）を諱とせず、上は魯隱公より起こして下は定・哀に止まり、その徒三千とともに時王の制を講究したのである。どうして近世の儒者は、みな孔子を範とすると言ひながら、本朝の歴史には暗いのか。ただ諱例を講じるのが、あに間違いでないか。その諱とする所以は、まるで目を掩おい、その聰明を蔽うかのようである。いわんや、隣人が私の諱をもあわせて天下に暴露するにおいてをや。これが私の喟然と嘆く所以である。ある日、友人白堂玄采が訳した東國史畧を私に示して一言を求めていたので、遂にこれを書いて与えた。いわく、昔は鎖國であったが、今は已に国を開いている。我が諱する所を人は諱としない。これからはじめて天下の公たるを知る。當に天下とともに歩んで行くべきである。白堂子、それに勉めよ。（1906年）」

【資料⑤：東國史略自序】

「曩予。傭譯于學部。歷史之編輯爲數部。《每一母》苦體制不立。使閱者臨卷迷茫。悔愧孰甚。今日本人林泰輔史學家也。尤致力於我國。著有朝鮮史七冊。自三國以至本朝。皆確有証據。又各部門別類。令人一讀瞭然。實不可以外人歧視之也。茲又譯之。嗚呼居其國而不能其史。至令他人代庖而不自羞。是固何哉。或曰日人多才有此精鑿。豈其然歟。此不知者之言也。向者羅麗濟時。豈不日人野狂而我固文明者耶。迺白衣服車馬宮室。以至文章制度各般技藝。莫不師我

則我。式至于今誇輝我者。《何→行》莫非我出耶。且以近世言之。壬辰之變干戈滿地八路盡陷。國勢危如一髮。尚有沙也可其人。以部下三千歸義於我。奔走疆場八載宣勞爲我盡臣沙也可日本將軍、壬辰亂即以部下來降曰。處在東夷久慕韓國文化、今秀吉妄動干戈心竊非之、願以部下爲聖人氓、賜姓名曰金忠善、到處討賊大獲勝捷、有文集三卷行于世、皆慷慨悲憤有古烈丈夫氣、李适亂、以老將亦率兵勤王年八十卒、其後裔蕃衍今居大邱者尤多當其時也。豈不知我疲弊衰微而然歟。實慕我文物典章。勝於彼故也。然則我固可曰文明勝。而未備者惟戰具耳。奈之何今則并我文物而亦盡輸於人。無復舊日面目乃令人謂我狉野。猶不及前時日本。而日本之文明則。大勝於我之舊日。嗟乎嗟乎是誠何哉。且夫日本則馳名天下。世人比之於英德等國。乃我則不免爲波蘭爲埃及爲印度。同居一洲同生一世。一則龍驤虎賁睥睨寰宇。一則龜縮雌伏羞見他人。其得其失其榮其辱固何如哉。乃猶忮心尚存頑陋成習。頓不自悟久而益迷政治敗腐人民魚肉。紀綱頽弛國脉已喪。時事不可復言。乃惟學問一途或可爲桑榆之望。而尚拘墟膠固動多忌諱。不但各國治亂興衰之蹟無以窺見。而乃至本國之史乘亦令不敢出以示人。輒曰史者國亡然後方可下筆有非其國人所敢言者。嗚呼若果然則。日本二千五百年來。一姓傳至神器不移。如以我規之。其國史竟無出世之日。非狃此〔已〕也。近年各國未來史迭出並舉。向年有日俄戰爭未來記、又有日美戰爭未來記、各國人又推測本邦及他各國事情編成未來記。莫不以騁其智洩其秘爲能事。照人肺腑傾人陰邪。懲前毖後以保其國家。至於我韓國事蹟。無論東洋之人知其梗概乃歐《羅》巴各史家莫不載諸藍本西人以藍皮記事、比如東洋竹帛以示國人。雖我極諱極微之事莫不指的宣露小不藏匿。皆以捨短取長爲事。乃我則自蔽其目自錮其心。并自國史而亦不知。乃向他人而徵我譜系。恥孰甚焉辱亦如何。昔建文帝子鬚齡被幽。五十年後赦出。鬚齡盡白而牛馬不辨。問其由。曰天日不見何況其他。至今五百載聞者皆悲明燕王棣、舉兵廢建文自立爲帝、是爲永

樂、幽建文之子時年三歲、其後閏三帝五十年而見釋試敢問我諸君子。其與此帝子之不辨牛馬有異同耶。世界五洲知其名者幾輩。五洲尚不知奚知其有邦國及強弱之殊勢。且無論外國之如何。乃祖國之現今成何地位。亦不一番推思。人民塗炭而不念矯撫。國權已墮而不念恢復。惟對人則尚以三四千年前陳腐古譚。作為正論確義。又不知古聖之遺訓深意。輒曰不在其位不謀其政（不謀其政云者、乃今不超越權之意、後人妄自謬解僨誤家國、若果如其言、孔子之轍環天下論人國政者實與不謀其政之言、不大相矛盾耶）燕雀處堂棟梁盡焚。魚鼈泣釜刀俎已設。嗟呼（嗟呼→々々）將何面目處此世界。向人作何語耶。自作《禍》孽誰復憐之。環顧國內滔（滔→々）皆是。綱蘇難作綱蘇丹、普國（今德國）宰相、距今百一年前、普國爲法皇拿破崙所敗割半國予之、又法兵來戍者十萬、糧餉資具普人皆支給國幾亡矣、綱蘇丹乃任賢使能、修軍政興學校、其後國民皆有敵愾之心、距今三十七年前庚午1870大破法國擒拿破崙第三帝入其都城得償金二十億魯連已死。誰有其志我安適歸。且所恨者人孰無子。黃髮未燥呱（呱→々）在抱者。來日便作何狀。我輩元是無良雖曰應有今日。可忍令童稚無知。驅入於黑暗網羅之中。做人奴隸可乎。仰天一歎涕淚自橫而不能已也。茲告我國內諸公之爲父兄者曰。自今請將通鑑史畧等古書束之高閣。使挾冊童子一讀我韓史然後。又讀萬國史以廣見聞而認情形。尤致力於兵刑農工等實踐事業。無怠無荒盡心做去則。安知不幾年而我又不能復我舊日文化。儼然作獨立國面目耶。然後啞聲老年家高臥北窓。聽其子孫如何。如又曰必待世革而後作史云爾。則所不敢答而試問此時固何時

丙午五月十三日玄采自序于篩洞精舍

（再版での変更・削除部分は（ ）、三版は《 》、
再版での追加部分は〔 〕に示す。

句読点変更：権）

【訳】

「以前、私は学部に雇われ翻訳を担い、編輯した歴史が数部になるが、その度に体制が立たな

いことに苦しみ、読者にしてほんやりと戸惑わることの悔しさと恥ずかしさが、どれほど甚だしかったのか。今、日本人史学者林泰輔は、我国について大変な努力をして著書に朝鮮史七冊がある。三国より本朝に至るまで皆確かに証拠があり、またそれぞれ部門別に分類をして、一読するだけでもよくわかる。実に外国人だとして横目で見ることはできない。ここにまたそれを翻訳したのである。

ああ、その国に居りながらその史（を書くこと）ができず、他人が代りにやるに至っても、自ずから恥じないのは、固よりどうしてであろうか。ある人は、日本人は多才だからこのような精鑿がある、というが、どうしてそうなのか。これは知らないものの言うことである。昔、新羅・高句麗・百濟の時に言ったのではないか。日本人は野獣であり、我は固より文明であると。つまり、衣服、車馬、宮室から文章、制度、各般の技芸に至るまで、我を師とし我を模範にしなかつたのがない。学んだの（式）が今に至って、我を誇り輝かすものは、いずれも我より出なかつたものがない。

また、近世を例に言うと、壬辰乱の時は、全国が戦争に巻き込まれ、殆んど陥落され、国勢は危機一髪のような状況であったが、むしろ沙也可その人があった。部下三千人を以て我に帰義し、戦線（疆場）で奔走して八年で、その労をねぎらい、我が忠臣となつた。沙也可は日本將軍で、壬辰乱の直後、部下を連れてきて降伏し、「東夷に住みながら久しく韓国文化を慕っていた。今、秀吉が妄りに干戈を動かして、心からそれを非と思っていた。部下とともに聖人の百姓となることを願う」と言った。賜われた姓名は金忠善と言う。至る所で敵を討ち大いに勝利を得た。文集三巻が世に出回っているが、〔その内容は〕みな悲憤慷慨のもので、古烈丈夫の氣概がある。李逆乱の時は、また老将として兵を率いて勤王した。年、八十で卒す。その後裔は繁栄して今、大邱に居るものが尤も多い。その時、我が疲弊衰微したことを知らずにそうしたのだ

ろうか。実に、我が文物典章を慕い、(それが)彼(の日本)に勝っていたからである。だから、固より我々は、文明は勝ったが、未だ備えなかったのはただ武器のみであったと言うべきであろう。今はどうかとすれば、わが文物をもあわせて悉く他人に送り、旧日の面目を回復しようともしないで、人々に、我が野蛮はむしろ昔の日本には及ばないものの、日本の文明は大いに我が旧日より勝っている、と言わせている。ああ、誠にこれは何故だろうか。

また、その日本は天下に名を馳せ、世人は英國や獨國と比べるが、我は波蘭や埃及になることを免れない。同じ地球に居り、同じ時代を生きるのに、一つは、龍驤虎賁のように天下を狙っているが、一つは龜縮雌伏のように他人に見られるのを恥じている。その得失、その榮辱は固より如何であるか。しかし、恵心はなおあり、頑陋に馴れてしまい、頓に自覺しないこと、久しく益々迷う。政治は腐敗して人民はまるで魚肉のようになり、紀綱は頽弛して国脉はすでに喪失している。時事は再び言うことができないが、ここに學問一つだけは、最後(桑榆)の望みになるかもしれない。だが、なお墟に膠固に拘り、動くのに忌諱が多くて、各国の治亂興衰の跡を窺い見ることができないだけでなく、本国の歴史においても敢えて出して人に見せようともしない。そして“史とは、國が亡んだ後にになって、下筆できるのであって、その国人があえて言うところのものではない”と言う。ああ、果たしてそうであるなら、日本は二千五百年以来、一つの姓が伝わって今に至り、神器が移されたこともないで、もし我が基準で言えば、その國の史は、ついに世に出る日がないこととなる。これだけでなく、近年、各國の未來史がかわるがわる出たり並びに擧げたりして向年『日俄戦争未來記』があり、『日美戦争未來記』があったが、各国人はまた本邦と他の各國の事情を推測して未來記を編成する。そ

の智識を聘してその秘密を洩らすことを能事とし、人の肺腑を明らかにし(照)人の陰邪を出し尽くして(傾)、前を懲らしめ後を毖んで、その國を保とうするのである。我が韓國の事蹟に至っては、もちろん東洋の人はその梗概を知っているが、歐羅巴の各史家には、その藍本西人は藍皮を以て事を記す。比べれば東洋の竹帛の如きであるに載せて国人に示さないものがない。たとえ我の極諱極微の事でも的を指して表わし、小さくでも隠さないのは、短点を捨て長点を取ることを心がけているからである。ところが、我らは、自らその目を蔽い自らその心を錮ぎ、自國の史も知らず、他人に向って我が系譜を徵するのである。恥じることはどれほど甚だしく、辱めることはまた、どれほどであるのか。

昔、建文帝の子、鬱齡に幽閉され、五十年後に救出されたが、鬱髮は真っ白くなり、牛と馬を弁じなかつた。その理由を聞いたら、天の日をも見なかつたので、その他のことをどうして、と言つた。五百年になった今も、聞く人は皆悲しむ。明燕王棣が舉兵し建文を廢して自ら立ち帝となつた。これが永樂である。幽閉された建文の子は時の年が三歳。その後、三帝の五十年を閑て釈かれた。

試して敢えて我が諸君子に問う、あなたは、この帝の子が牛と馬を弁じなかつたことと異同はあるのか、と。世界の五洲の名を知るものが幾輩なのか。五洲をなお知らないのに、どうしてそこにある邦国のことや強弱の勢力の違いを知ろうか。また、外國がどうかは論ずるまでもなく、祖國の現今はどんな地位にあるかについても、真剣に思い及ばず、人民が塗炭にあるのに改め救おう(矯撃)としないし、國権がすでに墮ちたのに恢復を考えない。ただ、人に対しては、なお三四千年前の陳腐した古譚をもって正論・確義にしている。

また古の聖人の遺訓の深意を知らずに、すぐ「その位に在らざればその政を謀らず」その政を謀らず

とは、すなわち今互いに越権しないという意味である。後人は妄りに自ら誤解して家をくつがえ国を誤った。もし果してその言葉のようであるならば、孔子が天下を周遊し人と国政を論じたことと、その政を謀らずという言葉とは、大いに相矛盾しないのか。という。燕雀が安居しているが、棟梁は悉く燃え、魚鼈は釜に泣いているが、刀俎は既に設けられている。ああ、如何なる面目でこの世界に処し、人に向ってどんな言葉を述べるのか。自ら禍を作ったので、誰がまたこれを憐れむだろうか。国内を顧みると、皆がそのように沈んでいる（滔滔）。綱蘇丹（Karl Reichsfreiherr vom und zum Stein 1757-1831：1808年、プロイセン改革を主導する）もし難く綱蘇丹は普國〔今の德国〕プロシアの宰相である。今より101年前、普國は法皇の拿破崙ナポレオンに敗れて国の大半を割譲した。また法兵の駐屯したのが十万、その軍糧と資材はすべて普國が支給し、国は殆んど亡んだのである。綱蘇丹がここで、賢者と能力者を任用し、軍政を修め、学校を興した。その後国民は皆敵愾心を持った。今より三十七年前の庚午（1870）年に大いに法國を破り拿破崙第三帝を捕まえ、その都城に入り、賃金二十億を得た、魯連（魯仲連）。戰国末、秦を帝とすることに反対した、高節の士）はすでに死んだ。誰にその志が有って、我はどこに帰ればよいのか。また、恨まれるところは、人はいざれに子がないか。黄色い髪がまだ乾かず呱呱と泣きながら抱かれている赤ん坊は、来日になると、どのような状態になるか。我らは元より何の功もなく、たとえ、今日は、何も知らない童稚をして、暗黒の網羅の中に駆け込ませても忍べると言うと雖も、人の奴隸にさせてもいいのか。天を仰ぎ歎くと、出る涙があふれてやめることができない。

ここに、我が国内の人の父兄である諸公に告ぐ、今より通鑑・史略などの古書は束ねて高閣に閉まり、勉強する童子には我が韓史を一読させ、その後にまた万国史を読ませて見聞を廣め、情形を認識するようにし、尤も兵・刑・農・工などの実践事業に力を尽くし、怠ることなく荒れ

ることなく、心を尽くしてやっていけば、幾年も経ず、我也また我が旧日の文化を回復して厳然なる独立国の面目を作ることができないと言えるか。そうした後、啞聾も老人も北窓に枕を高くし横になり、その子孫の声を聞くのは、如何であろうか。もしまだ、必ず世が革むるを待ってその後に史を作るべきだと言うならば、敢えて答えず、この時は固より何時か試問する。（1906）」

【資料⑥：半萬年朝鮮歴史序】1923

「朝鮮之有史爲半島、萬年之久、而考諸簡篇、則實無可據之傳記。只知有檀・箕・三韓及羅・濟・句麗之迭代、漢・唐之置府作郡。而疆域之考、滄桑之變、恒在疑雲層疊之中。自高麗至李朝、首尾千載之間、稍有倫脊之無缺。然距今三百年以來、黨爭四起、各主予聖、烏之雌雄、孰能善知。且朝野操觚之士、莫非陳壽之三國誌・溫公之資治通鑑也。如無史魚董狐之秉直、烏可得其眞正乎。此其作史者之病一也。國之有史、猶家之有譜。而朝鮮人之世襲的氣習、汲汲於慕華、兢兢於尊周、言必稱孔・孟之大道、學必習漢・唐之古事。自幼抵老、身神各殊、生死於斯而耻之、服習於彼而榮之、其卑屈固陋、已無可論。所謂能文能言之士、把毫臨楮。三代六朝之治亂、淋漓？成、開喙掉舌、五聖四凶之善惡、的歷證演。至若唐太之抉目、隋煬之喪魂、恒懷不敢之疑懼。乙支之巍勲・蘇文之偉績、只思莫及之猜嫌。不施於文、不表於言。使其來學然然傳襲、既已久矣。豈有史學上講究之精神乎。且例舉行世云爲者之套習、則尤不覺其噴飯而掩鼻也。其於他人之譜學、頗爲巨擘、至於自家之派系、僅記四祖、與顯祖之爲、何其溯及遠代。不能暢誦者、十居八九。此何異於能觀人相之好惡、不知自面之妍媸、而不爲引鏡自照者乎。此其讀史者之病二也。有此難醫之二病、而使之作史、命之讀史。安得無冰炭之不相容哉。朝野之史傳、

非曰無之、或涉偏頗、每多缺陷、尚不見史學之正論。是豈有史神聖之種族底社會耶。維新以來、三十星霜、民志啓發。如麻中自直之蓬。始有史學上研究之精神、而東史之纂述、不止一二。然繁簡相左、虛實不中、讀者之掩卷歎惜、何能自己。余亦於是不無同感、乃克杜門謝客、廣搜諸家記述、編成一冊、命名以半萬年朝鮮歷史也。

肇自檀祖之神降于太白山、歷至四十七王、爲千年之之享國而文獻無稽、莫可接續其治亂之詳。及於箕子東來、據其疆土而王之、亦幾至千年之相承。未乃有三韓之鼎峙、而間有燕人衛滿四十年之閨占。又有以沃沮・濊・貊等、各主一域之起伏。竟爲新羅・百濟・高句麗三強之分立。而新羅則朴・昔・金三姓之迭承王統、爲千年載之稱雄。百濟・高句麗之亡於漢唐、實是新羅之爲僂。新羅之末、甄萱・弓裔之朝暮傾軋、殆無寧日矣。高麗太祖之統合三韓、起自泰封。文物之全盛、足可有輝於青邱之史。歷年四百餘、明主良臣、文武忠烈、亦多記傳。而尚武之餘、國祚難保、暨至李太祖之化家爲國、何莫非天意攸在哉。然鑑於前轍、貶武崇文。馴致國勢之凋殘、蔑僧錮孽、恬視人才之登庸、以四色之黨論爲屋、以八賤之名分爲離。封疆而自守、事大而自保。記之於文章、則彬然燦然、皆是聖冠賢履。論其實事、則卑爾陋爾、孰非奴顏婢膝。如是而偷安、如是而耽樂。腐賤殘劣、以至潛消而無覺。嗚呼、國事以然、人道以然、胡可得以肩於世、齒於人哉。然史之爲史、至公無私。設有表現之難、安莫可逸且返掩也。故即事叙實、強有涉於無忌憚之謗。而余之固陋寡聞、安敢自足於此而稱是乎。姑付剞劂、以俟博識君子之立言、正之云爾

癸亥仲春 著者識]

(句読点変更、[?]は判読不明：権)

【附表】林泰輔著『朝鮮史』・『朝鮮近世史』と玄采訳述『東国史略』と『東史提綱』の目次・頭書対照表

『朝鮮史』	『東國史略』	『東史提綱』
序 (9) 明治壬辰天長節後三日川田剛	序 (2) 丙午夏五月上灘 安鍾和	(『(半萬年)朝鮮歴史(附圖像)』には檀君・箕子・李太祖等27人肖像、大院王・閔泳煥の写真(10)がある)
序 (3) 明治二十五年八月 林泰輔	自序 (7) 丙午五月十三日 玄采	
凡例 (3) (朝鮮國全圖 第一圖)		
卷之一目録 (2)	卷一目録 (20)	卷一目録 (9)
第一篇 総説		癸亥十二月 玄采謹告 (1)
第一章 地理 (7) (物産略表)	*物産略表⇒卷一末	同左
位置、面積、人口、境域、八道、王都、嶋嶼、港灣、潮汐、山脈、河流、氣候、物産	*歴代一覧 新羅・高句麗・百濟⇒卷一末 高麗⇒卷二末 本朝一覧 朝鮮⇒卷三末	
第二章 人種 (4)	*歴代王都表 朝鮮箕子・朝鮮衛滿・高句麗・ 百濟・新羅⇒卷一末	
人種、扶餘人種朝鮮半島ヲ占有ス、東明王南ニ奔るノ説	高麗王都表⇒卷二末	
第三章 歴代沿革ノ概略及ビ政體 (5)		
歴代沿革ノ概略、箕子、三國、高麗、朝鮮、政體		
歴代一覧 (新羅・高句麗・百濟・高麗・朝鮮) (18)		
歴代王都表 (朝鮮箕子・朝鮮衛滿・高句麗・百濟・ 新羅・高麗・朝鮮) (4)		
第二篇 太古史	太古史	太古史
第一章 開國ノ起原 (2)	檀君朝鮮 (2)	檀君朝鮮 (2)
檀君、檀君ハ即五十猛神ノ説	檀君始建國、國號朝鮮、遷都九月山	同左
第二章 箕氏ノ東來及ビ衰替 (4)	箕王歴代 (6)	箕王歴代 (4)
箕子朝鮮ニ王トナル、箕否秦ニ服屬ス、衛滿溟水ヲ渡ル、箕准馬韓ニ奔ル	太祖文聖王東來、都平壤、改官制、置衛軍、鑄子母錢、置水師、通商齊魯、惑方士、日本蝦夷入貢、東胡入寇、王避入江華、秦介入寇、遣使如周、衛滿叛、衛滿竊據	太祖文聖王東來、都平壤、改官制、置衛軍、鑄子母錢、置水師、通商齊魯、惑方士、日本蝦夷入貢、東胡入寇、王避入江華、秦介入寇、遣使如周、衛滿叛、衛滿竊據
第三章 衛氏ノ興亡及ビ郡縣 (5)		
衛滿王陰ニ都ス、漢武帝朝鮮ヲ討ツ、衛氏亡ブ、漢武帝四郡ヲ立ツ、昭帝二府ヲ立ツ、濁貊東北沃沮高句麗等ノ部落アリ		
第四章 三韓ノ建國 (5) (太古地圖 第二圖)	三韓の建國 (2)	三韓の建國 (1)
辰韓韓地ヲ統一ス、馬韓、辰韓、天日槍我邦ニ歸化ス、弁韓	馬韓、辰韓、弁韓	同左
第五章 政治及ビ風俗 (16)	政治及風化 (2)	政治及風化 (2)
箕子八條ノ禁ヲ制ス、高句麗ノ五部、沃沮ノ政治、三韓ノ政治、箕子時代ノ風俗、高句麗ノ風俗、濁ノ風俗、東沃沮ノ風俗、馬韓ノ風俗、辰韓ノ風俗、弁韓ノ風俗、扶餘ノ政治風俗、朝鮮三韓ト我邦トノ關係 (卷之一終32枚) [卷一]	高句麗、濁、東北沃沮、馬韓風俗、弁韓 辰韓風俗	同左
第三篇 上古史	上古史	上古史
卷之二目録 (1)		
第一章 三國ノ分立 (11)	三國の分立 (6)	三國の分立 (4)
新羅、辰韓ノ六部、朴赫居世立ツ、居西干ト號シ國ヲ徐羅伐ト云フ、次々雄、尼師今、昔氏王統ヲ承ク、儒理官制ヲ定ム、國號ヲ雞林ト改ム、高句麗ノ始祖朱夢立ツ、國ヲ高句麗ト號シ高ヲ氏トス、薩水以南ハ漢ニ屬ス、王者禪位ノ始、百濟、溫祚ハ慰禮城ニ居ル、溫祚王位ニ即ク、都ヲ漢山ニ徙ス、馬韓ヲ亡ボス	新羅、太祖朴赫居世、昔氏承王統、儒理定官制、國號鷄林、高句麗東明聖王、國號高句麗、王者禪位之始、百濟、溫祚居慰禮城、溫祚即王位、徙都漢山、馬韓亡	新羅、太祖朴赫居世、關英爲妃、昔氏承王統、儒理定官制、國號鷄林、築月城、高句麗東明聖王、國號高句麗、王者禪位之始、百濟、溫祚居慰禮城、溫祚即王位、徙都漢山、馬韓亡
第二章 三國ノ中世 (6)	三國の中世 (4)	三國の中世 (3)
新羅、金氏始メテ位ヲ嗣グ、中世ノ君ハ深ク心ヲ農事ニ用フ、百濟、古爾王官職服色等ノ制度ヲ定ム、高句	新羅、金氏始位、中世君王留心農事、百濟、古爾王定官職服色等制度、	同左

麗、賑貸ノ法ヲ立ツ、東川王都ヲ平壤ニ移ス	高句麗、賑貸法、東川王移都平壤	
第三章 三國ノ争亂及ビ新羅ノ隆興 (7)	三國争亂と新羅興隆 (6)	三國争亂と新羅興隆 (4)
高句麗始メテ百濟ヲ侵ス、百濟文周王都ヲ熊津ニ徙ス、訥祇麻立干ト號ス、新羅ノ文化ハ二國ノ上ニ出ヅ、新羅國號ヲ定メ王ト稱シ謚ヲ立ツ、女子王統ヲ承クルノ始	高句麗始侵百濟、百濟文周王徙都熊津、新羅文化迫出二國、智證王時謚法、法興王建年號、眞興王三改年號、眞平王改元、女子承王統之始、善德改元、眞德改元	同左
第四章 隋唐ノ來侵 (6)	隋唐の來寇 (5)	隋唐の來寇 (3)
隋煬帝高句麗ヲ伐ツ、隋軍潰走ス、煬帝再タビ高句麗ヲ攻ム、唐高宗高句麗ヲ伐ツ、太宗安市ヲ拔クコト能ハス、太宗師ヲ班ス	楊廣來寇、隋軍潰走、隋帝廣再寇高句麗、唐帝世民寇高句麗、世民敗於安市、世民班師	同左
第五章 百濟高句麗ノ滅亡 (6)	百濟と高句麗の滅亡 (5)	百濟と高句麗の滅亡 (3)
百濟ノ新羅ヲ侵掠スルコト虚歲ナシ、唐高宗百濟ヲ擊ツ、百濟亡ブ、福信等兵ヲ起ス、王子ヲ日本ニ迎フ、唐高宗高句麗ヲ伐ツ、寶藏王唐ニ降リ高句麗亡ブ 三國殺君表・高句麗王世系・百濟王世系 (4)	百濟伐新羅無虛日、唐帝李治攻百濟、百濟亡、福信等起兵、迎王子于日本、唐帝李治攻高句麗、寶藏王降于唐	同左
第六章 駕洛任那及ビ耽羅 (12)	駕洛と任那及耽羅 (4)	駕洛と任那及耽羅 (2)
駕洛、金首露國ヲ開き號シテ伽耶ト曰フ、五伽耶、駕洛ハ太古弁韓ノ地、駕洛新羅ニ降ル、大伽耶又ハ任那ト云フ、日本府、耽羅、印度ノ古音ニ伽耶加羅ノ類多シ、駕洛ノ許皇后阿諱陀國ヨリザル、金首露ハ印度人ナルベシ、南部ト北部トハ其文化同ジカラザルコトアルベシ、駕洛王世系 (1)	駕洛、國號伽耶、五伽耶、駕洛降于新羅、大伽耶又曰任那、耽羅	駕洛、國號伽倻、五伽倻、駕洛降于新羅、大伽倻又曰任那、耽羅
第七章 支那及ビ日本ノ關係 (15)	支那と日本の關係 (4)	支那と日本の關係 (4)
帶方郡、高句麗ハ三面皆漢ト疆域ヲ接ス、魏晉ノ政令ハ東方ニ及バズ、長壽王ハ好ヲ南北兩朝ニ結ブ、百濟新羅使ヲ支那ニ遣スノ始、支那ノ封冊ヲ受クル始、高句麗ト日本トノ關係、百濟近肖古王始メテ日本ニ服屬ス、紀角等阿花ヲ立ツ、百濟ノ亡ビザルハ日本ノ保護ニ賴ル、將相以下日本ニ歸化スル者多シ、日本ノ使耽羅ニ漂着ス、耽羅屢日本ニ朝貢ス、神功皇后新羅ヲ伐ツ、荒田別等七國ヲ平定ス、新羅屢調物ヲ日本ニ貢ス (三國地圖 第三圖)	高句麗三面皆接漢疆域、高句麗之日本關係、百濟近肖古王始通日本、日本使漂着耽羅、耽羅送方物于日本、日本神功后犯新羅、新羅聘使于日本	高句麗三面皆接漢疆域(頭註脱落)、高句麗之日本關係、百濟近肖古王始通日本、日本使漂着耽羅、耽羅送方物于日本、天日槍住居日本、日本神功后攻新羅、新羅聘使于日本、編入百濟民 新羅季世と日本關係 (3) 新羅人作亂、不許入日京、新羅人陰造戎器、日本置邊備、新羅人三名不知所在、日廷祈禱 工藝產業文學教法及方術傳於日本 (5)
第八章 新羅ノ統一 (7)	新羅の統一 (2)	新羅統一 (1)
新羅唐ト兵ヲ接ス、金庾信、人和、王事ニ死スル者多シ、地利、唐貝江以南ノ地ヲ賜フ、九州ヲ置キ郡縣ヲ定メ官號ヲ改ム、九州郡縣表 (1)	金庾信、人和	金庾信、新羅の統一、人和
第九章 新羅ノ衰亡 (10)	新羅の衰亡 (5)	新羅の衰亡 (4)
金良相王ヲ弑シテ自立ス、金明王ヲ弑シテ自立ス、新羅ノ衰亂極ル、高麗ノ王建王ト稱ス、甄萱景哀王ヲ弑シ敬順王ヲ立ツ、敬順王高麗ニ降リ新羅亡ブ、新羅ノ世ヲ分チテ三代トス、新羅王世系 (4)	金良相弑王自立、金明弑王自立、新羅衰亂之極、王建卽位、甄萱弑景哀王立敬順王、敬順王降高麗新羅亡	同左
第十章 泰封及ビ後百濟 (6)	泰封及後百濟 (5)	泰封及後百濟 (3)
弓裔、弓裔王ト稱シ國號ヲ立ツ、泰封、泰封亡ブ、甄萱、甄萱王トナリ後百濟ト稱ス、甄萱屢高麗ヲ侵ス、後百濟亡ブ	弓裔、弓裔建國號曰泰封、紀元設百官、泰封亡、甄萱、甄萱稱後百濟、甄萱屢侵高麗、後百濟亡	同左
第十一章 渤海 (6)	渤海 (3)	渤海 (2)
大祚榮震國王ト號ス、始メテ渤海ト稱ス、渤海ノ官制、	大祚榮稱震國王、始稱渤海、渤海官	同左

日本ニ來聘ス、契丹ノ阿保機興ル、渤海亡ブ 渤海王世系・渤海府州表(2)、(新羅渤海圖 第四圖)【卷二】	制、遣聘日本、契丹阿保機始興、渤海亡	
第十二章 制度 (21)	制度 (10)	制度 (7)
三國皆郡縣ノ制、高句麗ノ官制、 五部 、百濟官制ヲ定メ 六佐平ヲ置ク、 五部 、新羅始メテ官十七等ヲ設ク、 干岐 、地方ノ政治、新羅官制表(2)、官ニ任ジ位ヲ授クル ニ制限アリ、花郎、始メテ讀書出身ノ科ヲ定ム、百官俸 禄ノ制、兵馬ノ政、兵法、兵器、新羅軍號表(1)、百濟聖 明王第三子 琳聖劍 表裏四分ノ一(周防國吉敷郡御堀村 興隆寺所藏)、城柵、高句麗始メテ律令ヲ頒ツ、新羅始 メテ律令ヲ頒ツ、律令典博士ヲ置ク、租税、高麗尺、諸 種ノ制度	三國皆郡縣制、高句麗官制、百濟定官 制、新羅設官十七等、地方政治、官爵 制限、花郎、始定讀書出身科、百官俸 禄、兵馬政、兵法、兵器、城柵、高句麗 始頒律令、新羅始頒律令、置律令典博 士、租税、高句麗尺、諸種制度	同左
第十三章 教法文學及ビ技藝 (26)	教法、文學及技藝等 (16)	教法、文學、技藝等 (13)
儒教高句麗ニ傳ハル、高句麗大學ヲ立ツ、佛教高句麗 ニ傳來ス、儒釋老ノ三教並ビ行ハル、百濟博士及ビ論 語ヲ日本ニ貢ス、五經博士、胡僧摩羅難陀毘ヨリ至ル、 百濟佛像經論ヲ日本ニ獻ズ、新羅ノ佛教、八關、眞興王 髮ヲ削リ王妃モ亦尼トナル、元曉、義相、道詫、世外教、 新羅始メテ國學ヲ立ツ、高句麗ノ歴史、大學博士、 百濟 始メテ書記アリ、新羅ノ文學、始メテ國史ヲ修ム、薛聰 吏道ヲ作ル、崔致遠ノ著書、讀書出身科、吏道文字、天文 曆法、漏刻、藝術、醫學博士、新羅歌樂ノ始、伽耶ノ樂、 高句麗百濟ノ樂、樂器、歌曲、書、繪畫、百濟阿佐太子 所畫聖德太子像、建築、 三大寶 、陶器、鑄造、彫刻、機 織、布帛ヲ度ルノ法、諸種ノ工藝、新羅墨圖新羅武家上 墨(奈良正倉院藏)	儒教傳于平壤、高句麗入大學、佛教傳 來始於高句麗、儒教仙三教并行、博士 及論語千字文遣于日本、五經博士、佛 像經論送于日本、新羅佛教、八關法、 眞興王削髮王后亦爲尼、元曉義相道 詫、世外教、新羅始立國學、高句麗歷 史、大學博士、學術傳日本者多、新羅 文學、薛聰作吏讀、崔致遠著書、讀書 出身科、天文曆法、漏刻、醫學、醫博士、 新羅歌樂之始、伽倻琴、高句麗百濟樂、 樂器、書法、繪畫、建築、陶器、鑄造、彫 刻、機織、布帛、諸種工藝	儒教傳于平壤、高句麗立大學、佛教 傳來始於高句麗、儒教仙三教并行、 博士及論語千字文遣于日本、五經博士、 佛像經論送于日本、新羅佛教、八 關法、眞興王削髮王后亦爲尼、 陜川 海印寺藏經閣 、元曉義相道詫、世外 教、新羅始立國學、高句麗歷史、大學 博士、學術傳日本者多、新羅文學、薛 聰作吏讀、崔致遠著書、讀書出身科、 天文曆法、漏刻、醫學、醫博士、新羅 歌樂之始、伽倻琴、高句麗百濟樂、樂 器、書法、繪畫、建築、陶器、鑄造、彫 刻、機織、布帛、諸種工藝
第十四章 産業 (5)	産業 (4)	産業 (3)
農業、稻田、紡績、蠶桑、茶、牧畜、田獵、商業	農業、稻田、紡績、蠶桑、茶、畜牧、田 獵、商業、貨幣	農業、稻田、 堤堰 、紡績、蠶桑、茶、畜 牧、田獵、商業、貨幣
第十五章 風俗 (23)	風俗 (13)	風俗 (9)
父子兄弟ノ關係、父母ノ爲メニ髀肉ヲ割ク、奴婢、高句 麗ノ婚姻、新羅ニテ第一骨ハ第二骨ノ女ヲ娶ラズ、婚 姻ノ禮頗備ハル、王后ノ同姓ヲ忌ム、天及ビ山川ノ神 ヲ祭ル、慎日、新羅ハ天地ヲ祀ラズ、高句麗ノ喪禮、殉 死、廣開土王ノ碑、新羅ノ殉死、喪服ノ法、新羅始メテ 火葬ヲ行フ、國王ハ廟ヲ立ツ、新羅ノ五廟、百濟衣服ノ 制、高句麗ノ衣服、新羅ノ公服、新羅ノ冠、新羅唐制ニ 從ヒ冠服ヲ改ム、百濟國琳聖冠第一圖側面・第二圖背 面(周防國吉敷郡御堀村興隆寺所藏)、高句麗ノ冠、婦 人ノ頭髮、新羅車馬ノ制、食物、宮室、穴居、新羅屋舍ノ 制度、雜技 (卷之二終 80 枚)【卷三】	父子兄弟關係、爲父母割髀肉、奴婢、 高句麗婚姻、第一骨不娶第二骨女、婚 禮漸備、王后諱同姓、祭天及山川神、 新羅不祀天地、高句麗喪禮、殉死、廣 開土王建碑、新羅時殉死、喪服法、新 羅始行火葬、國王立廟、新羅五廟、衣 服制度、新羅公服、新羅冠、新羅從唐 制改冠服、高句麗衣制、高句麗冠、婦 人編髮、新羅車馬制度、食物、新羅屋 舍制度、雜技 (卷一 100 頁)	同左 (卷一 79 頁)
第四篇 中古史	中古史	中古史
卷ノ三目録 (2)	卷二目録 (24)	卷二目録 (10)
第一章 高麗太祖ノ創業及ビ成宗ノ治 (6)	高麗太祖創業及成宗政治 (5)	高麗太祖創業及成宗の政治 (4)
王建位ニ即キ國ヲ高麗ト號ス、都ヲ松嶽ニ定ム、建國 ノ基礎畧定ス、新羅降ル、後百濟降ル、政誠、百僚ヲ誠 ル書、訓要、惠宗以後四世僅ニ成業ヲ保守スルニ過ぎ ル、成宗ノ諸政、崔承老ガ上疏、徐熙地ヲ割クノ議ヲ排 ス	王建即位國號曰高麗建元曰天授、建 都松岳、建國基礎畧定、新羅降、平後 百濟、政誠及百僚誠、訓要、惠宗以後 四世僅保成業、成宗諸政、崔承老上 疏、徐熙斥割地論	同左

第二章 康兆ノ亂及ビ契丹ノ關係 (9)	康兆の亂及契丹關係 (7)	康兆の亂及契丹關係 (4)
千秋太后政ヲ攝ス、康兆ヲ徵ス、康兆穆宗ヲ弑ス、契丹橐駝ヲ遣(マ)ル、契丹ノ蕭恒徳來寇ス、西京以北ヲ割キテ契丹ニ與ヘントス、 契丹ノ年號ヲ行ヒ封冊ヲ受ク 、契丹康兆ノ罪ヲ問フ、顯宗南幸ス、宋ノ年號ヲ行フ、契丹ノ蕭排押入寇ス、 契丹ノ正朔ヲ奉ズ 、北境ノ關防ヲ置ク、文宗心ヲ政治ニ用フ、宋ト交ヲ絶チシコト五十年、契丹國號ヲ遼ト改ム	母后攝政、徵康兆、康兆弑穆宗、契丹遣橐駝、契丹蕭遜寧來寇、西京以北欲割予契丹、契丹問罪康兆、顯宗南幸、契丹又入寇、遣使請和、北境置關防、文宗留心政治、與宋絕五十年、契丹改國號爲遼	母后攝政、徵康兆、康兆弑穆宗、契丹遣橐駝、契丹蕭遜寧來寇、西京以北欲割予契丹、契丹問罪康兆、顯宗南奔、契丹又入寇、遣使請和、北境置關防、文宗留心政治、與宋絕五十年、契丹改國號爲遼
第三章 女眞ノ役 (6)	女眞の役 (4)	女眞の役 (3)
東女眞、西女眞、盈歌、烏雅束、尹瓘吳延寵女眞ヲ討ツ、北界ノ九城、九城ヲ女眞ニ還ス、女眞阿骨打立ツ、女眞國號ヲ金ト改ム、睿宗武ヲ偃セ文ヲ修ム、 金ノ封冊ヲ受ク	東女眞西女眞、盈歌烏雅束、尹瓘吳延寵討女眞、北界九城、九城還女眞、女眞阿骨打立、女眞改國號曰金、睿宗偃武修文、宋與金共滅遼、睿宗不從宋請	同左
第四章 李資謙及ビ妙清ノ變 (7)	李資謙及妙清の變 (6)	李資謙及妙清の變 (4)
李資謙仁宗ヲ立ツ、金粲等資謙ヲ除カントス、資謙王ヲ己ガ宅ニ遷ス、李資謙ヲ流ス、陰陽禍福ノ説、妙清白壽翰衆ヲ惑ハス、大華宮、妙清等西京ニ據テ反ス、金富軾西京ヲ征ス、西京平グ、陰陽禍福ノ説ハ湮滅セズ	李資謙立仁宗、金粲等欲除資謙、資謙遷王于己第、流李資謙于靈光、 流俊京 、陰陽禍福説、妙清白壽翰惑衆、大華宮、妙清等反據西京、金富軾征西京、平西京、陰陽禍福説尚不湮滅	同左
第五章 鄭李ノ兇逆 (8)	鄭李の兇逆 (6)	鄭李の兇逆 (4)
鄭襲明薬ヲ仰テ死ス、宦者朝官ニ拜スルノ始、鄭仲夫等亂ヲ作ス、文冠ヲ戴ク者皆害ニ遇フ、金甫當兵ヲ起ス、李義旼毅宗ヲ弑ス、庚癸ノ亂、趙位寵兵ヲ起ス、尹麟瞻趙位寵ヲ斬ル、武臣ヲ同修國事トス、崔忠獻李義旼ヲ誅ス	鄭襲明仰藥死、宦官拜朝官自此始、鄭仲夫作亂、戴文冠者皆殺、金甫當起兵、李義旼弑毅宗、庚癸亂、趙位寵起兵、尹麟瞻斬位寵、武臣同修國事、崔忠獻殺義旼	同左
第六章 崔氏ノ專横 (10)	崔氏の專權 (9)	崔氏の專權 (5)
崔忠獻明宗ヲ幽ス、都房、崔忠獻四王ヲ立テ二王ヲ廢ス、 必闖赤 、蒙古來侵、崔誼ヲ誅ス、蒙古ト和ヲ修ム、金仁俊任用セラル、金仁俊ヲ殺ス、林衍ノ廢立、三別抄、政權王室ニ復ス	崔忠獻幽明宗、都房、崔忠獻立四王廢二王、蒙古來寇、誅崔誼、與蒙古修好、任用金仁俊、殺金仁俊、林衍廢立、三別抄	同左
第七章 蒙古ノ入寇及ビ日本ノ役 (8)	蒙古の入寇及日本の役 (7)	蒙古の入寇及日本の役 (5)
蒙古成吉思汗帝位ニ即ク、金山金始ニ二王子大遼ト稱ス、二王子來侵ス、蒙古來リ援フ、蒙古ト好ヲ構ズ、蒙使著古與害セラル、撒禮塔來寇ス、雙城摠管府、蒙古忽必烈立ツ、蒙古使ヲ日本ニ遣ス達セズシテ還ル、瀋阜日本ニ使ス、蒙古元ト號ス、忻都洪茶丘日本ヲ擊ツ、 戰艦破レ金仇溺死ス 、征東行中書省、忻都洪茶丘等再々ビニ日本ニ寇ス、颶風大二起リ戰艦覆没ス	成吉思汗即帝位、金山金始二王子稱大遼、二王子來寇、蒙古來援、與蒙古講和、蒙使被害於金人、撒禮塔入寇、雙城摠管、蒙古忽必烈立、蒙古遣使日本未達而還、瀋阜使日本、蒙古改號元、忻都洪茶丘攻日本、征東行中書省、忻都洪茶丘等再伐日本	同左
第八章 元室ノ專制 (12)	元室の專制 (10)	元室の專制 (7)
東寧府、高麗ノ北部元ノ有トナル、哈丹來侵ス、忠烈王江都ニ入ル、閻里思征東行省平章政事トナル、忠宣王吐蕃ニ流サル、元政衰ヘテ豪傑四方ニ起ル、婆娑府ヲ破リ雙城ヲ陷レ咸州以北ヲ收復ス、紅頭軍來寇ス、恭愍王南幸ス、鄭世雲等紅賊ヲ平グ、金鏞鄭世雲ヲ殺ス、金鏞ヲ誅ス、元益衰ヘテ關係漸ク薄シ	東寧府、高麗北部爲元有、哈丹來寇、忠烈王避入江都、吉思變舊俗、忠宣王流吐蕃、忠惠王流揭陽縣崩、元政亂豪傑四起、破婆娑府、陷雙城、收復咸州以北、紅頭軍來寇、恭愍王南幸、鄭世雲等平紅賊、金鏞殺鄭世雲、誅金鏞、元益衰關係漸小	同左
第九章 辛氏ノ兇逆及ビ繼位 (7)	辛氏の兇逆及繼位 (6)	辛氏の兇逆及繼位 (4)
遍照ヲ師トシ國政ヲ授ク、遍照姓名ヲ辛甿ト改ム、辛甿ヲ誅ス、恭愍王弑セラル、李仁任辛禡ヲ立ツ、辛禡荒淫縱慾、明鐵嶺衛ヲ立ツ、崔瑩ヲ流ス、辛禡ヲ放ツ、禡	遍照爲師傳授國政、遍照改姓名曰辛甿、誅辛甿、恭愍王被弑、李仁任立禡、王禡荒淫縱慾、明立鐵嶺衛、流崔瑩、	同左

ヲ遷シ昌ヲ放ツ	放禱、遷禱放昌	
第十章 北元及ビ明ノ關係 (6)	北元及明の關係 (5)	北元及明の關係 (3)
元惠宗北走シ明太祖帝位ニ即ク、北元ヲ絶ツ、金義明ノ使ヲ殺ス、明歲貢ヲ徵ス、鐵嶺以北疆界ノ紛議、遼ヲ攻ム、李成桂軍ヲ回ス、明鐵嶺衛ヲ罷ム	元順宗北走、明太祖即帝位、絶北元、使金義殺明使、明索歲送、鐵嶺以北疆界紛議、攻遼、我太祖回軍、明罷鐵嶺衛	同左
第十一章 倭寇 (5)	倭寇 (5)	倭寇 (3)
鎮西無賴ノ徒高麗及ビ元ノ濱海ヲ侵ス、金逸等ヲ日本ニ遣ス、藤原經光順天ニ處ル、鄭夢周ヲ日本ニ遣ス、朴歲對馬ニ寇ス、倭寇表(7)	日本無賴徒侵擾高麗及元濱海、遣金逸等于日本、藤原經光居順天、遣鄭夢周于日本、朴歲討對馬島	同左
第十二章 高麗ノ滅亡 (4)	高麗滅亡 (3)	高麗滅亡 (2)
社稷滅亡ノ兆、九臣辛昌ヲ廢シ恭讓王ヲ立ツ、黨派分レ彈劾行ハル、三軍都總制府ヲ立ツ、趙英珪鄭夢周ヲ殺ス、高麗亡ブ、宋學流行ノ結果、高麗王世表(2) (高麗地圖 第五圖) [卷四]	社稷將亡、九臣廢王昌立恭讓王、黨派分彈劾行、立三軍都總制府、趙英珪殺鄭夢周、高麗亡	社稷將亡、九臣廢王昌立恭讓王、黨派分彈劾行、立三軍都總制府、使趙英珪殺鄭夢周、高麗亡
第十三章 制度 (47)	制度 (29)	制度 (19)
官制、六部、文宗官制表(1)、官制ノ元ニ擬似セル者悉ク改ム、官制沿革略表(2)、官階、官階沿革表(3)、地方ノ政治、十道十二州(2)、鄉職、州府郡縣ノ別、兵制、六衛、二軍、二軍六衛表(1)、重房、都房、六衛日ニ耗損シテ都房益盛ナリ、三軍都總制府、州縣ノ軍、水軍、屯田、武學、兵器、石砲、火炮、牧馬、刑法、十二律唐律対照(2)、鄭夢周新律ヲ撰ス、民事ノ訴訟、田地ノ種類、公田、私田、量田ノ歩法、田地ノ等級、米粟ヲ量ルノ法、衡、租税、一般人民ヨリ収ムル所ノ租税、公田ヲ受爾者ヨリ出ス所ノ租税、耗米、貢賦、徭役、鹽稅、臨時ノ科斂、租税減免ノ制、俸祿、田柴科、田柴科沿革表(3)、功蔭田柴、公蔭田柴表、公廡田柴、公廡田柴科表、祿俸、國初ノ田數、恭讓王ノ初六道墾田ノ數、學制、諸學生ノ課業、諸州ニ學ヲ立ツ、瞻學錢、科舉、黑冊粉紅ノ謗、職ヲ限ル	官制、六部、悉改官制之似元者、地方政治、鄉職、兵制、六衛、重房、都房、六衛耗損都房益盛、三軍都總制府、州縣軍、水軍、屯田、武學、兵器、石砲、火砲、牧馬、刑法、鄭夢周撰新律、民事訴訟、田地種類、公田、私田、量田歩法、田地等級、米粟量法、衡、租税、一般人民所收租税、貢賦、徭役、鹽稅、臨時科斂、租税減免、祿俸、田柴科、功蔭田柴、祿俸、國初田數、恭讓王初六道墾田數、學制、立學諸州、瞻學錢、科舉、黑冊粉紅、職限	同左
第十四章 教法 (8)	教法 (6)	教法 (5)
儒學、十二徒、老莊ノ學ヲ禁ズ、性理ノ學始メテ行ハル、儒學ノ著書、釋奠、佛教、禪宗ノ始、天台宗ノ始、佛教ヲ分チテ教宗禪宗トス、程朱學隆興の影響、道教、佛像圖 (對馬國) (1)	儒學、十二徒、禁老莊學、性理學始行、儒學著書、釋奠、佛教、禪宗之始、創天台宗、分佛教為教宗禪宗、程朱學隆興影響、道教	同左
第十五章 文學及ビ技藝 (14)	文學及技藝 (10)	文學及技藝 (7)
文學、文學鬱然トシテ起ル、文運ノ一大災厄、歴史、詩文集、書籍ノ印行、藏經高麗本、活字板、天文暦象、曆法、醫術、醫術ハ皆宋ヨリ傳來セリ、音樂、雅樂、唐樂、俗樂、樂器、書法、圖畫、建築、螺鈿器ノ法日本ヨリ傳ハル	文學、文學蔚興、文運一大災厄、歴史、詩文、書籍印行、藏經高麗本、活字印板、天文暦象、曆法、醫術、醫術自宋傳來、音樂、雅樂、唐樂、俗樂、樂器、書法、圖畫、建築	同左
第十六章 產業 (8)	產業 (6)	產業 (4)
農業、墾田ノ制、水車、蠶桑、木綿、商業、貨幣ノ沿革、始メテ鐵錢ヲ用フ、錢貨銀瓶ヲ鑄ル、物價ハ大抵ヲ以テ計ル、外國ノ貿易、物價表・錢之圖(2)	農業、墾田制、水車、蠶桑、木綿、商業、貨幣沿革、始用鐵錢、鑄錢貨及銀瓶、物價以米為主、外國貿易	農業、墾田制、堤堰、水車、蠶桑、木綿、商業、貨幣沿革、始用鐵錢、鑄錢貨及銀瓶、物價以米為主、外國貿易
第十七章 風俗 (28)	風俗 (13)	風俗 (9)
宦者、宦者始メテ事ヲ用フ、奴婢、奴婢拜參ノ始、奴婢ノ直、老者ヲ尊ヒ篤疾ヲ恤ム、戸主相續ノ法、國王ノ配偶、姑姊妹ノ近屬ニテ王后ニ冊スル者アリ、同姓ヲ娶	宦官始用事、奴婢、奴隸拜參自此始、奴隸價值、尊老恤疾、繼嗣法、國王配偶、姑姊妹近屬為王后、禁娶同姓、國	同左 (卷二 93 頁)

<p>ルヲ禁ズ、國王ノ外ハ妾ヲ蓄フルコト稀ナリ、官妓、婚姻ノ禮、祭祀ニ大中小ノ別アリ、天地社稷ヲ祀ル、王者ノ喪禮、喪服、葬禮奢侈ノ風行ハル、墓地ノ制、五廟、衛護、大夫士庶人皆家廟ヲ立ツ、衣服ノ制、開剃辯髮して元の俗に倣ふ、祭服、朝服、公服、元ノ衣冠ヲ服ス、始メテ明制ニ依ル、婦人ノ頭髮服飾、飲食、牛馬を宰スルヲ禁ズ、飲酒ヲ禁ズ、家屋、穴居、俗間ニ行ハル ル瑣事異聞（卷之三終 100 枚）[卷五]</p>	<p>王外蓄妾者小、官妓、婚姻禮幣、祭祀分大中小、祀天地社稷、王者喪禮、喪服、葬禮奢侈、衣服制、開剃辯髮從元俗、朝服、公服、婦人頭髮服飾、飲食、禁宰牛馬、家屋 (卷二 138 頁) 歴代一覽高麗・高麗王都表 (4)</p>	<p>同左 (4)</p>
<p>『朝鮮近世史』巻上</p>	<p>近世史</p>	<p>近世史</p>
<p>例言</p>		
<p>目次</p>	<p>卷三目録 (17)</p>	<p>卷三目録 (7)</p>
<p>朝鮮近世史引用書目 (6) *朝鮮國全圖</p>		
<p>第一章 朝鮮の基業 (20)</p>	<p>朝鮮記上 (1)</p>	<p>朝鮮記上 (1)</p>
<p>太祖の來歴、歴代の略説、高麗末の概略、恭愍王弑せられ辛禑立つ、李成桂倭寇を荒山に破る、支那との關係、高麗末には元に従ふと明に事ふるとの二黨あり、遼東を攻む、李成桂軍を回す、辛禑を放つ、崔瑩を殺す、辛昌立つ、恭讓王立つ、李成桂三軍都摠制使となる、鄭夢周を殺す、李成桂王位に即く、王氏の宗族を除く、即位を明に告ぐ、國號を朝鮮と改む、朝鮮の名義、明の詰責を受く、太祖即位の初政、都を漢陽に定む、鄭道傳の亂、太祖位を定宗に傳ふ、諸功臣の私兵を罷む、朴苞の亂、定宗位を太宗に傳ふ、上王咸興に奔る、上王薨す明謚を康獻と賜ふ、太宗の政治、敦寧府を設く、婦女の再嫁を禁す、學問を獎勵す、鑄字所を置き活字を鑄て書籍を印行せしむ、活字板事業の隣邦との比較、識書を焚く、太宗位を世宗に禪る、太宗の失政</p>	<p>太祖 四祖世譜 (5)</p>	<p>同左 四祖世譜 (4)</p>
<p>第二章 世宗の治蹟 (14)</p>	<p>世宗治蹟 (12)</p>	<p>世宗治蹟 (9)</p>
<p>世宗は精を文治に勵ます、文臣に長暇を賜ひて書を讀ましむ、湖堂、宗學を建て禮樂を定む、天文曆象の諸器を製す、官撰の書籍、諺文を作る、世宗の政治、刑獄を恤む、租税を定む、頒祿の式を定む、經國大典の基礎を定む、明との關係、日本との關係、對馬島を侵す、對馬島と條約を定む、北邊野人との交渉、四郡を置く、六鎮を設、北邊の經略粗定る、海東の堯舜</p>	<p>世宗勵精文治、賜文臣長暇讀書、湖堂、建宗學定儀樂、製天文曆象諸器、官撰書籍、禁中設國文局、政治、恤刑獄、租稅、制頒祿式、定經濟大典基礎、明國關係、日本關係、討對馬島、定對馬島條約、北邊野人交涉、置四郡、設六鎮、北邊經略粗定</p>	<p>世宗勵精文治、賜文臣長暇讀書、湖堂、建宗學定儀樂、製天文曆象諸器、建欽敬閣、官撰書籍、禁中設國文局、政治、恤刑獄、租稅、制頒祿式、定經濟大典基礎、明國關係、日本關係、討對馬島、定對馬島條約、北邊野人交涉、置四郡、設六鎮、北邊經略粗定</p>
<p>第三章 世祖の纂立 (7)</p>	<p>世祖靖難 (5)</p>	<p>世祖即位 (4)</p>
<p>世宗薨し文宗立つ、文宗薨し端宗立つ、首陽大君珠金宗瑞を殺す、孫は領議政となり内外兵馬の事を掌る、世祖端宗の禪を受く、成三問等上王の位を復せんことを謀る、成三問等謀露されて殺さる、六臣を殺す、上王を降封して魯山君とし寧越に放つ、錦城大君魯山を復せんことを謀り事露はれて殺さる、魯山を殺す、魯山の位を復して端宗と號す、世祖は豪邁にして雄圖あり、申叔舟野人を征す、李施愛の叛、李施愛を平く、魚有沼等建州衛を伐ち李滿住を斬る</p>	<p>世宗崩文宗立、文宗崩端宗立、洪允成殺金宗瑞、世祖拜領議政兼内外兵馬都統使、世祖登寶位、成三問等謀復上王位不成死之、降封魯山、錦城大君謀復上王位死之、魯山君崩、復魯山位廟號端宗、世祖豪邁有雄圖、申叔舟征野人、李施愛叛、平李施愛、魚有沼等伐建州衛斬李滿住</p>	<p>世宗崩文宗立、文宗崩端宗立、使洪允成殺金宗瑞、世祖拜領議政兼内外兵馬都統使、世祖即位、成三問等謀復上王位不成死之、降封魯山、錦城大君謀復上王位死之、魯山君崩、復魯山位廟號端宗、世祖有雄圖、申叔舟征野人、李施愛起兵、平李施愛、魚有沼等伐建州衛斬李滿住</p>
<p>第四章 大典の制定 (7)</p>	<p>大典の制定 (7)</p>	<p>大典の制定 (5)</p>
<p>世祖の文治、經國大典を纂修せしむ、世祖位を睿宗に傳ふ、經國大典成る、睿宗薨し成宗立つ、經國大典を頒つ、大典續錄を頒つ、五禮儀を續成す、吏典の官制、東班西班牙の制、東班の京官職、東班の外官職、西班牙の京官</p>	<p>世祖文治、纂修經國大典、世祖傳位睿宗經國大典成、睿宗崩成宗立、頒經國大典于中外、頒大典續錄、五禮儀完成、吏典官制東班西班牙、東班京職、東</p>	<p>同左</p>

職、西班牙の外官職、戸典、禮典、兵典、刑典、工典、成宗心を風化に用ふ、内部には既に腐敗の兆候あり 東班職官表(1)・西班牙職官表(1)	班外職、西班牙職、西班牙外職、戸典、禮典、兵典、刑典、工典、成宗用心風化、盛極將衰時	
第五章 士林の禍及び外交 (19)	士林の禍及外交 (22)	士林の禍及外交 (14)
成宗薨し燕山立つ、戊午の禍、甲子の禍、剖棺斬屍碎骨瓢風の刑、燕山の淫虐、燕山を廢し中宗を立つ、燕山の弊政を革む、金淨等廢后尹氏 (1911版は訂正) を立んとして争端漸く開く、趙光祖を大に信任せらる、己卯の禍、南袞等趙光祖を讒す、趙光祖を殺す、辛卯の三奸、丁酉の三凶、中宗薨す、仁宗立つ、明宗立つ、母后尹氏政を聽き尹元衡事を用ふ、母后外戚專横の端始めて開く、尹元衡と尹任との軋轢、尹任等殺さる、一時の名士誅戮竄配せらるゝ者多し、尹元衡權を秉ること二十年に及ぶ、李滉官爵を削奪せらる、李滉の學問、道學の隆盛、佛教の排斥、明宗薨す、宣祖立つ、朋黨の漸、宣祖の初政、北方の關係、野人を征す、野人入寇して慶源府を陥る、日本との關係、三浦の亂、倭船全羅道を寇す、備邊司の制を定む、八幡船	成宗崩燕山立、戊午土禍、甲子土禍、剖棺斬屍、燕山淫虐、燕山廢中宗立、革燕山弊政、金淨等請立廢后 懶氏爭端漸開、大任趙光祖、己卯土禍、南袞等讒趙光祖、殺趙光祖、辛卯三姦、丁酉三凶、中宗崩、仁宗立、明宗立、母后聽政尹元衡當國、外戚專權始開、尹元衡尹任の軋轢、殺尹任等、一時名士誅戮竄配、尹元衡秉權二十年、削奪李滉官爵、李滉學問、道學隆盛、排斥佛教、明宗崩、宣祖立、朋黨之漸、宣祖初政、北方關係、征野人、野人入寇陷慶源府、日本關係、三浦亂、倭寇全羅道、定備邊司制、八幡船	成宗崩燕山立、戊午土禍、甲子土禍、剖棺斬屍、燕山淫虐、燕山廢中宗立、革燕山弊政、金淨等請立廢后 懶氏爭端漸開、大任趙光祖、南袞等讒趙光祖、殺趙光祖、己卯土禍、辛卯三姦、丁酉三凶、中宗崩、仁宗崩、仁宗崩明宗立、母后聽政尹元衡當國、外戚專權始開、尹元衡尹任の軋轢、殺尹任等、一時名士誅戮竄配、尹元衡秉權二十年、削奪李滉官爵、李滉學問、道學隆盛、排斥佛教、明宗崩、宣祖立、朋黨之漸、宣祖初政、北方關係、征野人、野人入寇陷慶源府、日本關係、三浦亂、倭寇全羅道、定備邊司制、八幡船
第六章 壬辰の亂 (34)	壬辰亂 (47)	壬辰亂 (29)
壬辰以前の内情、豊臣秀吉宗義智を遣し路を朝鮮に假り明を伐んとするトを告ぐ、黄允吉金誠一等をして日本に聘せしむ、情状を明に報す、防禦の策を議す、明の内情、行長清正等兵を率みて海を渡る、釜山より京城に至るに三路あり、行長清正長政三路より進む、三路の防禦、忠州陥り申砬死し李鑑走る、王子を諸道に分遣して勤王の兵を召す、王京城を出づ、王開城に至る、三路の兵皆京城に入る、王平壤に至る、使を明に遣して援を乞ふ、王平壤を發す、清正咸鏡道に入る、三都皆陥る、王義州に至る、祖承訓兵を率みて來る、祖承訓敗れ遼東に還る、二王子擒せらる、李舜臣大に敵 (修正なし) 軍を破る、龜船、李庭翰權慄の戰勝、金時敏晋州を守固す、各地の義兵、義兵の起りし理由、祖承訓の敗報を聞て大に愕く、遊説の士を募り沈惟敬之に應す、沈惟敬行長に會して和を議す、明宋應昌を經略とす、李如松を東征提督とす、李如松三協の軍鴨綠江を渡る、沈惟敬の來往、李如松平壤を圍む、行長京城に遁る、李如松碧蹄館の敗、和議復た興る、日本軍京城を退く、七條の約を議す、朝鮮の二王子を還す、清正等晋州を陥る、王講和を喜はす、秀吉明使を延見す、和議破る、日本再び兵を發す、明の邢玠楊鎬朝鮮を救ふ、元均敗死す、南原陥る、全州陥る、稷山の戰、日本軍慶尚道に退駐く、蔚山を攻む、楊鎬京城に還る、楊鎬罷めらる、萬世德經理となり兵を四路に分つ、新塞の敗、明和を議し質を送る、秀吉薨す、李舜臣戰死す、日本の師還る、家康講和を圖る、和議成る、己酉條約、七年間八道を蹂躪せらる、明軍救援の恩に感すること深し (巻上 99 枚)	壬辰前内情、豊臣秀吉遣宗義智欲假道朝鮮伐明國、黃允吉金誠一等聘日本、通情狀于明、議防禦策、明國內情、行長清正等率兵渡海、鄭撥戰死、宋象賢遇害、行長清正長政三路入寇、三路防禦、忠州陥申砬死李鑑走、分遣王子于諸道召勤王兵、宣祖播遷、上至開城、三路敵兵皆入京城、上至平壤、請援于明、劉克良戰死、上發平壤、清正入咸鏡道、上至義州、祖承訓率兵來援、祖承訓還遼東、二王子見執、李舜臣大破敵軍、龜船、三道兵潰、各地義兵、郭再祐、梨峴大捷、趙憲七百義兵及僧靈圭、朴晉飛擊震天雷、李廷翰固守延安、鄭文孚大破賊兵、晋州陥敗、義兵理由、祖承訓敗報至明廷大驚、募遊説沈惟敬應命、沈惟敬會行長議和、宋應昌拜經略、李如松拜東征提督、三脇軍渡鴨綠江、沈惟敬來往、李如松圍平壤急、行長遁京城、李如松碧蹄館破績、和議更興、敵軍退走慶尚道、定七條約、上不喜和議、秀吉延見明使、和議破、日本再入寇、明邢玠楊鎬救朝鮮、元均敗死、南原陥、全州亦陥、日兵大敗於素沙坪、楊鎬還京城、楊鎬罷職、萬世德分兵四路、泗川敗績、秀吉死、李舜臣戰死、日本德川家康命班師、家康欲講話、和議始成、己酉條約 (巻三 100 頁) 本朝一覽 (4)	壬辰前内情、豊臣秀吉遣宗義智欲假道朝鮮伐明國、黃允吉金誠一等聘日本、通情狀于明、議防禦策、明國內情、行長清正等率兵渡海、鄭撥戰死、宋象賢遇害、行長清正長政三路入來、三路防禦、忠州陥申砬死李鑑走、分遣王子于諸道召勤王兵、宣祖播遷、上至開城、三路日兵皆入京城、上至平壤、請援于明、劉克良戰死、上發平壤、清正入咸鏡道、上至義州、祖承訓率兵來援、祖承訓還遼東、二王子見執、李舜臣大破日軍、龜船、三道兵潰、各地義兵、郭再祐、梨峴大捷、幸州大捷、閑山島前洋大捷、趙憲七百義兵及僧靈圭、朴晉飛擊震天雷、李廷翰固守延安、鄭文孚大破賊兵、晋州陥敗、義兵理由、祖承訓敗報至明廷大驚、募遊説士沈惟敬應命、沈惟敬會行長議和、宋應昌拜經略、李如松拜東征提督、三脇軍渡鴨綠江、沈惟敬來往、李如松圍平壤急、行長遁京城、李如松碧蹄館破績、和議更興、秀吉延見明使、和議敗、日本再來攻、明邢玠楊鎬救朝鮮、元均敗死、南原陥、全州亦陥、日兵大敗於素沙坪、日兵退走慶尚道南邊、楊鎬還京城、楊鎬罷職、萬世德分兵四路、泗川敗績、秀吉死、李舜臣戰死、日本德川家康命班師、家康欲講和、和議始成、己酉條約 (巻三 65 頁) 李朝一覽：朝鮮 (4)

『朝鮮近世史』卷下	朝鮮記下	朝鮮記下
	卷四目録 (16)	卷四目録 (8)
第七章 満洲の入寇及び講和 (26)	満洲入寇及講和 (28)	満洲入寇及講和 (18)
宣祖薨し光海君立つ、満洲愛親覺羅氏興る、明の楊鎬満洲を伐つ、姜弘立明を助けて満洲と戦ひ敗績す、姜弘立満洲に降る、光海の失徳失政、臨海君を殺す、永昌大君を殺す、太后を廢し西宮に幽す、朝廷日に亂る、李貴等義兵を擧げて光海を廢す、仁祖立つ、廢立の理由、靖社の功を録す、李适反す、仁祖公州に奔る、李适を殺す、満洲太宗立つ、満洲阿敏等來寇す、仁祖江華に遁る、満洲と和を約し盟をなす、仁祖京城に還る、 日本援兵を出さんとす 、満洲蒙古の諸貝勒太宗に稱せんことを勧めるを來り告く、満洲使書を拒絶す、満洲太宗皇帝位に即き國を清と號す、清太宗親ら朝鮮を伐つ、仁祖南漢山城に奔る、清兵南漢山城を圍む、諸道の軍皆敗績す、江華城陥る、仁祖清に降る、斥和の臣を瀋陽に送る、清の年號を行ひその封冊を受け事大の禮を定む、歲幣、三田渡の碑を建つ、朝鮮と清と交際の禮儀、朝鮮は清に心服せず、清を助けて明を伐つ、復た清を助けて明と戰ふ、清世祖都を北京に遷す、仁祖薨じ孝宗立つ、孝宗清を伐んことを計畫す、宋時烈李浣を信任す、清を助けて羅禪を伐つ、孝宗薨じ顯宗立つ、明全く傾覆す、北伐の議行はず、清米を送りて饑饉を振濟す、清の年號は表面の外は用ひしことなし	宣祖崩光海立、満洲愛親覺羅氏、明楊鎬伐満洲、姜弘立降満洲、光海失政失德、殺永昌大君璣、幽太后于西宮、朝廷日亂、李貴等舉義廢光海、仁祖立、廢立理由、錄靖社功、李适反、仁祖播越公州、誅李适、上還京城、満洲太宗立、満洲阿敏等來寇、上播越江華、與滿洲盟爲兄弟國、上還京城、満洲蒙古諸貝勒（欲上尊號於滿洲太宗皇太極）、拒絕滿洲使臣及其書、満洲太宗即帝位國號曰清、清太宗入寇、仁祖幸南漢山城、清兵圍南漢山城、諸道軍皆敗績、江華城陥、仁祖講和、送斥和臣于瀋陽、三學士、受清壓制、不服清國、助清伐明、復助清伐明、清太宗殂世祖立、清世祖遷都北京、仁祖崩孝宗立、孝宗欲伐清、上深信宋時烈及李浣、助清伐羅禪、孝宗崩顯宗立、明國傾覆、北伐議不行、清國送米賑濟饑饉	宣祖崩光海立、満洲愛親覺羅氏、明楊鎬伐満洲、姜弘立助明伐満洲敗績、姜弘立降満洲、光海失政失德、殺永昌大君璣、幽太后于西宮、朝廷日亂、李貴等舉義廢光海、仁祖立、廢立理由、錄靖社功、李适反、仁祖播越公州、誅李适、上還京城、満洲太宗立、満洲阿敏等來寇、上播越江華、與滿洲盟爲兄弟國、上還京城、満洲蒙古諸貝勒欲上尊號於滿洲太宗皇太極、拒絕滿洲使臣及其書、満洲太宗即帝位國號曰清、清太宗入寇、仁祖入南漢山城、清兵圍南漢山城、諸道軍皆敗績、江華城陥、仁祖講和、送斥和臣于瀋陽、三學士、受清壓制、不服清國、助清伐明、復助清伐明、清太宗殂世祖立、清世祖遷都北京、仁祖崩孝宗立、孝宗欲伐清、上深信宋時烈及李浣、助清伐羅禪、孝宗崩顯宗立、明國傾覆、北伐議不行、清國送米賑濟饑饉
第八章 文化及び黨争 (26)	文化及黨爭 (30)	文化及黨爭 (27)
黨派の争は書院に起原す、書院の始史、書院の疊設を禁し祠院を毀つ、許浚の醫術、韓漫の書法、曆法、鄭斗源西洋の書籍器械を進む、始めて時憲暦を行ふ、常平通寶、人民錢を便とす、礪山の採掘を禁す、黨派の始、東人西人、南人北人、大北小北、中北肉北骨北、清小北濁小北、清西功西、老西少西、清南濁南、庚申の大黜陟、老論少論、南人大用に用ひらる、金壽恒を殺す、朴泰輔を殺す、宋時烈を殺す、南九萬を領相とす、南人の政を改む、世子代理、肅宗薨じ慶宗立つ、延祔君を世弟とす、世弟代理、壬寅の獄、景宗薨じ英祖立つ、老論を用ふ、李麟佐兵を擧ぐ、士人の朝政を議し上疏することを禁す、英宗の政治、法典の編纂、續大典、大典通編、英宗正宗の時官撰の書籍、朝鮮第二の振興、英宗世孫を立つ、世孫代理、正宗立つ、洪麟漢鄭厚謙を殺す、洪國榮を大將とす、世道の始、洪國榮を廢黜す、政治の實權は吏胥にあり、大院君黨派の名目を一掃す 黨派分裂表 (1)	黨争起於書院、禁書院疊設毀祠院、許浚醫術、韓漫書法、曆法、鄭斗源進西洋書籍及器械、始行時憲暦、貨幣、常平通寶、人民知錢之便利、禁採掘礪山、黨派之始東人西人、南人北人、大北小北、中北肉北骨北、清西功西、老西少西、清南濁南、庚申大黜陟、老論少論、南人大用、殺金壽恒、殺朴泰輔、殺宋時烈、南九萬為領相、改南人政、東宮代理、肅宗崩慶宗立、延祔君封東宮、東宮聽政、壬寅獄、景宗崩英祖立、用老論、李麟佐舉兵、禁士人論朝政及上疏、英祖政治、法典纂輯、大典通編、英祖正祖時纂輯書籍、朝鮮第二振興、英祖封東宮、東宮聽政、正祖皇帝立、洪國榮拜大將、世道始初、洪國榮廢黜、政治實權常在吏胥、大院君用人不拘黨派	黨争起於書院、禁書院疊設毀祠院、醫術、ト筮、文章、詩律、書法、絵画、古山子地圖、火砲砲車、瀝青法、木牛流馬自鳴鐘、小汽車、金臂鉗、電報器械、鎌器扇簾等、蓑器、木工、農業、種桑種柳、曆法、鄭斗源進西洋書籍及器械、始行時憲暦、貨幣、常平通寶、人民知錢之便利、商賈、京城市廬、八道鄉市、堤堰、禁採掘礪山、黨派之始東人西人、南人北人、大北小北、中北肉北骨北、清西功西老西少西、清南濁南、庚申大黜陟、老論少論、南人大用、殺金壽恒、殺朴泰輔、殺宋時烈、南九萬為領相、改南人政、東宮代理、肅宗崩景宗立、延祔君封東宮、東宮聽政、壬寅獄、景宗崩英祖立、用老論、李麟佐舉兵、禁士人論朝政及上疏、英祖政治、法典纂輯、大典通編、英祖正祖時纂輯書籍、朝鮮第二振興、英祖封東宮、東宮聽政、正祖皇帝立、洪國榮拜大將、世道始初、洪國榮廢黜、政治實權常在吏胥、大院君用人不拘黨派
第九章 外戚及び王族の專恣 (14)	外戚及宗親の秉權 (14)	外戚及宗親の秉權 (8)
正宗薨し純祖立つ、世子代理、純祖薨し憲宗立つ、金氏簾を垂れ政を聽く、憲宗薨す、哲宗立つ、金氏の權内外	正祖崩純祖立、東宮代理、純祖崩憲宗立、純元皇后聽政、憲宗崩、哲宗立、金	正祖崩純祖皇帝立、東宮代理、純祖崩憲宗皇帝立、純元皇后聽政、憲宗

に傾く、諸金權を争ひて世子定らず、支那國難の影響、哲宗薨す、趙氏洪氏各其權力を振はんとす、趙妃簾を垂る、今上立つ、大院君を待するの禮を議す、大院君大政を協賛す、大院君柄政の來由、王族はもと政に干るを許さず、大に黜陟を行ふ、景福宮を建つ、王新宮に移る、大に制度の改革を行ふ、書院を毀ち院儒を逐ふ、人を用ふること黨派に拘らざ	氏權傾内外、請金氏爭辨東宮未定、支那國難影響、哲宗崩、神貞皇后垂簾、今上即位承翼祖統、待大院君以不臣禮、大院君協賛大政、許宗室赴科及干涉朝政、大行黜陟、重建景福宮、移御新宮、制度大改革、毀書院逐院儒、用人不拘黨派	崩、哲宗立、金氏權傾内外、諸金氏爭辨東宮未定、支那國難影響、哲宗崩、光武皇帝即位承文祖皇統、神貞皇后垂簾、待大院君以不臣禮、大院君協賛大政、許宗室赴科及干涉朝政、大行黜陟、重建景福宮、移御新宮、制度大改革、毀書院逐院儒、用人不拘黨派
第十章 歐米及び日清との關係 (30)	歐米及日清の關係 (30)	歐米及日清の關係 (21)
天主教傳來の起源、李丁等天主教を尊信す、燕京に書を購ふことを禁す、西書を焚く、西教徒を殺す、佛國宣教師始めて京城に入る、大に西教徒を殺す、西教徒數千人を戮す、佛艦來寇す、佛軍敗走す、石碑を鍾路に立つ、獨佛米の人南延君の墓を發掘す、米艦を砲撃す、西教徒を誅しりこと廿餘萬人に及ぶ、王妃閔氏を立つ、大院君勢力を失ふ、日本との交聘絶つ、日本兵艦を砲撃す、日本と修好條規を締結す、支那は朝鮮の屬國に非ることを列國に告ぐ、元山仁川を開く、金玉均等を日本に遣して觀察せしむ、大院君廢位を圖りて成らず、大院君の亂、日本公使館を襲ふ、魚允中清の兵力を借んとす、支那大院君を押送す、李鴻章の命を聽て其政を處理す、事大黨獨立黨、金玉均の乱、日本兵王宮を護衛す、清兵宮中に亂入す、金玉均朴泳孝等日本に逃る、日本と和議を修む、天津條約成る、英國巨文島を占領す、英巨文島を還す、露國と條約を定む、 金鏞元露國の保護を求む、清大院君を還す、袁世凱大院君廢位を謀る、露國と陸路通商條約を定む、米獨伊佛と條約を締結す、金玉均殺さる、東學黨起る、清の援軍を求む、清兵牙山に上陸す、日本亦兵を出す、日本兵王宮を占領す、軍國機務所を設く、日清兩國宣戰を公布す、日本軍平壤を陥る、清は日本と和を議す、新に官制を定む、大院君の政に與るを罷む、日清兩國は媾和條約を定む、朝鮮の獨立定む （卷下 96 枚） 附錄 朝鮮李氏世系 (1)	天主教傳來原因、禁使臣購西書焚西書、鋤治西教徒、佛國宣教師始入京城、大殺西教徒、大戮西教徒數千人、佛艦來寇、佛軍敗走、立斥和碑于鍾路、獨佛米三國人發掘墓所、砲擊米艦、誅戮西教徒爲二十四萬人、閔氏爲后、大院君失勢、交聘始絕、砲擊日本兵艦、結日本修好條規十二條、支那公告列國謂朝鮮非其屬國、開元山仁川兩港、遣徐光範金玉均于日本（察其學藝及施政）、壬午軍變、襲擊日本公使館、魚允中借清兵、護送大院君、聽李鴻章言、守舊黨獨立黨、金玉均亂、日兵來衛播遷景祐宮、清兵入宮、金玉均朴泳孝逃往日本、日本和議成、天津條約、英占巨文島、英還巨文島、露國定條約、創親露議、定露國陸路通商條約、結米獨伊佛條約、東學黨亂起、請援于清國、清兵上陸牙山、日本亦出兵、日兵攔入宮中、設軍國機務所、清日兩國宣戰書、日兵陷平壤、清日議和、定新官制、罷大院君執政、清日兩國定媾和條約、定朝鮮獨立	天主教傳來原因、禁使臣購西書焚西書、鋤治西教徒、佛國宣教師始入京城、大殺西教徒、大戮西教徒數千人、佛艦來寇、佛軍敗走、立斥和碑于鍾路、獨佛米三國人發掘墓所、砲擊米艦、誅戮西教徒爲二十餘萬人、閔氏爲后、大院君失勢、交聘始絕、砲擊日本兵艦、結日本修好條規十二條、支那公告列國謂朝鮮非其屬國、開元山仁川兩港、遣徐光範金玉均于日本察其學藝及施政、壬午軍變、襲擊日本公使館、魚允中借清兵、執送大院君、聽李鴻章言、守舊黨獨立黨、金玉均亂、日兵來衛播遷景祐宮、清兵入宮、金玉均朴泳孝逃往日本、日本和議成、天津條約成、英占巨文島、英還巨文島、露國定條約、創親露議、定露國陸路通商條約、結米獨伊佛條約、東學黨亂起、請援于清國、清兵上陸牙山、日本亦出兵、日兵攔入宮中、設軍國機務所、 日清兩國宣戰書、日兵陷平壤、日清議和、定新官制、罷大院君執政、日清兩國定媾和條約、定朝鮮獨立
年表 (18)	附甲午後十年記事 (6) (卷四 110 頁) (乙巳新條約、海牙事件及釋讓、隆熙時事、結論 (31 頁) : 3 版追加)	附甲午後十年記事 (4) 又附韓國併合顥末明治大帝史中朝鮮總督府公布全文 (10) (卷四 88 頁)

* 頭書のゴシック体は、修正・省略・追加などのある部分である。

** タイトルや項目、巻号の後の（数）は、当該部分の枚数あるいは頁数である。